

2013 年 8 月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

2016 年 3 月 1 日満期 早期償還条項付ノックイン型

日経平均株価連動円建社債

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定也没有ありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

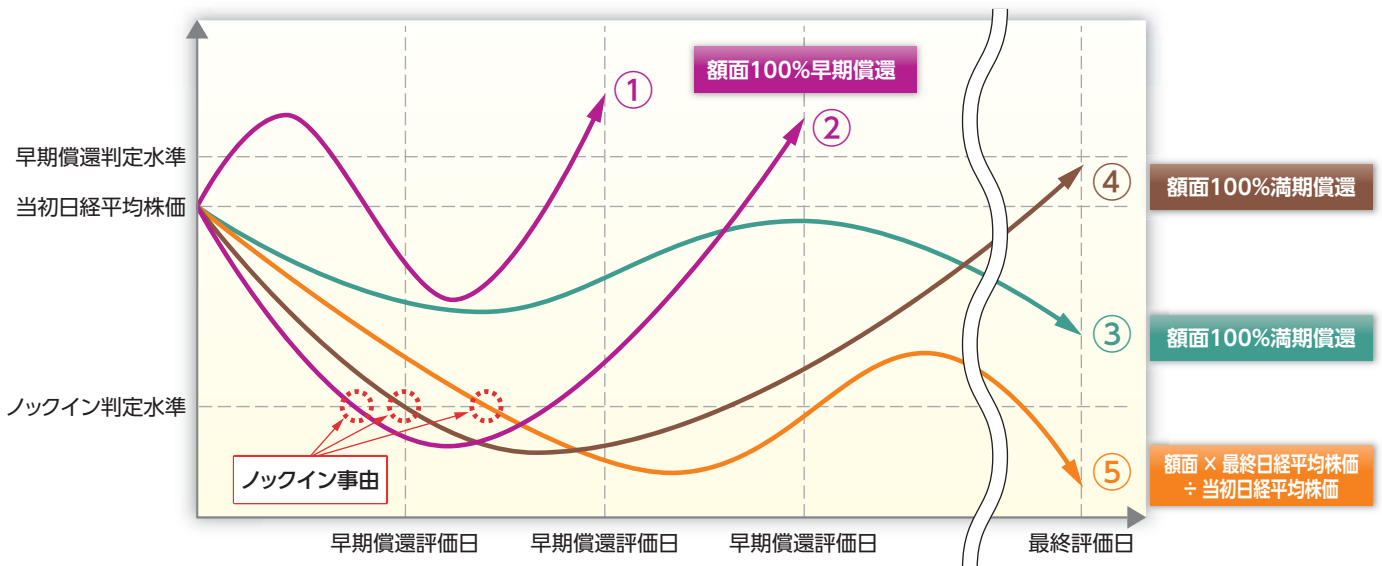
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する償還に係る説明書及び想定損失額に関する説明書は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、日経平均株価終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、日経平均株価終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 当初日経平均株価終値」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割りで満期償還

期中に一度でも、日経平均株価終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 $<$ 当初日経平均株価終値」の場合、「額面金額 $\times$ (最終日経平均株価 $\div$ 当初日経平均株価)」の現金にて満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還及び買入れ」をご確認ください。

<日経平均株価(ご参考)>



出所：ブルームバーグ、2001年1月4日から2013年8月2日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標（日経平均株価）の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」という）のシミュレーションです（将来における実際の損失額を示すものではありません。）。

□ 満期償還時の想定損失額（過去データ）

以下の観測期間における日経平均株価の最大下落率は、以下の通りです。

観測期間	期間	日経平均株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2011/1/4～2013/6/28	2年6ヶ月	15,627.26	8,160.01	-47.8%
2010/7/1～2013/6/28	3年	15,627.26	8,160.01	-47.8%
2007/5/1～2009/10/30*	2年6ヶ月	18,261.98	7,054.98	-61.4%

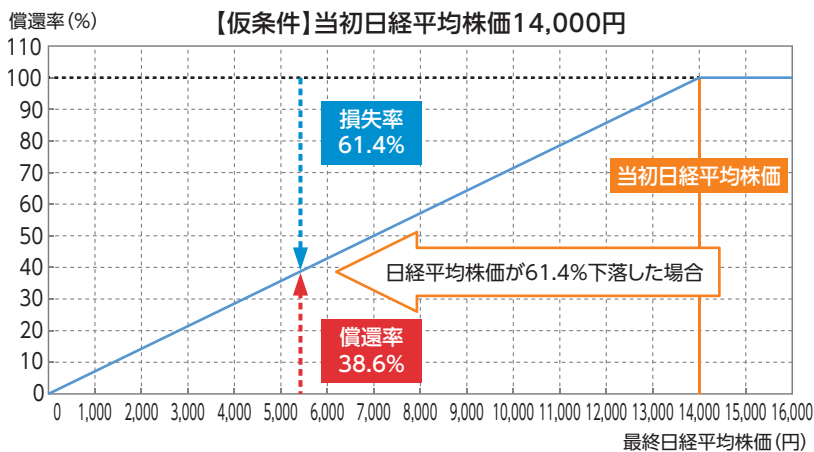
*2000年以降で2年6ヶ月間における過去最大の下落率が、2007/5/1～2009/10/30の観測期間における下落率になります。

□ 満期償還のイメージ（ノックイン事由発生時）

本債券の満期償還時における日経平均株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に61.4%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して61.4%相当になります。

上記想定最大下落率を超えて最終評価価格が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。

日経平均株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。



当初日経平均株価からの下落率に応じた、1額面金額500,000円あたりの想定損失額は、以下のとおりです。

当初日経平均株価からの下落率	満期償還金額(円)	想定損失額(円)	償還率
0%	500,000	0	100%
-10%	450,000	-50,000	90%
-20%	400,000	-100,000	80%
-30%	350,000	-150,000	70%
-40%	300,000	-200,000	60%
-50%	250,000	-250,000	50%
-60%	200,000	-300,000	40%
-70%	150,000	-350,000	30%
-80%	100,000	-400,000	20%
-90%	50,000	-450,000	10%
-100%	0	-500,000	0%

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として日経平均株価及び円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■ 過去における日経平均株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時における日経平均株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に61.4%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して61.4%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■ 上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は、日経平均株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る可能性があります。

なお、日経平均株価が早期償還判定水準や当初日経平均株価を上回っている場合でも、本債券の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、投資元本を下回り売却損が生じる可能性があります。

<ご注意事項>

想定損失額は、あくまでも過去における日経平均株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において日経平均株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

*上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご留意ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25-外21-1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月8日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当取締役
(Group Finance Director)
クリストファー・ルーカス
(Christopher Lucas)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 長谷川 敬 洋

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【発行登録の対象とした売
出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 700,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年7月30日
効力発生日	平成25年8月7日
有効期限	平成27年8月6日
発行登録番号	25-外21
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。				
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】10,000億円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】該当なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】該当なし。

【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第 3 第三者割当の場合の特記事項	25
第二部 公開買付けに関する情報	26
第三部 参照情報	26
第 1 参照書類	26
1 有価証券報告書及びその添付書類	26
2 四半期報告書又は半期報告書	26
3 臨時報告書	26
4 外国会社報告書及びその補足書類	26
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 ..	26
6 外国会社臨時報告書	26
7 訂正報告書	26
第 2 参照書類の補完情報	26
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	27
第四部 保証会社等の情報	27
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	28
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	29
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	98

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

「計算代理人」

「英国」又は「連合王国」

「円」又は「円貨」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年3月1日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	700,000,000円	売出価額の総額	700,000,000円
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	500,000円
償還期限	2016年3月1日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）		
利 率	年4.00%		
売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称	株式会社SBI証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘 要	(1) 利払日 利息は（本社債が下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」に規定されるとおり早期償還されない限り）2013年8月30日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2013年12月1日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、円貨で後払いする。 利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。 (2) 早期償還 下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(2) 日経平均株価の水準による早期償還」に記載のとおり、各早期償還評価日（以下に定義される。）における日経平均株価終値が早期償還判定水準と同額かそれを上回った場合、本社債は各早期償還評価日に対応する早期償還日に自動的に早期償還されることになる。（注2） (3) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）によりA2の格付が、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」という。）によりAの格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。 ムーディーズ及びS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。 ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、イ		

	ンターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
(4) その他	その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2013年4月18日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注3)に記載のマスター代理人契約に基づき、2013年8月29日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) その他の満期日前の償還については、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の早期償還又は調整」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、6. 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義する。）、フランクフルト代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下において定義する。）及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼米国における主たるワラント代理人（以下「米国における主たるワラント代理人」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク（ルクセンブルク）エスエー、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スウェーデンIPAとしてのスベンカ・ハンデルスパンケンA B（pub1）、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・パンケンA B（pub1）、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・パンケンA B（pub1）、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2013年4月18日付で締結された代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時更新又は補足される代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii) 包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii) 包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2013年4月18日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた変更及び/又は補足及び/又は修正再表示を含む。）の利益を享受する権利を有する。

2【売出しの条件】

売出価格	額面50万円 につき50万円 (注1)	申込期間	2013年8月8日から 2013年8月27日まで
申込単位	額面50万円単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店及び支店（注2）	受渡期日	2013年8月30日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

- (1) 本社債には、2013年8月30日(以下「利息開始日」という。)(その日を含む。))から満期日(その日を含まない。))までの期間について、本社債が(以下に規定されるとおり)早期償還の対象とならない限り、額面金額に対して年4.00%の利息が付され、かかる利息は、2013年12月1日(第1回利払日)(その日を含む。))から満期日(その日を含む。))までの毎年3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日(ロンドン時間)(以下「利払日」という。))に、利息開始日(その日を含む。))又は(場合により)直前の利払日(その日を含む。))から翌利払日(その日を含まない。))までの期間(以下「利息計算期間」という。))について後払いされる。額面金額当たりの利息額は、最初の利息計算期間については5,056円とし、その後の各利息計算期間については5,000円とする。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

- (2) 利息は、毎月30日の12か月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1か月に満たない期間は、実際に経過した日数による。各利息計算期間の額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入することにより計算される。
- (3) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日(期限前に償還される日を含む。))に停止する。但し、各本社債の適式の呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

満期日前に償還又は買入消却されない限り、本社債は以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額(以下「満期償還額」という。))で償還される。

- (i) 観察期間中、ロックイン事由が発生しなかったと計算代理人が決定した場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。
- (ii) ロックイン事由が発生した場合には、本社債は、以下の計算式に従って計算代理人により決定された円貨建ての金額で償還されるものとする。但し、かかる満期償還額は、1円未満を四捨五入するものとし、また、0円を下回ることとはなく、額面金額を超えない金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{行使価格}}$$

(2) 日経平均株価の水準による早期償還

いずれかの早期償還評価日における日経平均株価終値が早期償還判定水準と同額か又はそれを上回った場合(以下「早期償還事由」という。))、発行会社は本社債権者に対し2営業日前までに取消不能の通知を行った上で、早期償還日において各本社債を額面金額で、発生した利息を付して償還する。疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間につき適用される利息は、早期償還日において支払われるべきものとする。

- (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の早期償還又は調整
- 発行会社は、発行会社課税事由（以下に定義される。）及び／又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び／又は法の変更（以下に定義される。）及び／又はヘッジ障害（以下に定義される。）及び／又はヘッジ費用の増加（以下に定義される。）が発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量により、以下を行うことができる。
- (a) 計算代理人に、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本社債に及ぼす経済的效果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的效果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社へ通知し、いかなる調整も行われぬ。計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、計算代理人及び／又は発行会社によりなされた判断及び／又は調整につき所持人、社債権者又はその他の者に対して責任を負わない。
- (b) 本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、早期償還通知期間の最終日（以下「早期現金償還日」という。）において早期償還額（以下に定義される。）により当該シリーズの本社債のすべてを償還すること。
- (4) 買入れ及び消却
- 発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。
- 前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

日経平均株価の概略及び調整事由等

- (1) 免責
- 日経平均株価は現在、日経平均株価の知的財産権の保有者である株式会社日本経済新聞社（以下「日経新聞社」という。）が計算及び公表している。日経新聞社は、日経平均株価の「スポンサー」である。日経新聞社は、日経平均株価に関する一切の権利（著作権を含む。）を留保する。本社債はいかなる方法によってもスポンサーにより後援、推奨又は販売促進されるものではない。スポンサーは、日経平均株価、及び／又は特定の日時における日経平均株価の水準を使用することにより生じる結果その他につき、明示又は黙示を問わずいかなる保証又は表明も行わない。日経平均株価は、専らスポンサーにより集計及び計算されるものである。しかしながら、スポンサーは日経平均株価における誤りについていかなる者に対しても（過失その他を問わず）責任を負わないものとし、またいかなる者（本社債の購入者を含む。）に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。
- (2) 日経平均株価の概略
- 別段の定めのない限り、日経平均株価（以下「日経225」という。）に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における日経新聞社の方針を反映するものである。かかる方針は日経新聞社により任意に変更されることがある。

日経225は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経225は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。スポンサーは、日経225の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本社債に関連する支払額に影響を与え得るかかる計算方法を、修正又は変更しない保証は無い。

日経225は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経225における各構成銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく1株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、（i）各構成銘柄の1株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、（ii）その積を合計し、（iii）その数値を除数で除したものである。除数は当初1949年に設定されたときは225であったが、2013年8月2日現在24.975となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を日経新聞社の設定する構成銘柄のみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額がみなし額面価格を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。単位株制度は2001年10月1日をもって廃止され、各構成銘柄の現在のみなし額面価格は、その後発生する以下の調整に服するものとするが、2001年10月1日の日本株の額面株式廃止直前の額面金額に基づいている。日経225の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経225の値は、東京証券取引所の取引時間中15秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加、削除、入れ替え、又は株式分割などの一定の変化が生じた場合には、日経225の値が継続的に維持されるように、日経225を計算するための除数又は（場合により）関連ある構成銘柄のみなし額面価格は、日経225の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経225の値）がその変更の生じる直前の日経225の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、日経新聞社により除外又は追加される。構成銘柄は、日経新聞社の設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- （i）倒産（会社更生法又は民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理ポスト入り又は上場廃止
- （ii）被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- （iii）債務超過などその他の理由による上場廃止又は整理ポスト入り
- （iv）東京証券取引所第二部への指定替え

監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。構成銘柄からある株式を除外した場合には、日経新聞社は、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とする。但し、特殊な状況下においては、該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経225を計算することがある。この間にあっては、銘柄又は銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

（3）日経平均株価の過去の推移

下記の表は、1974年から2012年までの各年末の最終取引日における日経225の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経225がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経225の過去の推移は将来の動向を示唆するものではない。日経225が下落し、利払日及び満期日に本社債権者に対して支払われる利息額及び満期償還額が減少することがある。

日経225の年末の終値

(単位：円)

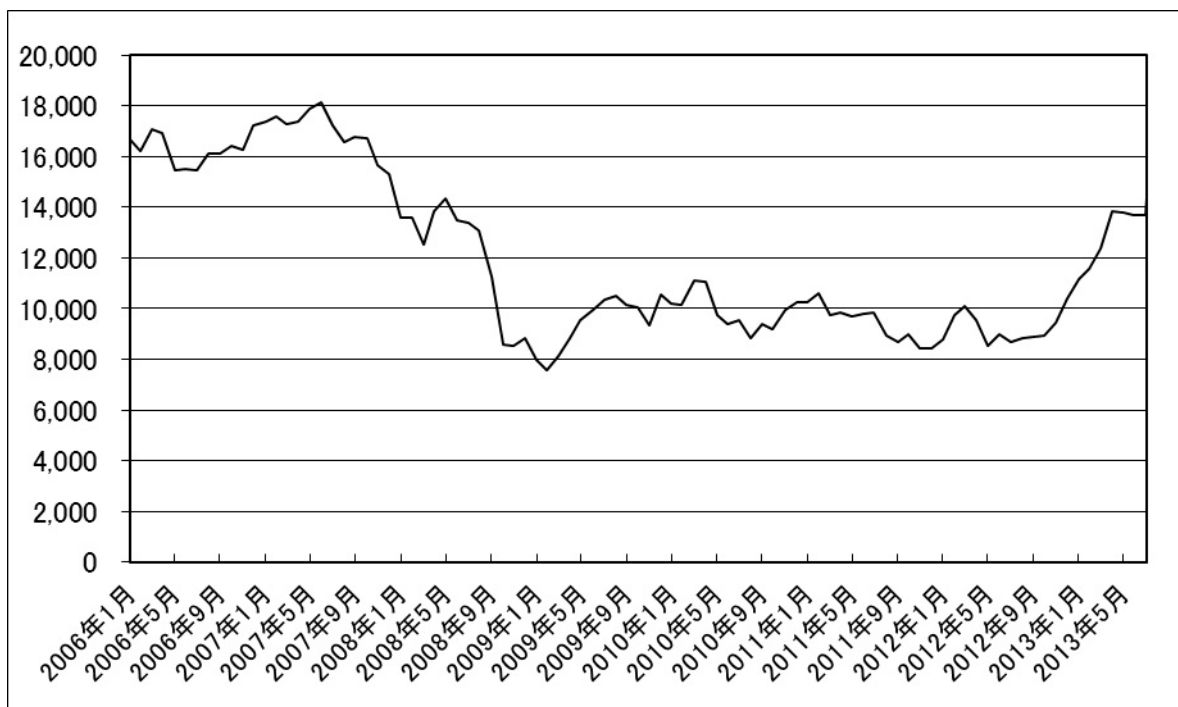
<u>年</u>	<u>終値</u>	<u>年</u>	<u>終値</u>	<u>年</u>	<u>終値</u>
1974	3,817.22	1987	21,564.00	2000	13,785.69
1975	4,358.60	1988	30,159.00	2001	10,542.62
1976	4,990.85	1989	38,915.87	2002	8,578.95
1977	4,865.60	1990	23,848.71	2003	10,676.64
1978	6,001.85	1991	22,983.77	2004	11,488.76
1979	6,569.47	1992	16,924.95	2005	16,111.43
1980	7,116.38	1993	17,417.24	2006	17,225.83
1981	7,681.84	1994	19,723.06	2007	15,307.78
1982	8,016.67	1995	19,868.15	2008	8,859.56
1983	9,893.82	1996	19,361.35	2009	10,546.44
1984	11,542.60	1997	15,258.74	2010	10,228.92
1985	13,113.32	1998	13,842.17	2011	8,455.35
1986	18,701.30	1999	18,934.34	2012	10,395.18

下記の表は、2006年1月から2013年7月までの各月末の日経225の終値を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経225がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経225の過去の推移は日経225の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経225が下記のように変動したことによって、日経225及び本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

日経225の月末の終値

(単位：円)

	<u>2006</u>	<u>2007</u>	<u>2008</u>	<u>2009</u>	<u>2010</u>	<u>2011</u>	<u>2012</u>	<u>2013</u>
1月	16,649.82	17,383.42	13,592.47	7,994.05	10,198.04	10,237.92	8,802.51	11,138.66
2月	16,205.43	17,604.12	13,603.02	7,568.42	10,126.03	10,624.09	9,723.24	11,559.36
3月	17,059.66	17,287.65	12,525.54	8,109.53	11,089.94	9,755.10	10,083.56	12,397.91
4月	16,906.23	17,400.41	13,849.99	8,828.26	11,057.40	9,849.74	9,520.89	13,860.86
5月	15,467.33	17,875.75	14,338.54	9,522.50	9,768.70	9,693.73	8,542.73	13,774.54
6月	15,505.18	18,138.36	13,481.38	9,958.44	9,382.64	9,816.09	9,006.78	13,677.32
7月	15,456.81	17,248.89	13,376.81	10,356.83	9,537.30	9,833.03	8,695.06	13,668.32
8月	16,140.76	16,569.09	13,072.87	10,492.53	8,824.06	8,955.20	8,839.91	
9月	16,127.58	16,785.69	11,259.86	10,133.23	9,369.35	8,700.29	8,870.16	
10月	16,399.39	16,737.63	8,576.98	10,034.74	9,202.45	8,988.39	8,928.29	
11月	16,274.33	15,680.67	8,512.27	9,345.55	9,937.04	8,434.61	9,446.01	
12月	17,225.83	15,307.78	8,859.56	10,546.44	10,228.92	8,455.35	10,395.18	



2013年8月2日現在、日経225の終値は、14,466.16円であった。

(4) 東京証券取引所の概略

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。取引時間は通常、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分まで及び東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限及び下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して株式の需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高く又は低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経225の変動は、日経225を構成する個別株式の価格の値幅制限又は取引中止により制限され、一定の状況において本社債の時価に影響を及ぼすことがある。

(5) 日経平均株価調整事由

- (a) 本社債に関して日経平均株価の水準が計算されることとなっている日（評価日を含むがこれに限らない。）（以下「決定日」という。）以前に、関連スポンサーが、かかる日経平均株価の計算式若しくは計算方法の重大変更を行うことを公表し、若しくは別の方法で日経平均株価の重大変更を行う場合（構成銘柄及び株式資本の変化並びに他の日常的な事由についてかかる日経平均株価を調整するために当該計算式若しくは計算方式に規定されている修正を除く。）（以下「日経平均株価の修正」という。）、若しくはかかる日経平均株価の算定を永久的に中止し、日経平均株価の代替指数が存在しない場合（以下「日経平均株価の算定中止」という。）、又は

- (b) 本社債に関する決定日においてスポンサーが、日経平均株価の計算及び公表を怠った場合（以下「日経平均株価の中断」といい、日経平均株価の修正及び日経平均株価の算定中止と併せて、以下「日経平均株価調整事由」という。）、

計算代理人は、各関連決定日に、当該日経平均株価調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすかどうか判断し、及ぼす場合には、かかる公表された日経平均株価の代わりに、当該日経平均株価調整事由が発生する直前の日経平均株価の計算式及び計算方法に従い計算代理人が決定するところに従い、当該決定日現在の日経平均株価の水準を用いて（但し、当該日経平均株価調整事由直前の当該日経平均株価を構成していた証券（当該日経平均株価調整事由発生以降、関連する本取引所に上場されなくなった証券を除く。）のみを用いる。）、当該日経平均株価の水準を計算する。

計算代理人は、日経平均株価の算定中止の場合又は日経平均株価の計算を継続することができないと判断した場合には、その単独の裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行うことを選択することができる。

(6) スポンサー承継人又は日経平均株価と実質的に同一の計算式への置換え

日経平均株価が、(i) スポンサーにより計算され公表されなかったものの計算代理人の認めるスポンサーの承継人（以下「スポンサー承継人」という。）により計算され公表される場合、又は(ii) 計算代理人の決定により、かかる日経平均株価の計算に使用されるのと同じ若しくは実質的に同一の計算式及び計算方法を使用したもの（以下「承継日経平均株価」という。）に置き替えられた場合、(1) スポンサー承継人により計算され公表された指数、又は(2) 承継日経平均株価が日経平均株価とみなされる。

(7) 日経平均株価の訂正

決定日に公表され、計算代理人が当該日経平均株価の決定に用いた又は用いる日経平均株価の水準が、その後修正され、その修正が、償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、早期現金償還日、早期消却日、早期現物消却日、早期償還日、指定早期現金消却日、指定早期現物償還日、指定早期現物消却日、行使日、失効日、行使現金決済日又は現物交付日の2取引所営業日前までにスポンサー又はスポンサー承継人により公表された場合には、計算

代理人は、当該日経平均株価の修正後の水準を用いて、償還金額、受領可能資産又はその他の関連金額（適宜）を再計算し、かかる修正を考慮するために必要な範囲で本社債の関連する条項を調整する。（i）かかる修正、（ii）同修正により支払われるべき又は交付されるべき金額（もしあれば）及び（iii）行われた調整について、計算代理人は発行会社に、発行・支払代理人は本社債権者に、それぞれ通知する。

（8） 日経平均株価の計算の誤り

本書における別段の記載にかかわらず、特定の決定日において、スポンサーによる日経平均株価の計算（スポンサーにより公表された日経平均株価の水準に示される。）に明白な誤りがあると計算代理人が合理的に判断した場合には、計算代理人は、スポンサーが当該日において公表した水準を使用するかわりに、当該日のかかる日経平均株価の水準を計算することができる。かかる計算は、明白な誤りが発生する直前にスポンサーが使用していた日経平均株価の計算方法及び計算式に従って行われる。計算代理人が本(8)項に従って日経平均株価の水準を計算した場合、計算代理人は本要項第10項に従って、当該決定日から10営業日以内にそのように計算された日経平均株価の水準を書面で本社債権者に通知する。

スポンサーが3予定取引日を超えて明白な誤りがある状態で日経平均株価の計算を続けた場合には、計算代理人は、本社債の条件に対して、その単独の裁量により決定する調整（当該日経平均株価の代わりに使用する代替の日経平均株価を選択すること、並びに／又は当該日経平均株価の構成銘柄のレプリケーションを行うこと、並びに／又は明白な誤りが発生する直前にスポンサーが使用していた日経平均株価の計算方法及び計算式に従い日経平均株価の計算を継続すること、並びに／又は日経平均株価の構成銘柄及び組入率を調整することを含むがこれらに限らない。）を行うことができる。計算代理人が本(8)項に従って調整を行った場合、計算代理人はかかる調整を行った後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従ってかかる調整について書面で本社債権者に通知する。

疑義を避けるために付言すれば、計算代理人が本(8)項に従って日経平均株価の水準を計算した後に、(7)項に記載のとおりスポンサーにより日経平均株価の水準に対する修正が公表された場合には、計算代理人は、かかる計算にかかわらず、当該日経平均株価の修正後の水準を用いて、関連する償還金額、受領可能資産又はその他の関連金額（適宜）を再計算することができる。計算代理人は、日経平均株価の水準に対する修正がスポンサーにより公表されてから10営業日以内に、かかる再計算につき本要項第10項に従って書面で本社債権者に通知する。

かかる修正が、計算代理人が本(8)項に従って本社債の条件を調整した後に公表された場合には、上記(7)項は適用されず、本(8)項に従った調整の条件が優先される。

（9） 日経平均株価に影響を与える市場混乱事由発生後の障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。但し、障害日が発生していなければ評価日であったはずの当初の日（以下「予定評価日」という。）の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予定取引日のすべての日が障害日である場合、（i）当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、（ii）計算代理人は、適用ある条件決定補足書に記載の方法により日経平均株価の水準を決定し、記載が無い場合又は実行不能な場合には、日経平均株価に含まれる各証券の当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を用いて、最初の障害日が発生する直前の日経平均株価の計算式及び計算方法に従い当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の日経平均株価の水準を決定する（障害日を発生させた事由が、当該8予定取引日後の日において、関連する証券につき発生した場合には、当該8予定取引日後の日の評価時刻時点の関連する証券の取引価格につき商業的に合理的な方法により決定される。）。但し、評価日において市場混乱事由が発生した場合、満期日又は（場合により）早期償還日は、評価日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

（10） 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項(3)に従い行われうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行う義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行わないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、日経平均株価又はスポンサーに影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行われる際に、日経平均株価に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行われない場合、当該調整を行わない権利を留保する。

(11) 調整の通知

計算代理人による本要項に基づくすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、本要項第10項に基づいて通知し又は通知がなされるようにしなければならない。但し、係る通知の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また (b) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i) 営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i) 営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在の及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、

又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利札を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利札が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避しえたにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (c) 米国内国歳入法（その後の改正を含む。）第1471条乃至第1474条、同法に関する現在若しくは将来の規則若しくは公式解釈、同法第1471条b項に基づき締結される協定、又は同法のこれらの条項の実施に関連して締結される政府間協定に基づき適用される財務若しくは規制に関する法律、規則若しくは慣習に基づき、かかる控除又は源泉徴収が要求される場合。
- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかると支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかると30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が特定の個人に対する支払に課されており、欧州理事会指令（2003/48/EC）若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるための法律に従って行う必要がある場合。
- (f) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (g) 社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において（Ⅰ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅱ）「利息」は一切の利息額及び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅲ）「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、早期償還額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する。

- (a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額（以下「留保金額」という。）が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われえない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の

主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第10項に従ってその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)適用ある条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若し

くは受領可能資産の上限及び／若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げる、(v) 決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）、(vi) 本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii) 社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、償還されていない本社債を除いて、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者に対していかなる義務も負わず、また社債権者のために或いは社債権者との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a) 発行・支払代理人1名、(b) (記名式社債券に関しては) 登録機関1名、(c) (記名式社債券に関しては) 名義書換代理人1名、(d) (本要項により要求される場合には) 1名又は複数の計算代理人、(e) 欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g) ((e) 又は(f) に従って既に条件が満たされている場合を除き) EC理事会指令(2003/48/EC) 若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第10項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行・支払代理人及び計算代理人(場合に応じて)は、本要項に基づいて行われた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定はすべて(明白な誤りの場合を除く。)、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して最終的で拘束力を有するものとする。

発行会社又は代理人のいずれも、(国内外の)法律の制定、(国内外の)公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ス

トライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は代理人はいかなる場合でも（自身の側に詐欺行為があった場合を除く。）、社債権者が被った損失、損害、債務、費用、請求、訴訟又は要求につき、社債権者に損害賠償金を支払う義務を負わない。また、発行会社又は代理人はいかなる場合でも、逸失利益、間接的損失若しくは損害、又は結果的損失若しくは損害につき、（かかる損失が生じる可能性について事前に通知を受けていたか否かにかかわらず）社債権者に対して責任を負わない。

発行会社又は諸代理人のいずれかが、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面500,000円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第10項に従って迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「営業日」とは、

ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「株式等」とは、

本社債が関連する株式、受益権、預託証券、持分又はエクイティ・ユニットをいう。

「観察期間」とは、	発行日の翌予定取引日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。
「関連取引所」とは、	大阪証券取引所、又はかかる取引所若しくは相場表示システムの承継者、又は日経平均株価に関する先物及びオプション契約の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所又は相場表示システムにおいて日経平均株価に関する先物及びオプション契約に関して元の関連取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。但し、「予定取引日」及び「予定終了時」の定義において、「関連取引所」はそれらの定義から除外されるものとみなされる。
「現地市場費用」とは、	①株式等又はヘッジ・ポジションに係る現地市場において生じた一切の費用、料金、手数料、発生額、源泉徴収額及び経費、並びに②株式等又はヘッジ・ポジションに係る現地市場における外国為替取引の停止又は決済の遅延若しくは不履行の結果として生じた一切の費用、損失及び経費をいう。計算代理人は、かかる現地市場費用を決定するにあたり、(i)発行会社又は（場合により）その関連会社がそのヘッジ・ポジションに基づき受けると思われる支払又は交付の金額及び時期、(ii)ヘッジ・ポジションが非流動資産若しくは非市場性資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなる可能性がある場合又はヘッジ・ポジションの取引相手に対してイン・ザ・マネーの状態にある場合）を含むか否か、並びに(iii)発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否かを考慮に入れることができる。
「行使価格」とは、	当初日経平均株価の100.00%に相当する円貨額（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。
「構成銘柄」とは、	日経平均株価の構成銘柄となっている株式等をいう。
「最終日経平均株価」とは、	計算代理人がその独自の裁量により決定する、最終評価日における日経平均株価終値をいう。
「最終評価日」とは、	満期日の5予定取引日前の日をいう。
「先物又はオプション取引所」とは、	計算代理人がその完全なる裁量により決定する、日経平均株価に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。
「市場混乱事由」とは、	以下の事由が発生又は存在していることをいう。 ① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害 ② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害

③ 早期終了

④ 日経平均株価に関する先物、オプション契約若しくはデリバティブ契約の取引を実行し、又はその時価を取得する発行会社又は市場参加者の機能を失い、又は毀損する事由であって、計算代理人が重要であると決定する事由

⑤ 日経平均株価に関する先物又はオプション契約について、かかる先物又はオプション契約に関する(i)取引障害、(ii)取引所障害((i)及び(ii)のいずれの場合においても、関連取引所の評価時刻に終了する1時間中に発生又は存在しており、計算代理人が重要であると決定したもの。)又は(iii)早期終了

ある時点における日経平均株価に関する市場混乱事由の有無の判定において、当該日経平均株価を構成する銘柄に関して市場混乱事由が発生したと判定された場合には、日経平均株価の構成銘柄全体に対する当該構成銘柄の寄与部分の割合は、かかる市場混乱事由の発生の直前の日経平均株価の構成銘柄全体に占める当該構成銘柄の構成比率と日経平均株価全体の水準を比較することで算定される。

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害日」とは、

当該本取引所又は関連取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場混乱事由が生じている予定取引日をいう。

「スポンサー」とは、

株式会社日本経済新聞社をいう。

「早期終了」とは、

日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関する本取引所又は関連取引所が、予定終了時前に終了することをいう。但し、本取引所又は関連取引所が、①当該取引所営業日における本取引所又は関連取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所又は関連取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。

「早期償還額」とは、

本社債の早期償還又は消却に関して、早期償還又は消却を発生させた事由の発生後の当該社債の時価の比例按分額に対して、本社債の早期償還又は消却にあたり発行会社により（又は発行会社に代わって）負担される（又は負担されることが予想される）すべての費用、損失、経費及び現地市場費用（ヘッジ解除費用及び期限前返済手数料を含むが、これにより前記を反復又は制限するものではない。）を考慮した調整を行った金額として計算代理人が決定した額面金額をいう。計算

代理人は、早期償還額の決定にあたり、実勢市場価格及び／若しくは独自の価格決定モデルを使用することができ、又は（これらの価格決定方法により商業上合理的な結果が得られないと思われる場合には、）かかる早期償還額を商業上合理的な方法により見積もることができる。早期償還額は、本社債の早期償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的な範囲で可及的速やかに、計算代理人により決定される。計算代理人は、「債務不履行事由」（本要項第6項に定義される。）の発生後のいずれかの時点で早期償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

「早期償還判定水準」とは、

当初日経平均株価の105.00%に相当する円貨額（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「早期償還評価日」とは、

当該早期償還日に関する各利払日の5予定取引日前の日をいう。

「早期償還日」とは、

2013年12月1日（同日を含む。）から2015年12月1日（同日を含む。）までのあらゆる利払日をいう。

「通貨障害事由」とは、

任意のシリーズの本社債に関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの本社債の支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社がある単独かつ絶対的な裁量により判断するものをいう。

「当初日経平均株価」とは、

計算代理人が決定する、当初日経平均株価決定日時点の日経平均株価終値をいう。

「当初日経平均株価決定日」とは、

2013年8月30日をいう。

「取引障害」とは、

①日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関する本取引所における、又は②関連取引所における日経平均株価に関連する先物若しくはオプション契約に関する、本取引所又は関連取引所の値幅制限を超える株価変動その他を理由とする本取引所又は関連取引所による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を越える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、計算代理人が決定する取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。

「取引所営業日」とは、

本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。

「取引所障害」とは、

市場参加者が一般に①日経平均株価の20%以上を構成する構成銘柄に関連する本取引所において株式等の取引を実行し若しくはその時価を取得し、又は②関連取引所において構成銘柄若しくは日経平均株

価に関連する先物及びオプション契約の取引を実行し若しくはその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（計算代理人により決定される。但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。

「日経平均株価」とは、

株式会社東京証券取引所第一部に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価（日経225）をいい、現在、かかる指数は日経平均株価の知的財産権の保有者である株式会社日本経済新聞社が計算及び公表している。（ロイター銘柄コード：.N225）

「日経平均株価終値」とは、

ある予定取引日において、計算代理人が決定する、当該予定取引日の評価時刻時点の日経平均株価の水準をいう。

「ノックイン事由」とは、

計算代理人がその独自の裁量により決定する、観察期間中の（日経平均株価に関する障害日ではない）いずれかの予定取引日において、日経平均株価終値がノックイン判定水準以下であることをいう。

「ノックイン判定水準」とは、

当初日経平均株価の70.00%に相当する円貨額（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

「評価時刻」とは、

評価される日経平均株価の評価日における当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。

「評価日」とは、

①当初日経平均株価の決定に関しては、当初日経平均株価決定日、②早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また③満期償還額の決定に関しては、（ノックイン事由が発生した場合の最終日経平均株価については）最終評価日、及び（ノックイン事由の発生の有無については）観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。

「ヘッジ障害」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、

発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金（委託売買手数料を除く。）の金額が（本社債の

約定日（2013年7月30日）において存在する状況と比較して）著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「法の変更」とは、

本社債の約定日以降、①適用される法律若しくは規則（税法を含むがこれに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更により、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量にて（i）約定日において発行会社及び／又はその関連会社が想定していた発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、30暦日以内（但し、満期日前とする。）に違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は（ii）発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）か、又は（iii）発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が、約定日時点で本社債及び関連するヘッジ・ポジションに適用される規制上の資本の取扱いに比べて、本社債及び関連するヘッジ・ポジションに関して著しく不利な規制上の資本の取扱いの適用を受けると判断した場合をいう。疑義を避けるために付言すれば、前文における「適用される法律若しくは規則」には2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法、同法に基づき発布される規則及び規制、並びにそれらに類する法律又は規制（以下総称して「ウォールストリート関連法」という。）が含まれ、本書に記載の法の変更の影響は、かかる法、規則又は規制により生じる法の変更にもあてはまる。さらに、ウォールストリート関連法に関連して課される追加の資本費用又はその他の規制上の自己資本要件は、それが重大なものである場合、本定義の②（ii）における「本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる」場合に該当する。

「本取引所」とは、

東京証券取引所若しくはその承継者、又は日経平均株価の構成銘柄の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて日経平均株価の構成銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「予定終了時」とは、

本取引所又は関連取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所又は関連取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

本取引所及び各関連取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。但し、当該日前のいずれかの時点において、本取引所及び各関連取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行う予定であることが判明している場合、当該日は予定取引日となる。逆に、当該日前のいずれかの時点において、本取引所又は関連取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行う予定でないことが判明している場合、当該日は予定取引日とはならない。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び／又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、潜在的な買主に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ潜在的な買主の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の潜在的な買主は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は買主が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社又は保証会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 本社債に対する利息の支払

(i) 発行会社による利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国内の者で、個人である他者に利息を支払うか又はかかる他者に代わって利息を受領する者は、受取人又は利息を受領する権利を有する者の身元に関して英国歳入税関庁に一定の情報を提供することを要求される可能性がある。特定の状況においては、かかる情報が他国の税務当局との間で交換される場合がある。

上記の規定は、特定の状況においては、「割引率の高い有価証券」（2005年所得税（取引その他の収入）法第4部第8章に定義される。）に該当する本社債の償還時に支払われるべき金額の支払にも適用される可能性がある。しかしながら、英国歳入税関庁の公表済みの実務によれば、かかる情報は、2011年4月5日より前に支払われたかかる償還金額については必要とされないことになっている。

本社債の見込み所持人においては、貯蓄所得に対する課税に関するEU指令に関する下記の開示も参照されたい。

貯蓄所得に対する課税に関するEU指令

貯蓄所得に対する課税に関する欧州理事会指令（2003/48/EC）（以下「本件指令」という。）に基づき、EUの各加盟国は、その法域内の者から別の加盟国に居住する個人に対して行われた利息若しくはこれに類する所得の支払、又はその法域内の者が別の加盟国に居住する個人のために回収した支払について、その支払の詳細をかかる別の加盟国の税務当局に提供することを要求される。但し移行期間中は、オーストリア及びルクセンブルグは、（それぞれが別途の選択を行わない限り）この要件に代えて、かかる支払について時の経過に伴い35%まで増加する率にて税額を差し引く源泉徴収制度を適用する。移行期間は、一定の非EU地域がかかる支払に関して情報の交換に同意した後、最初の12カ月間の会計年度が終了した時点で終了する予定である。

また、多数の非EU加盟国（スイスを含む。）及び特定の加盟国内の独立した地域又は特定の加盟国に關係する地域が、その法域内の者から加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者に対して行われた支払、又はその法域内の者が加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者のために回収した支払に関して、同様の手法（情報の提供又は移行的な源泉徴収のいずれか）を採用している。さらに、加盟国は、かかる独立した地域又は關係する地域の一部との間で、加盟国内の者からかかる地域の一つに居住する個人に対して行われた支払、又は加盟国内の者がかかる地域の一つに居住する個人のために回収した支払に関して、情報の相互提供又は移行的な源泉徴収に関する取り決めを行った。

本社債の見込み所持人においては、欧州委員会が本件指令を改正する提案を公表済みである点に留意されたい。提案されている改正が実施された場合、とりわけ、本件指令の適用範囲が(i)EU加盟国に居住する個人を最終的な受益者とする一定の中間的組織（加盟国において設立された組織であるか否かを問わない。）を通じて行われた支払及び(ii)利息に類するより広範囲の所得、に拡大される可能性がある。

2. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のような支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をした場合、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上源泉税を課される。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国の税法上申告分離課税の対象となる。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額（償還差益）は、明確ではないが、所得が日本国の居住者である個人に帰属する場合は、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となると考えられる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっている。また、本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額に満たない場合のその差額（償還差損）は、課税上ないものとみなされることとなると思われる。償還差益が内国法人に帰属する場合は、原則として、当該償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また、償還差損は、原則として、損金の額として日本国の所得に関する租税の課税所得の計算に算入される。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、申告分離課税の対象となる。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

なお、本社債の譲渡により生ずる所得については、譲渡人が内国法人である場合は益金となるが、日本国の居住者である個人の場合には（一定の例外を除き）日本国の租税は課されない。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡により生ずる所得は、課税対象となる。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された元本リスク及び信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、元本リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の償還額又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本社債は、早期償還されず、所定の観察期間中において、日経平均株価終値が所定のノックイン判定水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還額が日経平均株価に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることとはなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債の所持人は、日経平均株価の水準、円金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

早期償還リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる早期償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる早期償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日又は早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

信用リスク

本社債の価値は、発行会社の経営・財務状況の変化、並びに発行会社の信用に対する投資家一般の評価、及び格付機関による発行会社が発行する社債に対する信用格付けの実際の又は予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行会社の経営・財務状況及び発行会社が発行する社債に対する信用格付けに反映されることのある発行会社の信用状況における重大な変化が、本社債に関する支払を含め、発行会社の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本社債の価格に影響を与える市場活動

発行会社、売出人又はそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行会社の本社債にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価の各構成銘柄及び日経平均株価先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動及びヘッジの解消は、本社債の条件決定時、評価日における日経平均株価に影響し、結果的に本社債の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本社債の流通市場の不存在」において記述したように、本社債の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本社債の満期償還額は本書記載の条件により決定されるが、満期償還日前の本社債の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

① 日経平均株価

本社債の満期償還額は日経平均株価に連動あるいは変動し、かつ早期償還条項も日経平均株価の水準により決定される。一般的に、日経平均株価が上昇した場合の本社債の価格は上昇し、日経平均株価が下落した場合の本社債の価格は下落することが予想される。

② 日経平均株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に日経平均株価の予想変動率の上昇は本社債の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本社債の価格を上げる方向に作用する。但し、本社債の価格への影響は日経平均株価の水準や評価日までの期間などによって変動する。

③ 評価日又は満期までの残存期間

評価日の前後で本社債の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向があるものと予想される。但し、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは日経平均株価並びに日経平均株価先物の保有コストの下落は、本社債の価格を下落させる方向に作用し、逆に日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは日経平均株価並びに日経平均株価先物の保有コストの上昇は本社債の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金 利

円金利が下落すると本社債の価格が上昇し、円金利が上昇すると本社債の価格が下落する傾向があると予想されるが、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑥ 発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

租 税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2012年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）
平成25年6月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において本発行登録書の提出日（平成25年7月30日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（平成21年7月14日（発行日）の募集）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)

券面総額又は振替社債の総額

192億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは 2013 年 7 月 30 日に中間決算（上半期決算報告書）を発表しました。以下はその抄訳です。

作成の基礎

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類は、ほぼ同じであり、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠した主な相違点は、以下の通りです。

- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本及び株式払込剰余金に含まれていますが、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財務書類には非支配持分として表示されています。
- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した特定のキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのその他の株主資本に含まれていますが、パークレイズ・ピーエルシー・グループの財務書類には非支配持分として表示されています。
- ・従業員株式制度のため及びトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資及びトレーディング・ポートフォリオ資産として認識されます。パークレイズ・ピーエルシーにおいては株主資本からこれらの自己株式を控除します。
- ・当グループは、2種類のコンティンジェント・キャピタル・ノート（以下「CCN」という。）を発行しています。これらはいずれもパークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行したもので、保有者に利息と元本を支払います。ただし、パークレイズ・ピーエルシーの連結上のCET 1比率が7%を下回った場合には、いずれの債券も連結上、消却されます。CCNの支払クーポンは、このようなリスクのない類似債券に対する市場金利を上回る金利です。

これらの金融商品の会計処理は、パークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類とパークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結財務書類では、以下点で異なります。

ーCCNのうち1種類目の発行の場合、消却は、保有者からパークレイズ・ピーエルシーへの自動的な法的移転によって行われます。この状況において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーには、引き続きパークレイズ・ピーエルシーに対する債務が存在します。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、この消却の仕組みによって利益を得ることはありませんが、類似債券に対する市場金利を上回る金利を支払うため、認識されるこの債券の当初公正価値は額面を上回ります。公正価値と額面の差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。

ーもう1種類のCCNの発行の場合、消却は直接パークレイズ・バンク・ピーエルシーに影響を及ぼします。パークレイズ・バンク・ピーエルシーにとって、消却の仕組みは、組込デリバティブとして、負債本体から分離して評価され（パークレイズ・ピーエルシー2012年度年次報告書の253ページに掲載されている会計方針15をご参照ください）、公正価値の変動は損益計算書に計上されます。負債本体の当初公正価値は、デリバティブの当初公正価値の金額分、額面を上回りましたが、差額は、徐々に損益計算書上で償却されます。

2013年6月30日に終了した期間のパークレイズ・ピーエルシー決算報告書には、より広範囲にわたる開示が含まれており、リスク・エクスポージャーや業績についても含まれていますが、これらの内容はパークレイズ・バンク・ピーエルシーのものとはほぼ同じです。

本連結中間財務書類は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの法定財務書類を構成するものではありません。2012年12月31日終了事業年度のパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの法定財務書類については、監査人が無限定の監査報告書を発行しており、会社登記機関に提出されています。

会計方針

上半期決算報告書は、国際会計基準（以下「IAS」という。）第34号「中間財務報告」に準拠して、以下の2013年1月1日にパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが適用を開始した会計基準を除き、2012年度年次報告書に用いられたのと同じ会計方針及び計算方法を用いて作成されています。

IFRS第10号「連結財務諸表」

IFRS第10号は、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」及びSIC第12号「連結－特別目的事業体」の規定に代わるものです。この基準は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが持分を保有する事業体を連結すべきかを判断する新基準を導入するものです。IFRS第10号の適用開始に伴い、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループは、従来連結していなかった複数の事業体を連結し、従来連結していた複数の事業体の連結を中止しましたが、これは主にインベストメント・バンクの信用市場に対するエクスポージャーを有する事業体の連結に影響を与えました。

IAS第19号「従業員給付」（2011年改訂）

IAS第19号（2011年改訂）では、特に、確定給付年金制度から生じる保険数理上の損益を全額認識することを求めています。従来、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループでは、これらの損益を従業員の残存平均勤務期間にわたり繰延べていました（「コリドー」法）。

比較数値は、移行の規定に準拠して、これらの基準について全額修正再表示されています。IFRS第10号は、初度適用の期間の直前の期間についてのみ修正再表示された比較数値の表示を求めています。

当グループは、IFRS第10号とIAS第19号の財務上の影響について記載した修正再表示の文書を2013年4月16日に公表しました。

IFRS第10号及びIAS第19号が適用されていた場合の2012年12月31日終了事業年度のパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの財務上の影響は下表の通りです。

会計上の修正再表示の影響

	2012年度 公表額	修正再表示に伴う調整		2012年度 修正再表示
		IFRS第10号	IAS第19号	
損益計算書	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
税引前利益/(損失)	99	573	(22)	650
税金	(483)	(134)	-	(617)
税引後(損失)/利益	(384)	439	(22)	33
貸借対照表				
資産合計	1,490,747	(144)	(1,842)	1,488,761
負債合計	1,427,853	333	652	1,428,838
株主資本合計	62,894	(477)	(2,494)	59,923

- ・ IFRS第10号の適用による2012年12月31日終了事業年度のバークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの業績へのプラスの財務上の影響は、主にインベストメント・バンクのトレーディング収益の増加と減損の減少を反映しています。しかし、バークレイズ・バンク・ピーエルシー2012年度年次報告書ですでに開示している通り、2012年12月31日現在の株主資本合計は、累計で4億7,700万ポンド減少しました。
- ・ IAS第19号の適用に伴い、2012年12月31日現在の退職給付資産は23億ポンド減少し、退職給付債務は10億ポンド増加しました。また、繰延税金資産が追加で8億ポンド認識され、そのうち4億ポンドが繰延税金資産に、4億ポンドが繰延税金負債に認識されました。その結果、資産合計は18億ポンド減少し、負債合計は7億ポンド増加しました。当期税引後利益は2,200万ポンド減少し、その他の包括利益は24億ポンド減少したため、株主資本は25億ポンド減少しました。

IFRS第13号「公正価値測定」

IFRS第13号は、金融及び非金融の資産及び負債の公正価値の計算方法に関する包括的な指針を提供するものです。IFRS第13号の適用によるバークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループへの重大な財務上の影響はありませんでした。

今後の会計基準

IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号は、分類を変更し、それにより、金融資産の測定、減損の認識及びヘッジ会計を変更するものです。これらの変更の他に、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの損益を通じて公正価値で保有する発行債券の価値の変動に含まれる、当グループの信用格付の変更から生じる損益の部分は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に含まれるようになります。この変更案はまだ最終決定していないため、財務上の影響を見積ることはまだ不可能です。現在のところ、発効日は2015年1月1日ですが、遅れる可能性もあります。

今後の会計上の変更の詳細については、バークレイズ・バンク・ピーエルシー2012年度年次報告書をご参照ください。

継続企業の前提

バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの事業活動及び財政状態、将来の発展及び業績に影響を及ぼす可能性の高い要因、グループがさらされている金融リスクを管理する目的及び方針、並びに資本に関しては、バークレイズ・ピーエルシー上半期決算報告書の「事業部門別業績」、「業績管理」及び「リスク管理」のセクションで論じられています。

取締役は、予見できる将来において、バークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認しています。このため、財務書類の作成において継続企業の前提を引き続き適用しています。

取締役の責任に関する陳述書

取締役は、その知る限りにおいて、原文5ページから10ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合の採用したIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示及び透明性規則」4.2.7及び4.2.8に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- ・ 2013年6月30日に終了した6ヵ月間において発生した重要な事象の兆候及びそれらが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、並びに当事業年度の残り6ヵ月間における主要なリスク及び不確実性の記載。
- ・ 2013年6月30日に終了した6ヵ月間における重要な関連当事者取引及び直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する重要な変更。

取締役会を代表して

アントニー・ジェンキンズ
グループ最高責任者

クリス・ルーカス
グループ財務担当取締役

独立監査人のレビュー

バークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する独立監査人のレビュー報告書（訳文）

序文

私どもは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの委嘱により、2013年6月30日に終了した6ヵ月間の上半期決算報告書に掲載されている連結中間財務書類の要約版、すなわち要約連結損益計算書、要約連結損益及びその他の包括利益計算書、要約連結貸借対照表、要約連結株主資本変動表、要約連結キャッシュフロー計算書、並びに関連する注記のレビューを行いました。私どもは、上半期決算報告書に含まれている他の情報を通読し、明らかな虚偽表示又は要約連結中間財務書類の情報との重要な不整合が含まれていないかについて検討しました。

取締役の責任^{1、2}

上半期決算報告書は、取締役の責任であり、また、取締役によって承認されています。取締役は、英国の金融サービス機構の「開示及び透明性規則」に準拠して上半期決算報告書を作成する責任を有しています。

「会計方針」のセクションに開示の通り、当グループの年次財務書類は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成されます。本上半期決算報告書に含まれている要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されています。

監査人の責任

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、本上半期決算報告書に含まれている要約連結中間財務書類に対する結論を会社に表明することです。結論を含む当報告書は、金融サービス機構の「開示及び透明性規則」を目的として会社のためにのみ作成されており、その他の目的はありません。本報告書の作成にあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を読むその他の者又は当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではありません。

レビューの範囲

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準（英国及びアイルランド）第2410号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続及びその他のレビュー手続が適用されます。レビューは国際監査基準（英国及びアイルランド）に準拠して実施される監査に比べて限定された手続であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項の全てを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

結論

私どものレビューに基づき、2013年6月30日に終了した6ヵ月間の上半期決算報告書に含まれている要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIAS第34号及び英国の金融サービス機構の「開示及び透明性規則」に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

勅許会計士

ロンドン、英国

2013年7月29日

- 1 パークレイズのウェブサイトの管理及び完全性は、取締役の責任です。監査人が行った作業には当件の考慮は含まれず、よって監査人は、財務書類が当初ウェブサイトに表示された後に生じた可能性のある変更について何ら責任を負いません。
- 2 財務書類の作成及び提供を規定する英国における法律は、他国の管轄における法律と異なる可能性があります。

*独立監査人のレビュー報告書の原文は英語で記載されております。日本語訳は、日本人読者の便宜上のものであり、訳文は原文（英語）の報告書に代わるものではありません。

要約連結財務書類

連結損益計算書（未監査）

継続事業	注記 ¹	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2012年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド
利息収入純額		5,601	5,523	6,127
手数料収入純額		4,396	4,306	4,230
トレーディング収益純額		4,570	1,741	1,609
投資収益純額		417	479	211
保険契約に基づく保険料収入純額		387	380	516
ブラックロック社に対する投資の売却純利益		-	-	227
その他の収益		32	48	60
収益合計		15,403	12,477	12,980
保険契約に基づく保険金及び給付金純額		(268)	(237)	(363)
保険金控除後の収益合計		15,135	12,240	12,617
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額		(1,631)	(1,630)	(1,710)
営業収益純額		13,504	10,610	10,907
人件費		(6,431)	(5,522)	(5,945)
一般管理費		(3,357)	(3,172)	(3,573)
営業費用(英国銀行税、並びに支払保障保険及び金利ヘッジ商品に係る補償引当金を除く)		(9,788)	(8,694)	(9,518)
英国銀行税		-	(345)	-
支払保障保険に係る補償引当金		(1,350)	(1,300)	(300)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金		(650)	(400)	(450)
営業費用		(11,788)	(10,739)	(10,268)
事業売却(損)/益、並びに関連会社及び合併企業の損益に対する持分		(68)	63	77
税引前利益/(損失)		1,648	(66)	716
税金		(590)	(304)	(313)
税引後利益/(損失)		1,058	(370)	403
以下に帰属するもの：				
親会社の株主		886	(533)	227
非支配持分	1	172	163	176
税引後利益/(損失)		1,058	(370)	403

¹ バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文 10 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文 97 ページから 130 ページをご参照ください。

要約連結損益及びその他の包括利益計算書（未監査）

継続事業	注記 ¹	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2012年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド
税引後利益/(損失)		1,058	(370)	403
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益：				
為替換算再評価差額		511	(946)	(602)
売却可能投資再評価差額		(97)	743	(43)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額		(1,137)	420	242
その他		20	45	51
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益 合計		(703)	262	(352)
損益に振替えられないその他の包括利益：				
退職給付の再測定		(37)	(55)	(1,180)
当期その他の包括利益		(740)	207	(1,532)
当期包括利益合計		318	(163)	(1,129)
以下に帰属するもの：				
親会社の株主		444	(161)	(1,261)
非支配持分	1	(126)	(2)	132
当期包括利益合計		318	(163)	(1,129)

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文 10 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文 97 ページから 130 ページをご参照ください。

要約連結貸借対照表（未監査）

	注記 ¹	2013年 6 月30日 現在 百万ポンド	2012年12月31日 現在 百万ポンド	2012年 6 月30日 現在 百万ポンド
資産				
現金及び中央銀行預け金		72,720	86,191	126,074
他銀行から取立中の項目		2,578	1,473	2,598
トレーディング・ポートフォリオ資産		151,990	146,352	167,458
公正価値で測定すると指定された金融資産		46,847	46,629	46,761
デリバティブ		403,249	469,156	517,693
銀行に対する貸付金		46,887	40,871	48,765
顧客に対する貸付金		470,062	423,906	452,744
リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付		222,881	176,522	173,814
売却可能金融投資		91,730	75,133	68,952
未収還付税及び繰延税金資産		4,697	3,811	3,959
前払金、未収収益及びその他の資産		5,579	4,362	5,896
関連会社及び合併企業に対する投資		591	633	549
のれん及び無形資産		7,849	7,915	7,861
有形固定資産		5,618	5,754	5,909
退職給付資産		100	53	56
資産合計		1,533,378	1,488,761	1,629,089
負債				
銀行預り金		78,330	77,012	94,467
他銀行への未決済項目		1,542	1,587	1,671
顧客預り金		460,294	385,500	408,351
レポ取引及びその他類似の担保付借入		259,539	217,178	245,833
トレーディング・ポートフォリオ負債		59,360	44,794	51,747
公正価値で測定すると指定された金融負債		71,274	78,561	95,150
デリバティブ		396,125	462,721	507,712
発行債券		102,946	119,525	124,901
未払金、繰延収益及びその他の負債		14,471	12,532	12,589
未払税金及び繰延税金負債		978	958	999
劣後負債		23,270	24,422	22,089
引当金		4,425	2,766	1,851
退職給付債務		1,430	1,282	1,358
負債合計		1,473,984	1,428,838	1,568,718
株主資本				
非支配持分を除く株主資本		56,774	57,067	57,414
非支配持分	1	2,620	2,856	2,957
株主資本合計		59,394	59,923	60,371
負債及び株主資本合計		1,533,378	1,488,761	1,629,089

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文 10 ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー決算報告書の原文 97 ページから 130 ページをご参照ください。

要約連結株主資本変動表（未監査）

	払込済 株式資本 及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2013年 6月30日終了上半期						
2013年 1月 1日現在残高	14,494	3,329	39,244	57,067	2,856	59,923
税引後利益	-	-	886	886	172	1,058
為替換算の変動	-	750	-	750	(239)	511
売却可能投資	-	(99)	-	(99)	2	(97)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(1,080)	-	(1,080)	(57)	(1,137)
退職給付の再測定	-	-	(33)	(33)	(4)	(37)
その他	-	-	20	20	-	20
当期包括利益合計	-	(429)	873	444	(126)	318
持分決済型株式制度	-	-	337	337	-	337
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	-	-	(1,034)	(1,034)	-	(1,034)
配当金支払額	-	-	(489)	(489)	(98)	(587)
優先株式及びその他の株主資本に係る配当金支払額	-	-	(225)	(225)	-	(225)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本注入	-	-	750	750	-	750
キャピタル・ノートの償還	-	(100)	-	(100)	-	(100)
その他の剰余金の変動	-	22	2	24	(12)	12
2013年 6月30日現在残高	14,494	2,822	39,458	56,774	2,620	59,394
2012年12月31日終了下半期						
2012年 7月 1日現在残高	14,494	2,962	39,958	57,414	2,957	60,371
税引後(損失)/利益	-	-	(533)	(533)	163	(370)
為替換算の変動	-	(758)	-	(758)	(188)	(946)
売却可能投資	-	718	-	718	25	743
キャッシュフロー・ヘッジ	-	423	-	423	(3)	420
退職給付の再測定	-	-	(55)	(55)	-	(55)
その他	-	-	44	44	1	45
当期包括利益合計	-	383	(544)	(161)	(2)	(163)
持分決済型株式制度	-	-	348	348	-	348
株式報酬制度に基づくパークレイズ・ピーエルシー株式の権利確定	-	-	(34)	(34)	-	(34)
配当金支払額	-	-	(234)	(234)	(86)	(320)
優先株式及びその他の株主資本に係る配当金支払額	-	-	(244)	(244)	-	(244)
その他の剰余金の変動	-	(16)	(6)	(22)	(13)	(35)
2012年12月31日現在残高	14,494	3,329	39,244	57,067	2,856	59,923
2012年 6月30日終了上半期						
2012年 1月 1日現在残高	14,494	3,308	42,093	59,895	3,092	62,987
税引後利益	-	-	227	227	176	403
為替換算の変動	-	(531)	-	(531)	(71)	(602)
売却可能投資	-	(62)	-	(62)	19	(43)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	234	-	234	8	242
退職給付の再測定	-	-	(1,180)	(1,180)	-	(1,180)
その他	-	1	50	51	-	51
当期包括利益合計	-	(358)	(903)	(1,261)	132	(1,129)
持分決済型株式制度	-	-	369	369	-	369
株式報酬制度に基づき権利確定したパークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(912)	(912)	-	(912)
配当金支払額	-	-	(462)	(462)	(143)	(605)
優先株式及びその他の株主資本に係る配当金支払額	-	-	(221)	(221)	-	(221)
その他の剰余金の変動	-	12	(6)	6	(124)	(118)
2012年 6月30日現在残高	14,494	2,962	39,958	57,414	2,957	60,371

1 株式資本及び非支配持分の詳細については原文10ページに記載されています。

要約連結キャッシュフロー計算書（未監査）

継続事業	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2012年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド
税引前利益/(損失)	1,648	(66)	716
非現金項目の調整	(450)	5,447	3,770
営業資産及び負債の変動	10,094	(49,924)	26,608
法人税等支払額	(794)	(627)	(889)
営業活動からのキャッシュ純額	10,498	(45,170)	30,205
投資活動からのキャッシュ純額	(16,629)	(4,627)	(2,151)
財務活動からのキャッシュ純額	(841)	1,056	(2,979)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	3,323	(1,683)	(2,428)
現金及び現金同等物の純増加額	(3,649)	(50,424)	22,647
現金及び現金同等物 期首現在	121,896	172,320	149,673
現金及び現金同等物 期末現在	118,247	121,896	172,320

注記

1 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益			非支配持分に帰属する株主資本		
	2013年6月30日	2012年12月31日	2012年6月30日	2013年6月30日	2012年12月31日	2012年6月30日
	終了上半期	終了下半期	終了上半期	終了上半期	終了下半期	終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
アブサ・グループ・リミテッド	158	150	154	2,509	2,737	2,842
その他の非支配持分	14	13	22	111	119	115
合計	172	163	176	2,620	2,856	2,957

2 配当金

	2013年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2012年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド
当期配当金支払額			
普通株式	489	234	462
優先株式	225	244	221
合計	714	478	683

普通株式配当金は、パークレイズ・ピーエルシーがその株主に支払う配当金の資金源として支払われました。

3 株式資本

普通株式

2013年6月30日及び2012年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式23億4,200万株で構成されていました。

優先株式

2013年6月30日及び2012年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株、1株100ユーロのユーロ建優先株式240,000株、1株100ポンドのポンド建優先株式75,000株、1株100米ドルの米ドル建優先株式100,000株、及び1株0.25米ドルの米ドル建優先株式2億3,700万株で構成されていました。

【補足情報】

パークレイズ・ピーエルシー上半期決算報告書(2013 年7月 30 日発表)(抄訳)

業績ハイライト

- 調整後税引前利益は Transform 達成費用 6 億 4,000 万ポンドの計上を受け 35 億 9,100 万ポンドと 17%(7 億 4,800 万ポンド)減少しました。
- 法定税引前利益は、支払保障保険(PPI)に係る補償引当金 13 億 5,000 万ポンド(2012 年:3 億ポンド)、金利ヘッジ商品に係る補償引当金 6 億 5,000 万ポンド(2012 年:4 億 5,000 万ポンド)、当グループ自身の信用度に関連する利益 8,600 万ポンド(2012 年:29 億 4,500 万ポンドの費用)を含め、16 億 7,700 万ポンドと 8 億 600 万ポンド増加しました。
- 調整後平均株主資本利益率は主に Transform 達成費用の計上を反映し、7.8%に低下しました(2012 年:10.6%)。法定平均株主資本利益率は 2.6%に上昇しました(2012 年:0.6%)。
- 調整後収益は 150 億 7,100 万ポンドと 3%減少しました。大半の部門で収益は拡大しましたが、グループ全体の預り金の増加に伴うファンディング・コストにより相殺されました。
- インベストメント・バンクの収益は 64 億 7,300 万ポンドと横ばいでした。株式およびプライム・サービス事業、ならびにインベストメント・バンキング事業は増収となったものの、債券・為替およびコモディティ(FICC)事業の減収により相殺されました。
- 信用に関する減損費用は、パークレイカード、英国リテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント、欧州 RBB における減損増加により一部相殺されたものの、インベストメント・バンク、コーポレート・バンキング、アフリカ RBB の改善を反映し、5%減少し、16 億 3,100 万ポンドとなりました。
- 調整後営業費用は欧州 RBB およびインベストメント・バンクの事業再編コストを中心とする Transform 達成費用 6 億 4,000 万ポンドの計上を受け 97 億 8,100 万ポンドと 3%(2 億 6,100 万ポンド)増加しました。収益に対する費用の調整後比率は Transform 達成費用が主に響き 65%に上昇しました(2012 年:61%)。Transform 達成費用を除くと、インベストメント・バンクの収益に対する報酬の比率は 38%でした(2012 年:40%)。
- リスク調整後資産は 3,870 億ポンドと横ばいでした。新しい資本要求規制(CRD IV)ベースで、Transform における撤退対象事業のリスク調整後資産は 254 億ポンド減少し、684 億ポンドになりました。
- コア Tier1 比率は配当金の支払により一部相殺されたものの、利益から創出された資本とワラントの行使を主に反映し、11.1%に上昇しました(2012 年:10.8%)。
- 資産合計は、主にリバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付、貸付金、売却可能投資の増加を反映し、1 兆 5,330 億ポンドに増加しました(2012 年:1 兆 4,880 億ポンド)。これらの増加はデリバティブ資産の減少により一部相殺されました。
- 負債合計は主に予想以上の預り金の預入を受け、1 兆 4,730 億ポンドに増加しました(2012 年:1 兆 4,280 億ポンド)。これにより預貸率は 110%から 102%に低下しました。
- ワラントの行使を含む発行済株式の増加を受け、1 株当たりの純資産価額は 397 ペンス(2012 年:414 ペンス)、1 株当たりの正味有形資産価額は 336 ペンス(2012 年:349 ペンス)となりました。
- 2013 年上半期に、資金調達支援スキーム(FLS:Funding for Lending Scheme)を通して、英国の世帯と事業に推計で総額 420 億ポンドの新規貸付を行いました。

当グループの業績(未監査) ¹

	調整後			法定		
	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率(%)	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率(%)
保険金控除後の収益合計	15,071	15,492	(3)	15,157	12,774	19
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(1,631)	(1,710)	(5)	(1,631)	(1,710)	(5)
営業収益純額	13,440	13,782	(2)	13,526	11,064	22
営業費用 (Transform 達成費用を除く)	(9,141)	(9,520)	(4)	(11,141)	(10,270)	8
Transform 達成費用	(640)	-		(640)	-	
営業費用	(9,781)	(9,520)	3	(11,781)	(10,270)	15
その他純(費用)／利益純額	(68)	77		(68)	77	
税引前利益	3,591	4,339	(17)	1,677	871	93
税引後利益	2,467	3,148	(22)	1,083	558	94
株主帰属利益	2,055	2,738	(25)	671	148	

パフォーマンス指標

平均株主資本利益率	7.8%	10.6%	2.6%	0.6%
平均有形株主資本利益率	9.1%	12.5%	3.0%	0.7%
平均リスク調整後資産利益率	1.3%	1.6%	0.5%	0.3%
収益に対する費用の比率	65%	61%	78%	80%
営業収益純額に対する報酬の比率	38%	38%	38%	47%
貸倒率(ベースス・ポイント)	63bps	67bps	63bps	67bps
基本的 1 株当たり利益	16.2p	22.4p	5.3p	1.2p
1 株当たり配当金	2.0p	2.0p	2.0p	2.0p

資本および貸借対照表

	2013 年 6 月 30 日現在	2012 年 12 月 31 日現在
コア Tier1 比率	11.1%	10.8%
リスク調整後資産	3,870 億ポンド	3,870 億ポンド
調整後グロス・レバレッジ	20 倍	19 倍
グループ余剰流動性	1,380 億ポンド	1,500 億ポンド
1 株当たり純資産価額	397p	414p
1 株当たり正味有形資産価額	336p	349p
預貸率	102%	110%

調整後利益の分析

調整後税引前利益	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期	2012 年 6 月 30 日に 終了した半期
当グループ自身の信用度に関連する利益／(損失)	86	(2,945)
ブラックロック社に対する投資に係る利益	-	227
支払保障保険(PPI)に係る補償引当金	(1,350)	(300)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(650)	(450)
法定税引前利益	1,901	871

事業部門別税引前利益／(損失)	調整後			法定		
	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率(%)	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率(%)
英国リテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)	632	592	7	(28)	292	
欧州 RBB	(709)	(148)		(709)	(148)	
アフリカ RBB	212	183	16	212	183	16
パークレイカード	775	751	3	85	751	(89)
インベストメント・バンク	2,389	2,242	7	2,389	2,242	7
コーポレート・バンキング	402	311	29	(248)	(139)	
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	47	99	(53)	47	99	(53)
本社およびその他事業	(157)	309		(71)	(2,409)	
税引前利益合計	3,591	4,339	(17)	1,677	871	93

¹ 比較数値は、2013 年 4 月 16 日に発表した、国際財務報告基準(IFRS)第 10 号「連結財務諸表」および国際会計基準(IAS)第 19 号「従業員給付」(2011 年改訂)の適用、本社の業績の構成要素の事業部門への再配分および事業部門間のポートフォリオの修正を反映し、修正再表示した数値です。その詳細はウェブサイト参照下さい。 <http://group.barclays.com/about-barclays/investor-relations/investor-news>

グループ最高責任者によるご挨拶

「当グループは今年 2 月に「選ばれる銀行（'Go-To' bank）」となるための Transform 計画の概要を発表しました。同時に資本関連も含め、2015 年の終わりまでに達成すべき財務目標も掲げました。

英国プルーデンス規制機構(PRA)による見直しの結果、当グループは 2014 年 6 月末までに PRA のレバレッジ・レシオ、3%を達成するために、資本計画を変更しなければならなくなりました。選択肢を慎重に検討した結果、取締役会と私は、パークレイズはこの新しい目標を確実に達成するために、直ちに対応すべきだという結論に至りました。

この計画は、新株予約権の無償割当、レバレッジ・エクスポージャーの慎重な削減、Tier1 証券の追加発行、利益の留保およびその他の資本増強策の組み合わせからなります。われわれはこの計画が PRA のレバレッジ目標の達成のための、適切な方策だと思っています。またこの計画により、貸金の増強計画やお客様に対する支援の拡大し続けることも出来るようになります。

私は、われわれの確固たる迅速な施策がパークレイズをより強くし、「選ばれる銀行（'Go-To' bank）」になるという目標の達成の実現性を一層高めるものと確信しています。

当グループの上半期の結果は、われわれの事業の強さを表しています。業績も良好に推移しており、これまでの 5 か月間、Transform 計画は堅調に進んでいます。新たに引当てた 13 億 5,000 万ポンドの支払保障保険に係る補償引当金、同じく金利ヘッジ商品に係る補償引当金 6 億 5,000 万ポンドを除いた調整後税引前利益は、36 億ポンドになりました。両問題に対してパークレイズが手当てした引当金は 54 億 5,000 万ポンドになりました。うち 30 億ポンドは未利用になっているため、株主の皆様が懸念される、これらの問題に係るリスクの不透明性を軽減させることができました。結果として、PRA レバレッジ・レシオにおける PRA 資本調整において、こうした問題への引当を勧告する必要はなくなりました。

当グループの目標を実現する上でコストは引き続き極めて重要な要素です。Transform 達成費用 27 億ポンドの一部を 2013 年度に前倒しで計上する予定であり、今年上半期にインベストメント・バンクおよび欧州リテール・アンド・ビジネス・バンキングの事業再編および投資関連を中心に 6 億 4,000 万ポンドを計上しました。

Transform 達成費用の影響により上半期の株主資本利益率は 7.8%となりましたが、コスト基盤の戦略的な削減は中期的に株主資本コストを上回る収益を確保し続けるための重要な一歩です。コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、パークレイカード、英国リテール・アンド・ビジネス・バンキングを筆頭に各事業部門とも好調を維持したのを受け、Transform 達成費用を除いた株主資本利益率は 9.5%となりました。

撤退対象事業部門は、株主の利益につながるような形で順調に縮小し続けています。今年上半期に CRD IV ベースでリスク調整後資産を推計 254 億ポンド縮小しました。当グループは貸出へのコミットメントを弱めることなく、引き続き貸出に積極的に取り組み、今年上半期は資金調達支援スキームを通じて英国の世帯と事業に総額 420 億ポンドの貸付を行いました。

資本基盤は注力事項であり、CRD IV 完全施行ベースの普通株式 Tier1 (CET1) 比率は 2013 年 6 月 30 日現在で推定 8.1%となりました。新株予約権無償割当の調整をすると、この数値は 9.3%相当になります。取締役会と私は 2013 年下半期にこの比率を上昇させ、2015 年の初頭までに、完全以降ベースの CET1 比率の目標 10.5%の実現を早めようと考えています。

人々が目標を実現できるよう正しい方法で手助けするという当グループの「目標」の遂行、そしてそれを支える「価値観」の実践に引き続き取り組んでいます。この目標を達成するために、当グループの従業員の 95%が価値観に関する半日のワークショップに参加したことをご報告します。また、今年下半期にはシニア・リーダースhip・グループを対象に成果を測るためのバランス・スコアカードを導入します。これは成果の評価および報告のあり方を変えるもので、当グループの今後の成功にとって極めて重要な意味を持つものとなるでしょう。

当グループの取り組みはまだ始まったところであり、この先、長い道のりが待っています。しかし、私はこれまでの成果を喜ばしく思い、当グループが「選ばれる銀行（'Go-To' bank）」になるための道を順調に歩んでいると確信しています。

グループ最高責任者 アントニー・ジェンキンズ

損益計算書

- 2013 年上半期の調整後税引前利益は Transform 達成費用 6 億 4,000 万ポンドの計上を受け、17%減少し、35 億 9,100 万ポンドとなりました。
- 法定税引前利益は支払保障保険に係る補償引当金 13 億 5,000 万ポンド(2012 年:3 億ポンド)、金利ヘッジ商品に係る補償引当金 6 億 5,000 万ポンド(2012 年:4 億 5,000 万ポンド)、当グループ自身の信用度に関連する利益 8,600 万ポンド(2012 年:29 億 4,500 万ポンドの費用)を含め、16 億 7,700 万ポンドと 8 億 600 万ポンド増加しました。
- 調整後平均株主資本利益率は 7.8%に低下したのに対し(2012 年:10.6%)、法定平均株主資本利益率は 2.6%に上昇しました(2012 年:0.6%)。
- 調整後収益は 150 億 7,100 万ポンドと 3%減少しました。グループ全体の預り金の予想以上の増加によって利益率を達成したことを主に反映しています。2012 年第 1 四半期に本社で計上した従業員株式報奨に係るヘッジに関連する利益 2 億 3,500 万ポンドは当期には発生しませんでした。2008 年の米国リーマンの買収により取得した一部未譲渡資産の回収可能性が一段と高まったことを主因にインベストメント・バンクで 2 億 5,900 万ポンドの公正価値調整を計上したことにより相殺されました。
- インベストメント・バンクの収益は 64 億 7,300 万ポンドと横ばいでした。株式およびプライム・サービス事業、ならびにインベストメント・バンキング事業は増収となりましたが、2012 年上半期が好調だった債券・為替およびコモディティ(FICC)事業が減収となったことで一部相殺されました。2013 年第 2 四半期の収益は同第 1 四半期比で 13%減少し、30 億 1,000 万ポンドとなりました。これは、2013 年第 1 四半期は季節要因を受け FICC 事業の寄与が高かったことを反映しています。
- リテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)、パークレイカード、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客利息収入純額は 4%増加し、51 億 500 万ポンドとなりました。純利ざやが 186 ベーシス・ポイントから 177 ベーシス・ポイントに低下したものの、資産が拡大したことで、これらの部門の利息収入純額合計は 2%増の 56 億 2,800 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は、パークレイカード、英国 RBB、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント、欧州 RBB の減損増加により一部相殺されたものの、コーポレート・バンキングおよびアフリカ RBB の改善を反映して、5%減少し、16 億 3,100 万ポンドとなりました。
 - ホールセール貸付の減損動向の改善はインベストメント・バンクの信用に関する減損について純額ベースで戻入れがあったことと、域内で厳しい経済情勢が続いているにもかかわらず、欧州のコーポレート・バンキングの減損費用が減少したことを反映しています。
 - リテール事業の減損費用の増加は、最近の一連の買収の影響もあり、パークレイカードの南アフリカのカード・ポートフォリオの減損が増加したことと、2012 年に発生した引当金戻入れが当期はなかったことを主因に英国 RBB の減損が増加したことを主に反映しています。
- 年率換算した貸倒率は長期平均の 91 ベーシス・ポイントから 63 ベーシス・ポイントに低下しました(2012 年:67 ベーシス・ポイント)。
- その他の費用純額は、当グループの事業再編計画の影響を受ける地域に拠点を置く取引相手方に対する契約上の債務に関連し、欧州 RBB で評価調整 1 億 4,800 万ポンドを認識したのを受けて 1 億 4,500 万ポンド増加し、6,800 万ポンドとなりました。
- 法定税引前利益の法定実効税率は、主に現地の税率が高い国において課税された利益と損金不算入費用が響き 35.4%となりました(2012 年:35.9%)。調整後税引前利益の実効税率は 31.3%でした(2012 年:27.4%)。
- 調整後営業費用は Transform 達成費用 6 億 4,000 万ポンドの計上を受け 3%増加し、97 億 8,100 万ポンドとなりました。
 - Transform 達成費用を除いたパフォーマンス・コスト以外の費用は、2012 年上半期に計上した 2 億 9,000 万ポンドの銀行間取引金利の設定に関連する費用が当期は発生しなかったことから、3%減少し、78 億 6,500 万ポンドとなりました。
 - Transform 達成費用を除いたパフォーマンス・コストは 10%減少し、12 億 7,600 万ポンドとなりました。
- 収益に対する費用の調整後比率は 6 億 4,000 万ポンドの Transform 達成費用を主因に 65%に上昇しました(2012 年:61%)。インベストメント・バンクの営業収益純額に対する費用の比率は 62%と 3%低下し、その中で、収益に対する報酬の比率は 39%となりました(2012 年:40%)。Transform 達成費用を除くと、インベストメント・バンクの収益に対する報酬の比率は 38%でした(2012 年:40%)。

グループ財務担当取締役のレビュー

貸借対照表

- 資産合計は、主にリバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付(レポ取引およびその他類似の担保付負債がほぼ同額増加)、貸付金、売却可能投資の増加を反映し、1兆5,330億ポンドに増加しました(2012年:1兆4,880億ポンド)。これらの増加は、主要フォワード・カーブの上昇と中央決済機関とのエクスポージャー圧縮の取り組みに伴うデリバティブ資産の減少(デリバティブ負債がほぼ同額減少)により一部相殺されました。
- 貸付金合計は、主にインベストメント・バンクの決済残高の増加、INGダイレクトの買収、英国RBBおよびパークレイカードのリテール貸付金の増加により5,170億ポンドに増加しました(2012年:4,640億ポンド)。
- 株主資本合計(非支配持分を含む)は601億ポンドでした(2012年:600億ポンド)。非支配持分を除いた株主資本合計は511億ポンドと5億ポンド増加しました。これはワラントの行使などによる株式資本および株式払込剰余金による15億ポンドの増加を反映しています。キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の11億ポンドの減少および6億ポンドの配当金支払いにより一部相殺されたものの、この他に、為替換算再評価差額の8億ポンドの増加もありました。
- 1株当たりの純資産価額は397ペンス(2012年:414ペンス)、1株当たりの正味有形資産価額は336ペンス(2012年:349ペンス)でした。この減少は、ワラントの行使など発行済株式数の増加が主因です。
- 調整後グロス・レバレッジは20倍でした(2012年:19倍)。余剰流動性を除いた調整後グロス・レバレッジは17倍でした(2012年:16倍)。当グループによるCRD IV規制文言の解釈を基に、Tier1資本への算入に向けた暫定的優遇措置を勘案して試算すると、2013年6月30日現在の当グループのCRD IVレバレッジ比率は3%を超えていました。
- 2013年上半期のスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、キプロス、ギリシャに対する当グループの貸借対照表上の正味エクスポージャーは572億ポンドに減少しました(2012年:593億ポンド)。

資本管理

- コアTier1比率は11.1%に高まりました(2012年:10.8%)。
- コアTier1資本は12億ポンド増え、429億ポンドとなりました。その主たる要因は、発行済ワラントの行使による8億ポンド、外国為替の変動による5億ポンドによるものです。利益から生み出された資本は配当金の支払いの影響を吸収しました。
- リスク調整後資産は3,870億ポンドと横ばいでした。撤退対象事業のリスク調整後資産など、事業活動に関連するリスクを110億ポンド削減したものの、外国為替の変動による71億ポンドと評価手法変更による42億ポンドにより相殺されました。CRD IVベースで、撤退対象事業のリスク調整後資産は254億ポンド減少しました。
- 最終規則が2013年6月30日に適用されたと仮定すると、移行ベースのCRD IVにおける普通株式Tier1(CET1)比率は推定で約10.0%となります。完全施行ベースのCET1比率は推定で約8.1%です。
- 当グループは将来のCRD IVに対応した資本構造への移行を進める措置として、2013年4月に10億ドルのTier2コンティンジェント・キャピタル・ノートを追加発行し、既存のTier2商品を同額買戻しました。また、パークレイズは株式転換債券(ECNs: Equity Conversion Notes)および(あるいは)ECNの転換または交換時の株式の発行に関する承認を株主から得ています。

資金調達および流動性

- 当グループは、内部および規制当局の要件を満たしつつ、内部の余剰資金を圧縮し、2013 年上半期を通して強固な流動性ポジションを維持しました。2013 年 6 月 30 日現在、流動性カバレッジ比率(LCR)は推定 111%(2012 年:126%)、バーゼル委員会が発表した最新基準に基づく安定調達比率(Net Stable Funding Ratio (NSFR))は 105%(2012 年:104%)です。
- □内部および規制上のストレス要件に対する余剰資金の最適化を図った結果、2013 年 6 月 30 日現在のグループ余剰流動性は 1,380 億ポンドに減少しました(2012 年:1,500 億ポンド)。2013 年上半期の月末時余剰流動性は 1,380 億ポンドから 1,570 億ポンドで推移しました(2012 年:1,500 億ポンドから 1,730 億ポンド)。
- 英国 RBB、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントにおける顧客預り金が大きく伸びた結果、グループ全体の預貸率は 2013 年 6 月 30 日現在で 102%に改善しました(2012 年:110%)。RBB、バークレイカード、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの預貸率も 94%に改善しました(2012 年: 102%)。
- 顧客預り金が大幅に増加し、旧来からの不良資産が減少し続けたことで、ホールセール資金調達の需要は減少しました。加えて、当グループの 2013 年のターム・ファンディング需要の大部分は 2012 年に手当て済みであったことから、2013 年上半期のターム債務発行額は買戻しによって完全に相殺されました。
- また、2013 年 6 月 30 日現在のホールセール資金調達残高合計(レボ取引を除く)も 2,170 億ポンドに減少しました(2012 年: 2,400 億ポンド)。2013 年に満期を迎えるターム・ファンディングは合計 180 億ポンドであり、うち 70 億ポンドが残存しています。

グループ財務担当取締役のレビュー

その他の事項

- 英国の主要銀行に対する資本水準の見直しの一環として、ブルーデンス規制機構(PRA)は、最低 3%の PRA レバレッジ比率¹を導入しました。3%の PRA レバレッジ比率目標を達成するために、パークレイズは PRA と様々な選択肢を議論しました。議論の結果を受け、パークレイズは 2014 年 6 月 30 日までに 3%の PRA レバレッジ比率目標を達成するための計画の提出を求められました。

様々な選択肢を慎重に検討した結果、パークレイズは、新株予約権の無償割当、CRD IV レバレッジ・エクスポージャーの削減、従来からのコンテインジェンシー・キャピタルの発行、利益の留保およびその他の資本増強策の組み合わせを通して、この目標の達成しようと計画しています。

- 支払保障保険(PPI)に係る補償引当金は 13 億 5,000 万ポンド増加し、これまでの累計費用は 39 億 5,000 万ポンドとなりました。毎月受理する請求件数は 2012 年 5 月のピークから 46%減少しましたが、その減少のペースは従来の予想を下回っています。従って、今後予想される請求件数は、減少のペースの低下を踏まえ、これまでの想定より多いという見通しになりました。予想される請求件数の全体的な増加に伴い、英国金融オンブズマン・サービス(FOS)に付託される可能性の高い請求についての想定件数を引き上げました。この結果、2014 年 12 月までの業務費用に対する引当金を含め、これらの最新の仮定を反映するように、2013 年 6 月に 13 億 5,000 万ポンドの引当金を追加で繰入れました。

現在の引当金残高は将来の PPI の補償に関して将来予想される全費用に関する当グループの最善の見積りを反映していますが、最終的な費用は現状の見積もりと大きく異なる可能性があります。見積もりとの差が大きい場合、引当金の追加繰入れを行いますが、そうでない場合には、想定を上回った費用は通常の業務に関連する費用の一部として処理されます。

- 金利ヘッジ商品に係る補償引当金は 6 億 5,000 万ポンド増加し、これまでの累積費用は 15 億ポンドとなりました。高度な金融知識を有していないと判断される一般顧客への補償および関連費用に関する当グループの最善の見積もりを踏まえ、2012 年 12 月 31 日付で、8 億 5,000 万ポンドの費用が認識されています。これは当初の試験的な見直しの結果から推計した額に基づいたものでしたが、2013 年に入り調査対象を増やしたことから、引当金算定の根拠となる、それまでより大規模、かつ全体をより適切に反映したサンプルを提供できるようになりました。累計で 1 億 5,100 万ポンド取り崩した結果、貸借対照表上の引当金残高は 2013 年 6 月 30 日現在で 13 億 4,900 万ポンドとなりました。引当金は補償の実施にかかる費用を十分にカバーしていると思われますが、補償制度の対象ではない、高度な金融知識を有すると判断される顧客からの請求、あるいは高度な金融知識を有していないと分類される顧客からの新たな最終的な損失請求については、引当金繰入れを行っていません。今後、これらの推移を注視し、引当金取り崩しにつながる債務の発生が特定できる場合には引当金を繰入れる方針です。

配当

- 当グループは四半期ごとに配当を実施する方針を採用しています。2013 年の第二回中間配当として 1 株当たり 1 ペンスを 2013 年 9 月 13 日付でお支払します。第二回中間配当ではパークレイズ・ピーエルシー・スクリップ配当制度を導入します。

見通し

- 当グループでは事業環境に対し慎重な見方を維持しており、持続的な業績の改善に向けてコスト、資本、レバレッジ、リターンを注視し続けていく方針です。

グループ財務担当取締役 クリス・ルーカス

¹ PRA レバレッジ比率は 2013 年 6 月に PRA が導入した、リスクをベースとしない比率であり、PRA 調整後の CRD IV ベースの 普通株式 Tier1 (CET1) 資本を CRD IV レバレッジ・エクスポージャーで除したものです。

パークレイズ四半期業績

四半期業績	2013 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2013 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	7,337	7,734	6,867	7,002	7,384	8,108	6,213	7,001
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(925)	(706)	(825)	(805)	(926)	(784)	(951)	(1,023)
営業収益純額	6,412	7,028	6,042	6,197	6,458	7,324	5,262	5,978
営業費用 (Transform 達成費用および英国銀行税を除く)	(4,359)	(4,782)	(4,345)	(4,353)	(4,555)	(4,965)	(4,441)	(4,686)
Transform 達成費用	(126)	(514)	-	-	-	-	-	-
英国銀行税	-	-	(345)	-	-	-	(325)	-
営業費用	(4,485)	(5,296)	(4,690)	(4,353)	(4,555)	(4,965)	(4,766)	(4,686)
その他の収益純額	(122)	54	43	21	41	36	5	18
調整後税引前利益	1,805	1,786	1,395	1,865	1,944	2,395	501	1,310
調整項目								
当グループの信用度に関連する(損失)/利益	337	(251)	(560)	(1,074)	(325)	(2,620)	(263)	2,882
債務買戻しに係る利益	-	-	-	-	-	-	1,130	-
ブラックロック社に対する投資の減損および売却益	-	-	-	-	227	-	-	(1,800)
支払保証保険(PPI)に係る補償引当金	(1,350)	-	(600)	(700)	-	(300)	-	-
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(650)	-	(400)	-	(450)	-	-	-
のれんの減損	-	-	-	-	-	-	(550)	-
買収および売却に係る(損失)/利益	-	-	-	-	-	-	(32)	3
法定税引前利益/(損失)	142	1,535	(165)	91	1,396	(525)	786	2,395
法定税引後利益/(損失)	39	1,044	(364)	(13)	943	(385)	581	1,345
以下に帰属するもの:								
親会社の株主	(168)	839	(589)	(183)	746	(598)	335	1,132
非支配持分	207	205	225	170	197	213	246	213
調整後基本的 1 株当たり利益	8.1p	8.1p	7.2p	8.3p	9.2p	13.2p	1.0p	6.8p
収益に対する費用の調整後比率	61%	68%	68%	62%	62%	61%	77%	67%
基本的 1 株当たり利益/(損失)	(1.4p)	6.7p	(4.8p)	(1.5p)	6.1p	(4.9p)	2.8p	9.4p
収益に対する費用の比率	85%	71%	90%	85%	69%	96%	75%	58%
事業部門別調整後税引前利益/(損失)								
英国 RBB	333	299	275	358	360	232	162	429
欧州 RBB	(247)	(462)	(114)	(81)	(76)	(72)	(176)	21
アフリカ RBB	131	81	105	34	51	132	231	191
パークレイカード	412	363	335	396	404	347	261	367
インベストメント・バンク	1,074	1,315	760	988	1,060	1,182	(32)	210
コーポレート・バンキング	219	183	61	88	108	203	(10)	140
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	(13)	60	105	70	49	50	43	70
本社およびその他事業	(104)	(53)	(132)	12	(12)	321	22	(118)
税引前利益合計	1,805	1,786	1,395	1,865	1,944	2,395	501	1,310

要約連結財務書類(未監査)

要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2013 年	2012 年	2012 年
		6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	12 月 31 日に 終了した半期 (百万ポンド)	6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
利息収入純額	2	5,577	5,525	6,129
手数料収入純額		4,396	4,306	4,230
トレーディング収益純額		4,574	1,738	1,609
投資収益純額		417	478	366
保険契約に基づく保険料収入純額		387	380	516
ブラックロック社に対する投資の売却益		-	-	227
その他の収益		74	45	60
収益合計		15,425	12,472	13,137
保険契約に基づく保険金および給付金純額		(268)	(237)	(363)
保険金控除後の収益合計		15,157	12,235	12,774
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額		(1,631)	(1,630)	(1,710)
営業収益純額		13,526	10,605	11,064
人件費	3	(6,431)	(5,522)	(5,945)
一般管理費	4	(3,350)	(3,175)	(3,575)
営業費用 (英国銀行税、PPI および金利ヘッジ商品に係る補償引当金を除く)		(9,781)	(8,697)	(9,520)
英国銀行税	5	-	(345)	-
支払保証保険(PPI)に係る補償引当金		(1,350)	(1,300)	(300)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金		(650)	(400)	(450)
営業費用		(11,781)	(10,742)	(10,270)
事業の売却(損)益／益並びに関連会社および合併会社の損益に対する持分		(68)	63	77
税引前利益／(損失)		1,677	(74)	871
税金	6	(594)	(303)	(313)
税引後利益／(損失)		1,083	(377)	558
以下に帰属するもの:				
親会社の株主		671	(772)	148
非支配持分	7	412	395	410
税引後利益／(損失)		1,083	(377)	558
継続事業からの 1 株当たり利益				
基本的普通株式 1 株当たり利益／(損失)	8	5.3p	(6.3p)	1.2p
希薄化後普通株式 1 株当たり利益／(損失)	8	5.2p	(6.3p)	1.2p

¹ 財務書類に対する注記は、英語原文 97 ページから 130 をページ参照してください。

要約連結財務書類(未監査)

要約連結損益およびその他包括利益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
税引後利益／(損失)		1,083	(377)	558
損益に振替えられる可能性があるその他包括利益:				
為替換算再評価差額	18	511	(946)	(602)
売却可能投資再評価差額	18	(94)	745	(199)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	18	(1,137)	420	242
その他		20	46	50
損益に振替えられる可能性がある包括(損失)／利益合計総額		(700)	265	(509)
損益に振替えられる可能性がないその他包括利益:				
退職給付金の再評価	18	(37)	(55)	(1,180)
当期その他の包括(損失)／利益		(737)	210	(1,689)
当期包括利益／(損失)合計		346	(167)	(1,131)
以下に帰属するもの:				
親会社の株主		232	(396)	(1,498)
非支配持分		114	229	367
当期包括利益／(損失)合計		346	(167)	(1,131)

¹ 財務書類に対する注記は、英語原文 97 ページから 130 をページ参照してください。

要約連結財務書類(未監査)

要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 ¹	2013年	2012年	2012年
		6月30日現在 (百万ポンド)	12月31日現在 (百万ポンド)	6月30日現在 (百万ポンド)
現金および中央銀行預け金		72,720	86,191	126,074
他行からの取立中の項目		2,578	1,473	2,598
トレーディング・ポートフォリオ資産		151,981	146,352	167,452
公正価値で測定すると指定された金融資産		46,847	46,629	46,761
デリバティブ	10	403,072	469,156	517,693
銀行に対する貸付金		46,451	40,462	48,765
顧客に対する貸付金		470,062	423,906	452,744
リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付		222,881	176,522	173,814
売却可能投資		91,707	75,109	68,925
未収還付税および繰延税金資産	6	4,697	3,815	3,959
前払金、未収収益およびその他の資産		5,579	4,365	5,896
関連会社および合併会社に対する投資		591	633	549
のれんおよび無形資産	13	7,849	7,915	7,861
有形固定資産		5,618	5,754	5,909
退職給付資産	16	100	53	56
資産合計		1,532,733	1,488,335	1,629,056
負債				
銀行預り金		78,330	77,012	94,467
他銀行への未決済項目		1,542	1,587	1,671
顧客預り金		460,264	385,411	408,269
レポ取引およびその他類似の担保付借入		259,539	217,178	245,833
トレーディング・ポートフォリオ負債		59,360	44,794	51,747
公正価値で測定すると指定された金融負債		71,274	78,561	95,150
デリバティブ	10	396,125	462,721	507,712
発行債券		102,946	119,525	124,901
未払金、繰延収益およびその他負債		13,738	12,532	12,589
未払税金および繰延税金負債	6	982	962	999
劣後負債	14	22,641	24,018	22,089
引当金	15	4,425	2,766	1,851
退職給付債務	16	1,430	1,282	1,358
負債合計		1,472,596	1,428,349	1,568,636
株主資本				
非支配持分を除く株主資本		51,083	50,615	50,935
非支配持分	7	9,054	9,371	9,485
株主資本合計		60,137	59,986	60,420
負債および株主資本合計		1,532,733	1,488,335	1,629,056

¹ 財務書類に対する注記は、英語原文 97 ページから 130 をページ参照してください。

要約連結財務書類(未監査)

要約連結株主資本変動表(未監査)

2013 年 6 月 30 日に終了した半期	払込済株式資本 および 株式払込剰余金 ¹ (百万ポンド)	その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド)	利益剰余金 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)	非支配持分 ² (百万ポンド)	株主資本 合計 (百万ポンド)
2013 年 1 月 1 日現在の残高	12,477	3,674	34,464	50,615	9,371	59,986
税引後利益	-	-	671	671	412	1,083
為替換算の変動	-	750	-	750	(239)	511
売却可能投資	-	(96)	-	(96)	2	(94)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(1,080)	-	(1,080)	(57)	(1,137)
退職給付金の再評価	-	-	(33)	(33)	(4)	(37)
その他	-	-	20	20	-	20
当期包括利益合計	-	(426)	658	232	114	346
普通株式の新規発行	750	-	-	750	-	750
従業員株式制度に基づく株式発行	761	-	337	1,098	-	1,098
自己株式の増加	-	(1,049)	-	(1,049)	-	(1,049)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	1,034	(1,034)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(570)	(570)	(323)	(893)
その他の剰余金の変動	-	-	7	7	(108)	(101)
2013 年 6 月 30 日現在の残高	13,988	3,233	33,862	51,083	9,054	60,137
2012 年 12 月 31 日に終了した半期						
2012 年 7 月 1 日現在の残高	12,462	3,279	35,194	50,935	9,485	60,420
税引後(損失)/利益	-	-	(772)	(772)	395	(377)
為替換算の変動	-	(758)	-	(758)	(188)	(946)
売却可能投資	-	720	-	720	25	745
キャッシュフロー・ヘッジ	-	423	-	423	(3)	420
退職給付金の再評価	-	-	(55)	(55)	-	(55)
その他	-	-	46	46	-	46
当期包括利益合計	-	385	(781)	(396)	229	(167)
普通株式の新規発行	-	-	-	-	-	-
従業員株式制度に基づく株式発行	15	-	348	363	-	363
自己株式の増加	-	(24)	-	(24)	-	(24)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	34	(34)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(245)	(245)	(330)	(575)
その他の剰余金の変動	-	-	(18)	(18)	(13)	(31)
2012 年 12 月 31 日現在の残高	12,477	3,674	34,464	50,615	9,371	59,986
2012 年 6 月 30 日に終了した半期						
2012 年 1 月 1 日現在の残高	12,380	3,837	37,189	53,406	9,607	63,013
税引後利益	-	-	148	148	410	558
為替換算の変動	-	(531)	-	(531)	(71)	(602)
売却可能投資	-	(218)	-	(218)	19	(199)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	234	-	234	8	242
退職給付金の再評価	-	-	(1,180)	(1,180)	-	(1,180)
その他	-	-	49	49	1	50
当期包括利益合計	-	(515)	(983)	(1,498)	367	(1,131)
普通株式の新規発行	-	-	-	-	-	-
従業員株式制度に基づく株式発行	82	-	369	451	-	451
自己株式の増加	-	(955)	-	(955)	-	(955)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	912	(912)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(488)	(488)	(364)	(852)
その他の剰余金の変動	-	-	19	19	(125)	(106)
2012 年 6 月 30 日現在の残高	12,462	3,279	35,194	50,935	9,485	60,420

¹ 株式資本およびその他の剰余金の詳細は原文 120 ページ参照してください。

² 非支配持分の詳細は原文 101 ページ参照してください。

要約連結財務書類(未監査)

要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2013年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012年12月31日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)
税引前利益／(損失)	1,677	(74)	871
非現金項目の調整	351	5,478	4,014
営業資産および負債の変動	9,634	(49,530)	27,090
法人税等支払額	(794)	(627)	(889)
営業活動からのキャッシュ純額	10,868	(44,753)	31,086
投資活動からのキャッシュ純額	(16,628)	(5,007)	(2,150)
財務活動からのキャッシュ純額	(1,212)	1,019	(3,861)
現金および現金同等物に係る為替レートの影響	3,323	(1,683)	(2,428)
現金および現金同等物の純増加	(3,649)	(50,424)	22,647
現金および現金同等物の期首残高	121,896	172,320	149,673
現金および現金同等物の期末残高	118,247	121,896	172,320

事業部門別業績

インベストメント・バンク

損益計算書関連の情報	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	86	166	364	(76)
手数料収入純額	1,622	1,527	1,502	8
トレーディング収益純額	4,435	3,369	4,319	3
投資収益純額	329	250	271	21
その他の収益	1	3	4	
収益合計	6,473	5,315	6,460	-
信用に関する減損費用およびその他の 引当金繰入額	(181)	(2)	(202)	(10)
営業収益純額	6,292	5,313	6,258	1
営業費用 (Transform 達成費用および英国 銀行税を除く)	(3,751)	(3,381)	(4,044)	(7)
Transform 達成費用	(169)	-	-	
英国銀行税	-	(206)	-	
営業費用	(3,920)	(3,587)	(4,044)	(3)
その他収益純額	17	22	28	
税引前利益	2,389	1,748	2,242	7
株主帰属利益 ¹	1,541	1,236	1,446	7

貸借対照表関連の情報と重要な数値

銀行および顧客に対する貸付金 (償却原価ベース) ²	1,866 億ポンド	1,435 億ポンド	1,843 億ポンド
顧客預り金 ²	1,174 億ポンド	759 億ポンド	1,143 億ポンド
資産合計 ³	1 兆 438 億ポンド	1 兆 737 億ポンド	1 兆 2,240 億ポンド
調整後グロス・レバレッジに寄与する 資産 ³	5,685 億ポンド	5,670 億ポンド	6,492 億ポンド
リスク調整後資産 ³	1,688 億ポンド	1,779 億ポンド	1,905 億ポンド
平均 DVaR (95%)	3,100 万ポンド	3,400 万ポンド	4,200 万ポンド
従業員数 (常勤換算)	25,300 人	25,600 人	24,500 人

パフォーマンス指標	調整後			法定		
	2013 年 6 月 30 日	2012 年 12 月 31 日	2012 年 6 月 30 日	2013 年 6 月 30 日	2012 年 12 月 31 日	2012 年 6 月 30 日
平均株主資本利益率	15.4%	11.9%	13.4%	15.4%	11.9%	13.4%
平均リスク調整後資産利益率	1.8%	1.5%	1.6%	1.8%	1.5%	1.6%
収益に対する費用の比率	61%	67%	63%	61%	67%	63%
営業収益純額に対する費用の比率	62%	68%	65%	62%	68%	65%
収益に対する報酬の比率	39%	40%	40%	39%	40%	40%
貸倒率 (ベース・ポイント)	19	13	22	19	13	22

¹ 株主帰属利益には税引前利益と非支配持分が含まれます。

² 貸付金には顧客向け貸付金 1,464 億ポンド (含む決済残高と現金担保 1,035 億ポンド)、銀行向け貸付金 402 億ポンド (含む決済残高と現金担保 262 億ポンド) が含まれています。顧客預り金には決済残高および現金担保 911 億ポンドが含まれています。

³ 2013 年度の総資産、調整後グロス・レバレッジに寄与する資産、リスク調整後資産には、他の事業部門への余剰流動性資産の再配分を反映しています。

事業部門別業績

インベストメント・バンク

損益計算書 - 2013 年上半期と 2012 年上半期の比較

収益合計内訳	2013 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日 に終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日 に終了した半期 (百万ポンド)	増減率(%)
マクロ商品 ¹	2,013	1,548	2,476	(19)
クレジット商品 ¹	1,467	1,206	1,441	2
撤退対象事業資産 ¹	88	415	163	(46)
債券、為替およびコモディティ(FICC)	3,568	3,169	4,080	(13)
株式およびプライム・サービス	1,531	977	1,206	27
インベストメント・バンキング	1,086	1,113	1,024	6
プリンシパル・インベストメントおよびその他の収益	288	56	150	92
収益合計	6,473	5,315	6,460	-

- 収益合計は 64 億 7,300 万ポンドと 2012 年上半期比横ばいでした。
 - FICC 事業の収益は 13%減の 35 億 6,800 万ポンドとなりました。
 - 欧州の長期資金供給オペレーション(LTRO)を下支えに好調だった 2012 年第 1 四半期と比べ、マクロ商品(訳注:金利、為替、コモディティ商品)からの収益が 19%減少し、20 億 1,300 万ポンドとなりました。
 - 信用スプレッドの縮小と高水準の取引高を追い風にクレジット商品からの収益は 2%伸び、14 億 6,700 万ポンドになりました。
 - 撤退対象事業資産からの収益は前年から 7,500 万ポンド減少し 8,800 万ポンドになりました。これは、撤退事業の資産の処分を加速化させたためです。
 - 株式およびプライム・サービス事業の収益は 27%増の 15 億 3,100 万ポンドとなりました。手数料収入の着実な増加、市場の信頼感の高まりを受けた世界の株式市場の改善、プライム・サービス事業における顧客の取引高の増加を背景に、米国、アジア、欧州すべての地域で増加しました。
 - 良好な市場環境の中で顧客の取引高が増加したのを受け、株式および債券引受業務の収益が伸びたことから、インベストメント・バンキング事業の収益は 6%増の 10 億 8,600 万ポンドとなりました。
 - プリンシパル・インベストメントおよびその他収益 2 億 8,800 万ポンドは、2008 年の米国リーマンの買収により譲渡された一部未回収資産の回収可能性が高まったことによる、第 2 四半期の 2 億 5,900 万ポンドの公正価値調整を含みます。
- 信用に関する純減損の組入れ 1 億 8,100 万ポンド(2012 年:2 億 200 万ポンド)は、多くのエクスポージャーに係る戻入れによって一部相殺されたものの、単一銘柄に対する引当てが生じたためです。
- 営業費用は主に事業再編に係る Transform 達成費用 1 億 6,900 万ポンドを含めても、3%減少し、39 億 2,000 万ポンドとなりました。ドッド=フランク法、CRD IV、その他報告に関連する規制変更の要件に対応するための投資など、インフラ改善に関連する費用 1 億 8,800 万ポンドを計上したものの、継続的なコスト削減の取り組みが営業費用の減少につながりました。2012 年度の営業費用には銀行間取引金利の設定に係る 1 億 9,300 万ポンドの費用が含まれています。
- 営業収益純額に対する費用の比率は 3%改善し、62%となりました。収益に対する報酬の比率は 39%に改善しました(2012 年:40%)。
- 税引前利益は 7%増加し、23 億 8,900 万ポンドとなりました。

¹ マクロ商品は、金利、為替、コモディティ商品からの収益、クレジット商品は信用、証券化商品からの収益を意味します。インベストメント・バンクの撤退対象事業に係る資産の詳細については 29 ページを参照してください。

事業部門別業績

損益計算書 - 2013 年第 2 四半期と 2013 年第 1 四半期の比較

- 収益は 13%減の 30 億 1,000 万ポンド
 - FICC 事業の収益は 37%減の 13 億 7,800 万ポンドとなりました。中央銀行の量的緩和政策の縮小を巡る懸念を背景に市場が軟化する中、顧客資金フローの減少と金利商品の下落を受け、マクロおよびクレジット商品の取引高が減少したためです。
 - 株式およびプライム・サービス事業の収益は 17%増の 8 億 2,500 万ポンドとなりました。同事業の市場シェアが伸び続けており、株式デリバティブおよびプライム・サービス業務が拡大したことがその要因です。
 - インベストメント・バンキング事業の収益は 5%減の 5 億 2,800 万ポンドとなりました。季節要因を受け好調だった 2013 年第 1 四半期と比べて債券引受業務収益が減少したうえ、金融アドバイザリー市場業務の取引量が減少したためです。
 - プリンシパル・インベストメントおよびその他収益は、2008 年の米国リーマンの買収により譲渡された一部未回収資産の回収可能性が高まったことによる、第 2 四半期の 2 億 5,900 万ポンドの公正価値調整を含みます。
- 信用に関する減損費用の純引当金繰入額 1 億 9,500 万ポンド(2013 年第 1 四半期: 1,400 万ポンドの戻入)は、多くのエクスポージャーに係る戻入れによって一部相殺されたものの、単一銘柄に対する引当てが生じたためです。
- 営業費用は 19%減の 17 億 5,000 万ポンドとなりました(2013 年第 1 四半期: 21 億 7,000 万ポンド)。これはパフォーマンス・コストおよび Transform 達成費用の減少によるものです。
- 税引前利益は 18%減の 10 億 7,400 万ポンドとなりました。

損益計算書 - 2013 年第 2 四半期と 2012 年第 2 四半期の比較

- 収益は 30 億 1,000 万ポンドと 2012 年第 2 四半期から横ばい
 - FICC 事業の収益は 22%減の 13 億 7,800 万ポンドとなりました。中銀の量的緩和政策の縮小を巡る懸念を背景に顧客資金フローが減少し、相場が下落したのを受け、マクロおよびクレジット商品の取引高が減少したためです。また、撤退対象事業資産の早期売却に伴う 3,000 万ポンドの損失(2012 年第 2 四半期: 5,600 万ポンドの利益)がありました。
 - 株式およびプライム・サービス事業の収益は 34%増の 8 億 2,500 万ポンドとなりました。市場の改善と取引高の増加を背景に現物株式および株式デリバティブ業務のパフォーマンスが好調さを増したためです。
 - インベストメント・バンキング事業の収益は 4%増の 5 億 2,800 万ポンドとなりました。株式および債券引受案件が増加する一方で、金融アドバイザリー市場業務の取引量が減少しました。
- 営業費用は 5%減の 17 億 5,000 万ポンドとなりました。2012 年第 2 四半期の営業費用には銀行間取引金利の設定に関する 7,800 万ポンドの費用が含まれています。
- 税引前利益は 1%増の 10 億 7,400 万ポンドとなりました。

貸借対照表 - 2013 年 6 月 30 日と 2012 年 12 月 31 日の比較

- 調整後グロス・レバレッジに寄与する資産は 5,685 億ポンドと横ばいとなりました。マッチブック・トレーディングの拡大を受けてリバース・レポ取引が増加したほか、売却可能投資が増加しましたが、現金および中央銀行預け金の減少により相殺されました。
- リスク調整後資産は、外国為替の変動によって、一部相殺されましたが、トレーディング勘定のソブリン・エクスポージャーの減少と撤退対象事業のリスク調整後資産の減少を主因に 5%減の 1,688 億ポンドとなりました。

事業部門別業績

コーポレート・バンキング

損益計算書関連の情報	2013年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012年12月31日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012年6月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率 (%)
利息収入純額	998	941	970	3
手数料収入純額	506	487	511	(1)
トレーディング収益純額	49	8	79	(38)
投資収益純額	2	14	9	
その他の(費用)／収益	(3)	13	14	
収益合計	1,552	1,463	1,583	(2)
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(258)	(454)	(431)	(40)
営業収益純額	1,294	1,009	1,152	12
営業費用 (金利ヘッジ商品に係る補償引当金、Transform 達成 費用および英国銀行税を除く)	(852)	(833)	(839)	2
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(650)	(400)	(450)	
Transform 達成費用	(41)	-	-	
英国銀行税	-	(39)	-	
営業費用	(1,543)	(1,272)	(1,289)	20
その他収益／(費用)純額	1	12	(2)	
税引前損失	(248)	(251)	(139)	
調整後税引前利益 ¹	402	149	311	29
調整後株主帰属利益 ^{1,2}	277	75	154	80

貸借対照表関連の情報

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	627 億ポンド	643 億ポンド	656 億ポンド
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	163 億ポンド	176 億ポンド	173 億ポンド
顧客預り金	1,067 億ポンド	996 億ポンド	909 億ポンド
資産合計 ³	1,204 億ポンド	878 億ポンド	899 億ポンド
リスク調整後資産 ³	731 億ポンド	709 億ポンド	723 億ポンド

従業員数(常勤換算)	13,000 人	13,000 人	13,300 人
------------	----------	----------	----------

パフォーマンス指標	調整後 ¹			法定		
	2013年 6月30日	2012年 12月31日	2012年 6月30日	2013年 6月30日	2012年 12月31日	2012年 6月30日
平均株主資本利益率	7.1%	2.0%	3.8%	(4.6%)	(6.3%)	(4.6%)
平均リスク調整後資産利益率	0.9%	0.4%	0.5%	(0.4%)	(0.5%)	(0.4%)
貸倒率(ベース・ポイント)	76	127	124	76	127	124
収益に対する費用の比率	58%	60%	53%	99%	87%	81%

¹ 調整後税引前利益、調整後株主帰属利益、調整後パフォーマンス指標は金利ヘッジ商品に係る補償引当金 6 億 5,000 万ポンド(2012 年下半期 4 億ポンド、2012 年上半期 4 億 5,000 万ポンド)を含んでいません。

² 調整後株主帰属利益は税引後利益と非支配持分を含んでいます。

³ 2013 年度の資産合計総額、リスク調整後資産は従来グループで管理されていた余剰流動性資産の配分を含んでいます。

事業部門別業績

コーポレート・バンキング

2013 年 6 月 30 日に終了した半期

損益計算書関連の情報

	英国 (百万ポンド)	欧州 (百万ポンド)	その他地域 (百万ポンド)	合計 (百万ポンド)
収益	1,161	117	274	1,552
信用に関する減損(費用)／戻入およびその他の引当金(繰入)額	(84)	(180)	6	(258)
営業費用 (金利ヘッジ商品に係る補償引当金および Transform 達成費用を除く)	(570)	(78)	(204)	(852)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(650)	-	-	(650)
Transform 達成費用	(4)	(37)	-	(41)
その他の収益純額	-	-	1	1
税引後利益(損失)	(147)	(178)	77	(248)

調整後税引前利益／(損失)¹

503	(178)	77	402
------------	--------------	-----------	------------

貸借対照表関連の情報

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	501 億ポンド	61 億ポンド	65 億ポンド	627 億ポンド
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	163 億ポンド	-	-	163 億ポンド
顧客預り金	844 億ポンド	93 億ポンド	130 億ポンド	1,067 億ポンド
リスク調整後資産 ²	544 億ポンド	100 億ポンド	87 億ポンド	731 億ポンド

2012 年 12 月 31 日に終了した半期

損益計算書関連の情報

収益	1,085	132	246	1,463
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(139)	(265)	(50)	(454)
営業費用(金利ヘッジ商品に係る補償引当金および英国銀行税を除く)	(531)	(85)	(217)	(833)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(400)	-	-	(400)
英国銀行税	(39)	-	-	(39)
その他の収益純額	4	-	8	12
税引後費用	(20)	(218)	(13)	(251)

調整後税引前利益／(損失)¹

380	(218)	(13)	149
------------	--------------	-------------	------------

貸借対照表関連の情報

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	515 億ポンド	65 億ポンド	63 億ポンド	643 億ポンド
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	176 億ポンド	-	-	176 億ポンド
顧客預り金	790 億ポンド	82 億ポンド	124 億ポンド	996 億ポンド
リスク調整後資産 ²	499 億ポンド	105 億ポンド	105 億ポンド	709 億ポンド

2012 年 6 月 30 日に終了した半期

損益計算書関連の情報

収益	1,136	169	278	1,583
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(145)	(277)	(9)	(431)
営業費用(金利ヘッジ商品に係る補償引当金を除く)	(538)	(78)	(223)	(839)
金利ヘッジ商品に係る補償引当金を除く	(450)	-	-	(450)
その他の費用純額	(2)	-	-	(2)
税引前(損失)／利益	1	(186)	46	(139)

調整後税引前収益／(損失)¹

451	(186)	46	311
------------	--------------	-----------	------------

貸借対照表関連の情報

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	511 億ポンド	75 億ポンド	70 億ポンド	656 億ポンド
顧客に対する貸付金(公正価値ベース)	172 億ポンド	-	1 億ポンド	173 億ポンド
顧客預り金	726 億ポンド	56 億ポンド	127 億ポンド	909 億ポンド
リスク調整後資産 ²	499 億ポンド	115 億ポンド	109 億ポンド	723 億ポンド

¹ 調整後税引前利益、調整後パフォーマンス指標は金利ヘッジ商品に係る補償引当金 6 億 5,000 万ポンド(2012 年下半期 4 億ポンド、2012 年上半期 4 億 5,000 万ポンド)を含んでいません。

² 2013 年度の資産合計、リスク調整後資産は従来グループで管理されていた余剰流動性資産の配分を含んでいます。

事業部門別業績

コーポレート・バンキング

損益計算書 – 2013 年上半期と 2012 年上半期の比較

- 収益合計は 2%減の 15 億 5,200 万ポンドとなりました。英国の資金管理業務の収益拡大により一部相殺されましたが、公正価値で測定する項目に係る利益が 2,400 万ポンド減少したこと(2012 年:6,800 万ポンド)、撤退対象事業から生じていた収益が当期には発生しなかったこと、および欧州の撤退対象事業のポートフォリオが縮小したことを反映しています。
- 純利ざやは構造的ヘッジによる寄与の減少を主因に 4 ベーシス・ポイント低下し、123 ベーシス・ポイントとなりました。
 - 顧客資産利ざやは英国におけるターム・ローンおよびシンジケート・ローンの利ざやの拡大を反映し、9 ベーシス・ポイント上昇し、128 ベーシス・ポイントとなりました。平均顧客資産は欧州の撤退対象事業ポートフォリオの縮小を受け 4%減の 672 億ポンドとなりました。
 - 顧客負債利ざやは顧客預り金金利の上昇を反映し、8 ベーシス・ポイント低下し、104 ベーシス・ポイントとなりました。平均顧客負債は英国企業の預り金の増加を受け 15%増の 959 億ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は 40%減の 2 億 5,800 万ポンドとなりました。貸倒率は 76 ベーシス・ポイントに改善しました(2012 年:124 ベーシス・ポイント)。
 - 英国の減損費用は大企業向け減損費用の減少を一因に 6,200 万ポンド減少し、8,400 万ポンドとなりました。
 - 欧州の減損費用は、スペインの不動産および建設業に対するエクスポージャーを継続的に圧縮した結果、9,700 万ポンド減少し、1 億 8,000 万ポンドとなりました。
- 調整後営業費用は主に欧州の事業再編費用に関連する Transform 達成費用 4,100 万ポンドの計上を受け 6%増加し、8 億 9,300 万ポンドとなりました。法定営業費用は金利ヘッジ商品に係る補償引当金 6 億 5,000 万ポンドの追加繰入れ(2012 年:4 億 5,000 万ポンド)を受けて 20%増加し、15 億 4,300 万ポンドとなりました。
- 調整後税引前利益は 29%増の 4 億 200 万ポンド
 - 英国の調整後税引前利益は信用に関する減損費用の減少を受け 12%増の 5 億 300 万ポンドとなりました。
 - 欧州の税引前損失は 4%減の 1 億 7,800 万ポンドとなりました。撤退事業からの収益が当期は発生しなかったこと、撤退対象事業のポートフォリオの縮小、Transform 達成費用により一部相殺されたものの、信用に関する減損費用が減少したことを主に反映しています。
 - その他地域の税引前利益は一部事業からの撤退に伴う費用の減少により、67%増の 7,700 万ポンドとなりました。
- 法定税引前損失は金利ヘッジ商品に係る補償引当金の追加繰入れを含め、2 億 4,800 万ポンドとなりました(2012 年:1 億 3,900 万ポンド)。

損益計算書 – 2013 年第 2 四半期と 2013 年第 1 四半期の比較

- 調整後税引前利益は英国の資金管理業務の収益拡大と Transform 達成費用の減少による営業費用の低下により 20%増加し、2 億 1,900 万ポンドとなりました。
- 法定税引前損失は金利ヘッジ商品に係る補償引当金の追加繰入れを含め、4 億 3,100 万ポンドとなりました(2013 年第 1 四半期:1 億 8,300 万ポンドの利益)。

貸借対照表 – 2013 年 6 月 30 日と 2012 年 12 月 31 日の比較

- 顧客に対する貸付金は顧客の運転資金の増加に伴う資金需要の減少と欧州の撤退対象事業のポートフォリオの縮小により 2%減少し、627 億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は英国の預り金の増加を反映し、7%増加し、1,067 億ポンドとなりました。
- 資産合計は余剰流動性資産の再配分により 326 億ポンド増加し、1,204 億ポンドとなりました。これは 2013 年に流動性コストの事業部門間の配分見直しが決めたことを受けたものです。
- リスク調整後資産は 3%増加し、731 億ポンドとなりました。撤退対象事業のリスク調整後資産の削減と事業部門間のリスク調整後資産の再配分により一部相殺されましたが、デフォルト時損失率の算定見直し、商業用不動産に対するエクスポージャーの規制上の取り扱いの変更、外国為替の変動を主に反映しています。

事業部門別業績

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

損益計算書関連の情報

	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率(%)
利息収入純額	431	436	420	3
手数料収入純額	485	480	468	4
トレーディング収益純額	9	11	5	
投資収益純額	6	-	-	
その他の(費用)/収益	-	(1)	1	
収益合計	931	926	894	4
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(49)	(19)	(19)	
営業収益純額	882	907	875	1
営業費用 (Transform 達成費用および英国銀行税を除く)	(810)	(730)	(775)	5
Transform 達成費用	(33)	-	-	
英国銀行税	-	(4)	-	
営業費用	(843)	(734)	(775)	9
その他の収益/(費用)純額	8	2	(1)	
税引前利益	47	175	99	(53)
調整後税引前利益	47	175	99	(53)
調整後株主帰属利益 ¹	29	153	70	(59)

貸借対照表関連の情報

顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	227 億ポンド	213 億ポンド	198 億ポンド
顧客預り金	6,280 億ポンド	538 億ポンド	500 億ポンド
顧客資産合計 ²	365 億ポンド	245 億ポンド	234 億ポンド
リスク調整後資産 ²	170 億ポンド	161 億ポンド	140 億ポンド
顧客資産 従業員数(常勤換算)	2,028 億ポンド 8,300	1,860 億ポンド 8,300	1,761 億ポンド 8,200

パフォーマンス指標	調整後			法定		
	2013 年 6 月 30 日	2012 年 12 月 31 日	2012 年 6 月 30 日	2013 年 6 月 30 日	2012 年 12 月 31 日	2012 年 6 月 30 日
平均株主資本利益率	2.5%	14.9%	7.3%	2.5%	14.9%	7.3%
平均リスク調整後資産利益率	0.4%	2.2%	1.2%	0.4%	2.2%	1.2%
収益に対する費用の比率	91%	79%	87%	91%	79%	87%
貸倒率(ベース・ポイント)	43	17	19	43	17	19

¹ 株主帰属利益には税引前利益と非支配持分が含まれます。

² 2013 年度の資産合計、リスク調整後資産には、従来集中的に保有されていた余剰流動性資産の他の事業部門への再配分が含まれています。

事業部門別業績

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

損益計算書 - 2013 年上半期と 2012 年上半期の比較

- 収益合計は富裕層向け事業を牽引役に特に米州およびアジアで大きく伸び、4%増の 9 億 3,100 万ポンドとなりました。
- 利息収入純額は、主に富裕層向け事業における預り金および貸付金残高の伸びを反映して 3%増加し、4 億 3,100 万ポンドとなりました。純利ざやは構造的ヘッジによる寄与の低下を主因に 17 ベーシス・ポイント低下し、108 ベーシス・ポイントとなりました。
 - 顧客資産利ざやは富裕層向け事業の利ざや上昇を受け 16 ベーシス・ポイント上昇し、81 ベーシス・ポイントとなりました。平均顧客資産は 16%増の 221 億ポンドとなりました。
 - 顧客負債利ざやは商品の組み合わせを変更したことにより、12 ベーシス・ポイント低下し、99 ベーシス・ポイントとなりました。平均顧客負債は 21%増の 584 億ポンドとなりました。
- 手数料収入純額は 4%増加し、4 億 8,500 万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用はスペインの不動産に係る担保付貸出に関連する 1,500 万ポンドの費用を主因に 3,000 万ポンド増加し、4,900 万ポンドとなりました。
- 営業費用は事業再編費用に関連する Transform 達成費用 3,300 万ポンドと顧客補償引当金繰入れ 2,200 万ポンドを主因に 6,800 万ポンド増加し、8 億 4,300 万ポンドとなりました。
- 税引前利益は Transform 達成費用、顧客補償引当金繰入れ、信用に関する減損費用の増加を主に反映して、53%減少し、4,700 万ポンドとなりました。

損益計算書 - 2013 年第 2 四半期と 2013 年第 1 四半期の比較

- 税引前利益は Transform 達成費用、顧客補償引当金繰入れ、信用に関する減損費用の増加を主に反映して、7,300 万ポンド減少し、1,300 万ポンドの損失となりました。

貸借対照表 - 2013 年 6 月 30 日と 2012 年 12 月 31 日の比較

- 富裕層向け事業の拡大を主因に、顧客に対する貸付金は 7%増の 226 億ポンド、顧客預り金は 17%増の 628 億ポンドとなりました。
- 顧客資産は富裕層向け事業の新規資産純増、株式市場の好調、外国為替の変動を受け 2,028 億ポンドに増加しました (2012 年: 1,860 億ポンド)。
- リスク調整後資産は外国為替の変動を要因に 6%増の 170 億ポンドとなりました。

四半期業績

	2013 年度 第 2 四半期	2013 年度 第 1 四半期	2012 年度 第 4 四半期	2012 年度 第 3 四半期	2012 年度 第 2 四半期	2012 年度 第 1 四半期	2011 年度 第 4 四半期	2011 年度 第 3 四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
英国リテール・アンド・ビジネス・バンキング								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	1,135	1,067	1,077	1,123	1,118	1,066	1,129	1,244
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(89)	(89)	(71)	(76)	(46)	(76)	(156)	(105)
営業収益純額	1,046	978	1,006	1,047	1,072	990	973	1,139
営業費用 (Transform 達成費用および英国銀行税を除く)	(689)	(704)	(718)	(689)	(713)	(757)	(790)	(711)
Transform 達成費用	(27)	-	-	-	-	-	-	-
英国銀行税	-	-	(17)	-	-	-	(22)	-
営業費用	(716)	(704)	(735)	(689)	(713)	(757)	(812)	(711)
その他の収益／(費用)純額	3	25	4	-	1	(1)	1	1
調整後税引前利益	333	299	275	358	360	232	162	429
調整項目								
PPI に係る補償引当金	(660)	-	(330)	(550)	-	(300)	-	-
法定税引前(損失)／利益	(327)	299	(55)	(192)	360	(68)	162	429
欧州リテール・アンド・ビジネス・バンキング								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	176	176	161	168	191	188	198	309
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(72)	(70)	(74)	(58)	(71)	(54)	(65)	(46)
営業収益純額	104	106	87	110	120	134	133	263
営業費用 (Transform 達成費用および英国銀行税を除く)	(207)	(215)	(185)	(193)	(200)	(209)	(290)	(244)
Transform 達成費用	-	(356)	-	-	-	-	-	-
英国銀行税	-	-	(20)	-	-	-	(21)	-
営業費用	(207)	(571)	(205)	(193)	(200)	(209)	(311)	(244)
その他の(費用)／収益純額	(144)	3	4	2	4	3	2	2
調整後税引前(損失)／利益	(247)	(462)	(114)	(81)	(76)	(72)	(176)	21
調整項目								
のれんの減損	-	-	-	-	-	-	(427)	-
法定税引前(損失)／利益	(247)	(462)	(114)	(81)	(76)	(72)	(603)	21
アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	684	668	721	714	729	764	806	883
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(94)	(114)	(142)	(176)	(208)	(106)	(86)	(108)
営業収益純額	590	554	579	538	521	658	720	775
営業費用 (Transform 達成費用および英国銀行税を除く)	(452)	(474)	(455)	(506)	(471)	(528)	(468)	(584)
Transform 達成費用	(9)	-	-	-	-	-	-	-
英国銀行税	-	-	(24)	-	-	-	(23)	-
営業費用	(461)	(474)	(479)	(506)	(471)	(528)	(491)	(584)
その他の収益純額	2	1	5	2	1	2	2	-
調整後税引前利益	131	81	105	34	51	132	231	191
調整項目								
買収および売却に係る利益	-	-	-	-	-	-	-	2
法定税引前利益	131	81	105	34	51	132	231	193

四半期業績

	2013 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2013 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)
パークレイカード								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	1,190	1,153	1,140	1,092	1,079	1,033	1,037	1,177
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(313)	(303)	(286)	(271)	(242)	(250)	(287)	(356)
営業収益純額	877	850	854	821	837	783	750	821
営業費用 (Transform 達成費用および英国銀行税を除く)	(467)	(496)	(508)	(432)	(441)	(445)	(478)	(462)
Transform 達成費用	(5)	-	-	-	-	-	-	-
英国銀行税	-	-	(16)	-	-	-	(16)	-
営業費用	(472)	(496)	(524)	(432)	(441)	(445)	(494)	(462)
その他の収益純額	7	9	5	7	8	9	5	8
調整後税引前利益	412	363	335	396	404	347	261	367
調整項目								
PPIに係る補償引当金	(690)	-	(270)	(150)	-	-	-	-
法定税引前(損失)／利益	(278)	363	65	246	404	347	261	367
インベストメント・バンク								
調整後および法定ベース								
マクロ商品	900	1,113	800	748	1,040	1,436	563	1,131
クレジット商品	508	959	505	701	665	776	490	439
撤退対象事業資産	(30)	118	189	226	56	107	(120)	(271)
債券、為替およびコモディティ	1,378	2,190	1,494	1,675	1,761	2,319	933	1,299
株式およびプライム・サービス	825	706	454	523	615	591	300	346
インベストメント・バンキング	528	558	620	493	509	515	518	402
プリンシパル・インベストメントおよびその他収益	279	9	26	30	139	11	36	89
収益合計	3,010	3,463	2,594	2,721	3,024	3,436	1,787	2,136
信用に関する減損費用およびその他の引当金 (繰入額)／戻入額	(195)	14	1	(3)	(121)	(81)	(89)	(114)
営業収益純額	2,815	3,477	2,595	2,718	2,903	3,355	1,698	2,022
営業費用 (英国銀行税および Transform 達成費用を除く)	(1,697)	(2,054)	(1,644)	(1,737)	(1,849)	(2,195)	(1,527)	(1,818)
Transform 達成費用	(53)	(116)	-	-	-	-	-	-
英国銀行税	-	-	(206)	-	-	-	(199)	-
営業費用	(1,750)	(2,170)	(1,850)	(1,737)	(1,849)	(2,195)	(1,726)	(1,818)
その他の収益／(費用)純額	9	8	15	7	6	22	(4)	6
調整後および法定税引前利益／(損失)	1,074	1,315	760	988	1,060	1,182	(32)	210

四半期業績

コーポレート・バンキング	2013 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2013 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 2 四半期 (百万ポンド)	2012 年度 第 1 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 4 四半期 (百万ポンド)	2011 年度 第 3 四半期 (百万ポンド)
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	780	772	746	717	734	849	753	902
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(128)	(130)	(240)	(214)	(223)	(208)	(252)	(284)
営業収益純額	652	642	506	503	511	641	501	618
営業費用 (Transform 達成費用および英国銀行税を除く)	(430)	(422)	(412)	(421)	(402)	(437)	(469)	(480)
Transform 達成費用	(4)	(37)	-	-	-	-	-	-
英国銀行税	-	-	(39)	-	-	-	(43)	-
営業費用	(434)	(459)	(451)	(421)	(402)	(437)	(512)	(480)
その他の収益／(費用)純額	1	-	6	6	(1)	(1)	1	2
調整後税引前利益／(損失)	219	183	61	88	108	203	(10)	140
調整項目								
のれんの減損	-	-	-	-	-	-	(123)	-
金利ヘッジ商品に係る補償引当金	(650)	-	(400)	-	(450)	-	-	-
売却損	-	-	-	-	-	-	(9)	-
法定税引前(損失)／利益	(431)	183	(339)	88	(342)	203	(142)	140
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント								
調整後および法定ベース								
保険金控除後の収益合計	462	469	483	443	442	452	453	462
信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額	(35)	(14)	(13)	(6)	(12)	(7)	(10)	(12)
営業収益純額	427	455	470	437	430	445	443	450
営業費用 (Transform 達成費用および英国銀行税を除く)	(410)	(400)	(361)	(369)	(380)	(395)	(398)	(380)
Transform 達成費用	(33)	-	-	-	-	-	-	-
英国銀行税	-	-	(4)	-	-	-	(1)	-
営業費用	(443)	(400)	(365)	(369)	(380)	(395)	(399)	(380)
その他の収益／(費用)純額	3	5	-	2	(1)	-	(1)	-
調整後および法定ベース税引前利益／(損失)	(13)	60	105	70	49	50	43	70
本社およびその他事業								
調整後ベース								
保険金控除後の収益合計	(100)	(34)	(55)	24	68	319	49	(112)
信用に関する減損戻入／(費用)およびその他の引当金繰入額	1	-	-	(1)	(3)	(2)	(6)	2
営業収益純額	(99)	(34)	(55)	23	65	317	43	(110)
営業費用 (Transform 達成費用および英国銀行税を除く)	(7)	(17)	(61)	(6)	(99)	1	(22)	(7)
Transform 達成費用	5	(5)	-	-	-	-	-	-
英国銀行税	-	-	(19)	-	-	-	-	-
営業費用	(2)	(22)	(80)	(6)	(99)	1	(22)	(7)
その他の収益／(費用)純額	(3)	3	3	(5)	23	2	-	1
調整後税引前(損失)／利益	(104)	(53)	(132)	12	(11)	320	21	(116)
調整項目								
当グループ自身の信用度に関連する利益／(費用)	337	(251)	(560)	(1,074)	(325)	(2,620)	(263)	2,882
ブラックロック社に対する投資の減損および売却益	-	-	-	-	227	-	-	(1,800)
債務買戻しに係る利益	-	-	-	-	-	-	1,130	-
買収および売却に係る利益／(損失)	-	-	-	-	-	-	(23)	1
法定税引前(損失)／利益	233	(304)	(692)	(1,062)	(109)	(2,300)	865	967

事業部門別のリターンおよび株主資本

平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率は、当期の株主帰属利益を、平均割当株主資本または平均割当有形株主資本を適宜除した形で算出されます。平均割当株主資本は、当グループが資本計画の目的で使用する仮定を反映し、のれんおよび無形資産を含む資本控除を調整した後、各事業部門の平均リスク調整後資産の 10.5%として算出されます。2013 年 6 月 30 日現在のコア Tier1 資本比率 11.1%を反映した、現在保たれている、より高い資本水準は本社およびその他事業に割り当てられます。平均割当有形株主資本も同様の手法に基づいて算出されますが、のれんおよび無形資産は除外されます。

	調整後			法定		
	2013 年 6 月 30 日 に終了した 半期	2012 年 12 月 31 日 に終了した 半期	2012 年 6 月 30 日 に終了した 半期	2013 年 6 月 30 日 に終了した 半期	2012 年 12 月 31 日 に終了した 半期	2012 年 6 月 30 日 に終了した 半期
平均株主資本利益率	%	%	%	%	%	%
英国 RBB	12.2	12.3	12.2	(1.0)	(6.0)	5.7
欧州 RBB	(49.1)	(15.0)	(10.9)	(49.1)	(15.0)	(10.9)
アフリカ RBB	3.0	(3.0)	2.5	3.0	(3.0)	2.5
パークレイカード	19.3	19.4	20.1	0.5	6.5	20.1
インベストメント・バンク	15.4	11.9	13.4	15.4	11.9	13.4
コーポレート・バンキング	7.1	2.0	3.8	(4.6)	(6.3)	(4.6)
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	2.5	14.9	7.3	2.5	14.9	7.3
本社およびその他事業を除くグループ	9.9	9.3	10.4	3.7	3.8	8.0
本社およびその他事業の影響	(2.1)	(1.9)	0.2	(1.1)	(6.8)	(7.4)
合計	7.8	7.4	10.6	2.6	(3.0)	0.6

	調整後			法定		
	2013 年 6 月 30 日 に終了した 半期	2012 年 12 月 31 日 に終了した 半期	2012 年 6 月 30 日 に終了した 半期	2013 年 6 月 30 日 に終了した 半期	2012 年 12 月 31 日 に終了した 半期	2012 年 6 月 30 日 に終了した 半期
平均有形株主資本利益率	%	%	%	%	%	%
英国 RBB	21.5	22.7	23.1	(1.7)	(11.1)	10.7
欧州 RBB	(53.8)	(16.5)	(11.9)	(53.8)	(16.5)	(11.9)
アフリカ RBB ¹	9.4	1.6	7.9	9.4	1.6	7.9
パークレイカード	26.0	26.6	27.2	0.6	8.9	27.2
インベストメント・バンク	15.9	12.3	13.9	15.9	12.3	13.9
コーポレート・バンキング	7.4	2.1	4.0	(4.8)	(6.6)	(4.9)
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	3.3	20.4	10.2	3.3	20.4	10.2
本社およびその他事業を除くグループ	11.8	11.1	12.3	4.6	4.7	9.6
本社およびその他事業の影響	(2.7)	(2.4)	0.2	(1.6)	(8.2)	(8.9)
合計	9.1	8.7	12.5	3.0	(3.5)	0.7

¹ アフリカ RBB の平均有形株主資本利益率はアブサ・グループの非支配持分に関連した額を含めて算出されています。

業績管理

	調整後			法定		
	2013 年 6 月 30 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日 に終了した 半期 (百万ポンド)
株主帰属利益						
英国 RBB	480	450	424	(39)	(219)	197
欧州 RBB	(522)	(156)	(120)	(522)	(156)	(120)
アフリカ RBB	35	(38)	35	35	(38)	35
パークレイカード	524	482	492	13	161	492
インベストメント・バンク	1,541	1,236	1,446	1,541	1,236	1,446
コーポレート・バンキング	277	75	154	(180)	(233)	(186)
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	29	153	70	29	153	70
本社およびその他事業 ¹	(309)	(305)	237	(206)	(1,676)	(1,786)
合計	2,055	1,897	2,738	671	(772)	148
	平均株主資本			平均有形株主資本		
	2013 年 6 月 30 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2013 年 6 月 30 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日 に終了した 半期 (百万ポンド)
英国 RBB	7,848	7,297	6,945	4,470	3,964	3,666
欧州 RBB	2,128	2,081	2,204	1,942	1,891	2,022
アフリカ RBB	2,318	2,516	2,799	1,012	1,140	1,327
パークレイカード	5,421	4,962	4,886	4,039	3,628	3,617
インベストメント・バンク	20,072	20,823	21,523	19,377	20,133	20,804
コーポレート・バンキング	7,840	7,448	8,030	7,474	7,087	7,650
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	2,294	2,052	1,911	1,732	1,497	1,376
本社およびその他事業 ¹	4,056	4,194	4,433	4,039	4,191	4,433
合計²	51,977	51,373	52,731	44,085	43,531	44,895

¹ 本社およびその他事業のリスク調整後資産および資本控除を含み、平均株主資本および有形株主資本の残高を加えたものです。

² 調整後パフォーマンス指標の算出に際して、当グループの平均株主資本および平均有形株主資本は、利益剰余金に対する当グループ自身の信用度の累積影響額を除いています。

Transform 達成費用

- 当グループは 2013 年 2 月 12 日、営業費用純額を 2015 年までに 17 億ポンド削減することを目標とする戦略的コスト管理プログラムの開始を発表しました。同プログラムは規模の適正化と技術化およびイノベーションへの取り組みを通じて実行・管理されています。規模の適正化は現行のコスト基盤を収益性の高い成長の源泉となる事業に見合うものに再構築することに重点を置いています。技術化およびイノベーションへの取り組みでは今後の営業費用の削減とお客様への提案力の向上を図るためにテクノロジーや新しい業務の運営方法への投資を行います。
- 2013 年上半期に Transform の下で実施した投資は規模の適正化を目的としたものが中心でした。下半期および 2014 年は技術化およびイノベーションの取り組みに重点を移す方針です。合計 27 億ポンドと予想される Transform 達成費用の一部は、2013 年に前倒して計上されており、上半期に 6 億 4,000 万ポンドを認識しました。
- 事業再編のための主な施策のコストの多くは余剰人員の削減に伴うものです。これは欧州 RBB およびアジアや欧州のインベストメント・バンクの事業規模の適正化を直近の最優先課題と位置付けていることを反映しています。

事業部門別 Transform 達成費用	2013 年 6 月 30 日に終了した半期		
	主要な 事業再編策 (百万ポンド)	その他 Transform 費用 (百万ポンド)	Transform 達成 総費用合計 (百万ポンド)
英国 RBB	-	(27)	(27)
欧州 RBB	(356)	-	(356)
アフリカ RBB	-	(9)	(9)
パークレイカード	-	(5)	(5)
インベストメント・バンク	(168)	(1)	(169)
コーポレート・バンキング	(37)	(4)	(41)
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	(32)	(1)	(33)
Transform 達成費用合計	(593)	(47)	(640)

Transform 達成費用を除く事業部門別調整後パフォーマンス指標	税引前利益 (百万ポンド)	平均株主資本 利益率 %	収益に対する 費用の比率 %
英国 RBB	659	12.7	63
欧州 RBB	(353)	(25.6)	120
アフリカ RBB	221	3.6	68
パークレイカード	780	19.5	41
インベストメント・バンク	2,558	16.5	58
コーポレート・バンキング	443	7.8	55
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	80	4.5	87
英国 RBB	(157)	(2.2)	(18)
Transform 達成費用を除くグループ合計	4,231	9.5	61

撤退対象事業部門

- 2013年2月12日に、当グループは事業戦略の見直しの一環として、個々の事業が活動する市場の魅力度と株主資本コストを上回る持続可能な株主資本利益率を上げることができるかについて徹底的なボトムアップ分析を実施しました。その結果、一部の既存事業から撤退することを明らかにしました。
- 下記の表は撤退対象事業とされた事業部門にかかる財務データを抽出したものです。

	CRD IV ベースのリスク調整後資産 ¹		貸借対照表		2013年6月30日に終了する半期		
	2013年 6月30日 現在	2012年 12月31日 現在	2013年 6月30日 現在	2012年 12月31日 現在	収益 ／（損失）	減損（費用） ／戻入	営業（費用） ／収益純額 利益
	（億ポンド）	（億ポンド）	（億ポンド）	（億ポンド）	（百万ポンド）	（百万ポンド）	（百万ポンド）
コーポレート・バンキング							
欧州の旧来からの不良資産	41	50	34	39	39	(178)	(139)
欧州 RBB							
旧来からの不良資産	95	97	230	229	56	(110)	(54)
インベストメント・バンク							
米国住宅モーゲージ	7	53	11	22	375	-	375
商業モーゲージおよび不動産	30	31	39	40	41	-	41
レバレッジド・ローンおよびその他の貸付金	84	101	96	115	(65)	2	(63)
CLO およびその他保証資産	65	59	141	163	(286)	-	(286)
ストラクチャード・クレジット等	53	94	81	86	(40)	-	(40)
モノライン・デリバティブ	18	31	3	6	63	-	63
コーポレート・デリバティブ	36	83	25	36	-	-	-
ポートフォリオ資産	293	452	396	468	88	2	90
CRD IV 以降前の金利商品ポートフォリオ	255	339					
合計	684	938					

- 撤退対象事業の CRD IV ベースのリスク調整後資産の見積額は 254 億ポンド減少し、684 億ポンドになりました。特に米国住宅モーゲージ、ストラクチャード・クレジットといったインベストメント・バンク資産のエクスポージャーの削減、モノライン・デリバティブ、コーポレート・デリバティブ、CRD IV 移行前の金利商品ポートフォリオにおける合理化策が主要因です。コーポレート・バンキングの撤退対象事業ポートフォリオにおけるリスク調整後資産は、若干為替の変動によって相殺されたものの、資産の削減の結果減少しました。欧州 RBB の撤退対象事業のリスク調整後資産は概ね横ばいでした。
- ポートフォリオ資産の貸借対照表上の資産には、従来のクレジット市場へのエクスポージャー 69 億ポンド（2012 年：88 億ポンド）および CRD IV ベースで株式資本コストを上回る株主資本利益率を創出することができないと特定された貸付金、有価証券、投資、デリバティブ・エクスポージャー、327 億ポンド（2012 年：380 億ポンド）が含まれます。
- ポートフォリオ資産の貸借対照表は、外国為替の変動 16 億ポンド、公正価値評価による純利益 1 億ポンドによって相殺されたものの、純売却、一部償還およびその他の変動 89 億ポンドにより、72 億ポンド減少して 396 億ポンドになりました。
- ポートフォリオ資産の収益 8,800 万ポンドは主に米国の住宅モーゲージの売却によるものです。収益はトレーディング資産の正味価値の上昇が寄与した 2012 年上半期の 4 億 1,500 万ポンドより、減少しました。
- 2013 年 6 月 30 日時点の CRD IV 以前の金利商品ポートフォリオ の貸借対照表計上額、2,808 億ポンド（2012 年：3,538 億ポンド）は、貸借対照表に計上されたデリバティブ資産の帳簿価額です。2013 年 6 月 30 日現在のデリバティブ資産のエクスポージャーは、同一の取引相手と資産・負債間でのネットting が許容されるか、あるいはグループが現金担保を確保しているならば、IFRS に基づいた報告額よりも 2,495 億ポンド（2012 年：3,173 億ポンド）少なくなったと考えられます。従って、取引相手とのネットting および現金担保の影響を勘案した場合、2013 年 6 月 30 日現在の正味エクスポージャーは 313 億ポンド（2012 年：365 億ポンド）であったと考えられます。

¹ 推計リスク調整後資産は、原文 51 ページにある計算基準を用いて計算した潜在的な CRD IV の影響を示すものです。6 月に、より正確に CVA（信用評価調整）エクスポージャーと各事業への限界的なリスク調整後資産の影響を把握するために、デリバティブの配分手法が精緻化されました。

² スペイン、ポルトガルにおける資産削減の結果、コーポレート・バンキングの欧州の撤退対象事業の貸借対照表上の資産は 5 億ポンド減少し、34 億ポンドとなりました。

利ざやおよび残高

	2013 年 6 月 30 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日 に終了した 半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日 に終了した 半期 (百万ポンド)
純利ざやの分析			
RBB、パークレイカード、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客に起因する利息収入：			
-顧客資産	3,506	3,334	3,320
-顧客負債	1,599	1,614	1,571
合計	5,105	4,948	4,891
RBB、パークレイカード、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客以外に起因する利息収入：			
-商品に係る構造的ヘッジ ¹	433	475	487
-株主資本に係る構造的ヘッジ ²	149	163	154
-その他	(59)	(45)	(24)
RBB、パークレイカード、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの利息収入純額合計	5,628	5,541	5,508
インベストメント・バンク	86	166	364
本社およびその他事業	(137)	(182)	257
グループの利息収入純額	5,577	5,525	6,129

RBB、パークレイカード、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの利息収入純額

パークレイズは顧客資産からの利息収入純額と、顧客負債からの利息収入純額とを分け、これらを当グループのヘッジ活動によって主に生じる顧客以外に起因する利息収入純額と区別しています。

顧客に起因する利息収入

- 顧客に起因する利息収入純額は 51 億 500 万ポンドに増加しました(2012 年:48 億 9,100 万ポンド)。顧客資産利ざやと平均顧客資産の伸びがともに増加したことが主因です。顧客負債は個人向け預金商品と法人預り金が伸びたために増加しましたが、顧客負債利ざやは低下しました。
- 顧客資産利ざやは 2.16%に増加しました(2012 年:2.10%)。英国 RBB における新規モーゲージ貸付およびコーポレート・バンキングにおける英国での貸付の利ざや上昇が主因ですが、パークレイカードの利ざやの小幅減少で相殺されました。
- 顧客負債利ざやは 1.02%に低下しました(2012 年:1.14%)。主にコーポレート・バンキングおよび英国 RBB の預金口座の顧客レート上昇を反映したものです。

顧客以外に起因する利息収入

- 顧客以外に起因する利息収入純額は、顧客以外に起因する利ざやの減少を反映して、5 億 2,300 万ポンドに減少しました(2012 年:6 億 1,700 万ポンド)。低金利環境が顧客負債および当グループの株主資本に与える影響を軽減するため、当グループのヘッジ活動は構造的金利ヘッジを利用しています。
- 商品に係る構造的ヘッジによる寄与は 4 億 3,300 万ポンドに減少しました(2012 年:4 億 8,700 万ポンド)。これは、低金利が持続した期中を通してヘッジが維持されたためです。現在の金利カーブと実施中のヘッジ戦略に基づく、商品に係る構造的ヘッジの固定金利リターンへの寄与は 2013 年下半年および 2014 年も引き続き大きいものの、前年に比べ低下すると予想されます。
- 低金利環境の持続を受けて、RBB、パークレイカード、コーポレート・バンキングおよびウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの株主資本に係る構造的ヘッジによる寄与は 1 億 4,900 万ポンドに減少しました(2012 年:1 億 5,400 万ポンド)。

当グループのその他の利息収入

- 本社の利息収入純額は 3 億 9,400 万ポンド減少して 1 億 3,700 万ポンドの費用純額となりました。当グループ全体における顧客預り金の増加に伴う余剰流動性調達コストおよび劣後負債の利息費用増加を反映したものです。

¹ 商品に係る構造的ヘッジは商品残高(無利子当座口座や管理金利預金など)に対する短期利ざやのボラティリティをより安定的な中期金利に変換し、目標とする満期の構成を実現するために月次ベースで構築されています。

² 株主資本に係る構造的ヘッジは当グループの株主資本で各事業部門が創出する純利益のボラティリティを管理するために導入され、その影響は経済的資本の使用度に応じて各事業部門に配分されています。

業績管理

- インベストメント・バンクの利息収入純額は 8,600 万ポンドに減少しました(2012 年:3 億 6,400 万ポンド)。撤退対象事業資産からの利息収入の減少およびインベストメント・バンクが保有する国債資産と負債の価格の一時的ミスマッチの結果が主因です。

純利ざや

- RBB、パークレイカード、コーポレート・バンキングおよびウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの純利ざやは、当グループの顧客負債とヘッジ活動による寄与の低下を反映し、1.77%に低下しました(2012 年:1.86%)。過年度と同様に純利ざやは平均顧客資産と平均顧客負債の合計に対する比率として表されています。これはリテールおよび商業用バンキングの負債に起因する利ざやの影響を反映させるためです。
- 平均顧客資産のみに対する比率として表される純利ざやは 3.44%に低下しました(2012 年:3.88%)。
- 純利ざやと顧客資産・負債利ざやは当グループのホールセール市場における代替的資金調達コストをベースとしたグループ内部での調達レートの変動を反映しています。当グループの内部の資金調達レートは、グループ内の資金調達と流動性の価値を決定しており、市場実勢金利により変動し、期間プレミアムを含む資金調達レートで、正味余剰流動性を持つ事業部門から借り入れ、ホールセール資金調達を必要とする事業部門に貸付けています。資産および負債のための内部資金調達の価値について代替的資金調達と整合性を持たせることで、リテールとホールセールの資金源に一貫性を持たせることを目的にしています。

純利ざやの分析

	英国 RBB %	欧州 RBB %	アフリカ RBB %	パークレイ カード %	コーポ レート・ バンキング %	ウェルス・ アンド・イン ベストメント・ マネジメント %	RBB、 パークレイカード コーポレート、 ウェルス 合計 %
2013 年 6 月 30 日に終了した半期							
顧客資産利ざや	1.18	0.47	3.08	9.42	1.28	0.81	2.16
顧客負債利ざや	0.88	0.41	2.71	(0.33)	1.04	0.99	1.02
顧客に起因する利ざや	1.03	0.45	2.94	8.61	1.14	0.94	1.60
顧客以外に起因する利ざや	0.24	0.36	0.17	(0.25)	0.09	0.14	0.17
純利ざや	1.27	0.81	3.11	8.36	1.23	1.08	1.77
平均顧客資産(百万ポンド)	132,778	40,129	28,925	35,984	67,168	22,145	327,129
平均顧客負債(百万ポンド)	124,312	14,124	18,722	3,226	95,875	58,436	314,695

2012 年 12 月 31 日に終了した半期							
顧客資産利ざや	1.06	0.46	3.08	9.42	1.17	0.66	2.08
顧客負債利ざや	0.97	0.28	2.78	-	1.14	1.13	1.13
顧客に起因する利ざや	1.02	0.41	2.97	8.88	1.15	0.99	1.63
顧客以外に起因する利ざや	0.31	0.37	0.24	(0.36)	0.07	0.21	0.19
純利ざや	1.33	0.78	3.21	8.52	1.22	1.20	1.82
平均顧客資産(百万ポンド)	126,186	38,798	31,695	34,101	67,826	20,180	318,786
平均顧客負債(百万ポンド)	112,953	14,132	19,151	1,908	84,721	52,037	284,902

2012 年 6 月 30 日に終了した半期							
顧客資産利ざや	1.08	0.46	3.16	9.71	1.19	0.65	2.10
顧客負債利ざや	0.97	0.46	2.76	-	1.12	1.11	1.14
顧客に起因する利ざや	1.03	0.46	3.01	9.71	1.15	0.98	1.66
顧客以外に起因する利ざや	0.35	0.32	0.22	(0.72)	0.12	0.27	0.20
純利ざや	1.38	0.78	3.23	8.99	1.27	1.25	1.86
平均顧客資産(百万ポンド)	122,343	41,207	32,386	32,832	69,768	19,137	317,673
平均顧客負債(百万ポンド)	110,540	15,523	19,783	n/m	83,357	48,264	277,467

業績管理

純利ざやの分析－四半期

	英国 RBB %	欧州 RBB %	アフリカ RBB %	パークレイ カード %	コーポ レート・ バンキング %	ウェルス・ アンド・イン ベストメント・ マネジメント %	RBB、 パークレイカード コーポレート、 ウェルス 合計 %
2013 年 6 月 30 日に終了した四半期							
顧客資産利ざや	1.25	0.47	3.19	9.34	1.34	0.75	2.19
顧客負債利ざや	0.80	0.40	2.71	(0.30)	1.10	0.97	1.00
顧客に起因する利ざや	1.03	0.45	3.00	8.46	1.20	0.91	1.60
顧客以外に起因する利ざや	0.23	0.36	0.15	(0.22)	0.07	0.15	0.15
純利ざや	1.26	0.81	3.15	8.24	1.27	1.06	1.75
平均顧客資産(百万ポンド)	134,986	39,767	27,925	36,069	66,869	22,351	327,967
平均顧客負債(百万ポンド)	129,843	13,943	18,405	3,629	95,178	60,670	321,668
2013 年 3 月 31 日に終了した四半期							
顧客資産利ざや	1.10	0.45	2.92	9.49	1.24	0.85	2.12
顧客負債利ざや	0.96	0.42	2.73	(0.35)	1.02	1.02	1.06
顧客に起因する利ざや	1.03	0.44	2.85	8.77	1.11	0.97	1.62
顧客以外に起因する利ざや	0.25	0.37	0.18	(0.28)	0.12	0.14	0.17
純利ざや	1.28	0.81	3.03	8.49	1.23	1.11	1.79
平均顧客資産(百万ポンド)	130,546	40,494	30,451	35,887	66,741	22,221	326,340
平均顧客負債(百万ポンド)	118,721	14,307	18,925	2,822	93,423	55,642	303,840

資金調達リスク－資本

主要自己資本比率

	2013 年 6 月 30 日現在	2012 年 12 月 31 日現在	2012 年 6 月 30 日現在
コア Tier1 比率	11.1%	10.8%	10.7%
Tier1 比率	13.5%	13.2%	13.2%
総自己資本比率	17.4%	17.0%	16.4%

資本要素

	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)	51,083	50,615	50,935
当グループ自体の信用度に関連する累積損失／(利益) ¹	593	804	(492)
売却可能債券に係る未実現利益／(損失) ¹	(293)	(417)	288
売却可能株式に係る未実現利益(Tier2 資本として認識) ¹	(137)	(110)	(95)
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額 ¹	(1,019)	(2,099)	(1,676)
貸借対照表上の非支配持分	9,054	9,371	9,485
-(控除)その他の Tier1 資本-優先株式	(6,171)	(6,203)	(6,225)
-(控除)非支配持分 Tier2 資本	(486)	(547)	(564)
非支配持分に対するその他規制上の調整	(116)	(171)	(171)
その他規制上の調整および控除:			
確定給付型年金の調整 ¹	12	49	207
のれんおよび無形資産 ¹	(7,583)	(7,622)	(7,574)
予想減損損失の超過分の 50% ¹	(812)	(648)	(500)
証券化におけるポジションの 50%	(759)	(997)	(1,286)
その他規制上の調整	(423)	(303)	(426)
コア Tier1 資本	42,943	41,722	41,906
その他 Tier1 資本:			
優先株式	6,171	6,203	6,225
Tier1 債券 ²	538	509	521
資本準備商品	2,902	2,866	2,874
規制上の調整および控除:			
重要な持分の 50%	(475)	(241)	(285)
予想減損損失の超過分に係る税金の 50%	27	176	100
Tier1 資本総額	52,106	51,235	51,341
Tier2 資本:			
無期限劣後債	1,558	1,625	1,648
期限付劣後債	14,500	14,066	12,488
非支配 Tier2 資本	486	547	564
固定資産再評価差額 ¹	19	39	21
売却可能株式に係る未実現利益 ¹	139	110	95
一括評価減損引当金	2,024	2,002	1,783
Tier2 に対する減額:			
重要な持分の 50%	(475)	(241)	(285)
予想減損損失の超過分に係る 50%(税引前)	(839)	(824)	(600)
証券化におけるポジションの 50%	(759)	(997)	(1,286)
自己資本総額に対する規制上の調整および控除:			
重要な持分又は適格持分ではない投資	(1,084)	(1,139)	(1,209)
資本総額合計に対するその他の控除	(326)	(550)	(565)
規制上の自己資本総額	67,349	65,873	63,995

¹ これらの項目の資本への影響は税引後のものです。

² Tier1 債券は連結貸借対照表においては劣後負債に含まれています。

資金調達リスク－資本

コア Tier1 資本の半期の変動

	2013 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日に 終了した半期 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日に 終了した半期 (百万ポンド)
コア Tier1 資本の期首残高	41,722	41,906	42,093
当期純(損失)／利益	1,083	(377)	558
当グループ自身の信用度に係る調整 ¹	(211)	1,296	2,188
配当金支払額	(893)	(575)	(852)
利益から生じた留保資本	(21)	344	1,894
剰余金の変動－普通株式および制度の影響	799	339	(504)
為替換算再評価差額の変動	511	(946)	(602)
年金準備金の変動	(37)	(55)	(1,180)
その他の剰余金の変動	12	76	(43)
その他適格剰余金の変動	1,285	(586)	(2,329)
規制上の調整およびその他控除項目の増減:			
確定給付型年金の調整 ¹	(37)	(158)	211
のれんおよび無形資産の残高 ¹	39	(48)	(14)
予想減損損失の超過分の 50% ¹	(164)	(148)	6
証券化におけるポジションの 50%	238	289	31
その他規制上の調整	(119)	123	14
コア Tier1 資本の期末残高	42,943	41,722	41,906

- コア Tier1 比率は、コア Tier1 資本が 12 億ポンド増加して 429 億ポンドとなったことを反映して、11.1%に上昇しました(2012 年:10.8%)。その主たる要因は以下の通りです。
 - － 配当金支払の影響を吸収した利益からの資本増加
 - － ワラント行使に伴う株式資本および株式払込剰余金の増加、8 億ポンド
 - － ユーロおよび米ドルの英ポンドに対する上昇に伴う外国為替の変動による増加、5 億ポンド
- 資本総額は 15 億ポンド増加して 673 億ポンドとなりました。コア Tier1 資本の増加に加えて、10 億ポンドの Tier2 コンティンジェント・キャピタル・ノートの発行および外国為替の変動に伴う 6 億ポンドの増加がありましたが、12 億ポンドの期限付劣後債償還により一部相殺されました。

¹ これらの項目の資本への影響は税引後の金額です。

資金調達リスク－資本

リスクタイプおよび事業部門別リスク調整後資産

2013 年 6 月 30 日現在	信用リスク			カウンターパーティー信用リスク		市場リスク			オペレーショナル リスク	リスク調整 後総資産 合計
	標準的 手法 (百万ポンド)	基礎的 内部格 付手法 (百万ポンド)	先進的 内部格 付手法 (百万ポンド)	内部 モデル 方式 (百万ポンド)	内部 モデル 方式 非適用 (百万ポンド)	標準的 方式 (百万ポンド)	VaR 内部 モデル 方式 (百万ポンド)	追加調整／		
								VaR 内部 モデル 非適用分 (百万ポンド)		
英国 RBB	3,057	-	33,872	-	-	-	-	-	6,680	43,609
欧州 RBB	4,944	-	9,656	-	5	-	-	-	2,128	16,733
アフリカ RBB	6,196	5,538	9,790	-	3	-	-	-	3,965	25,492
パークレイカード	17,761	-	14,446	-	-	-	-	-	6,594	38,801
インベストメント・バンク	8,862	3,687	48,002	24,871	6,378	22,764	18,935	10,536	24,807	168,842
コーポレート・バンキング	25,990	2,555	37,174	684	-	-	-	-	6,717	73,120
ウェルス・アンド・インベスト メント・マネジメント	11,668	228	1,440	-	382	-	-	-	3,261	16,979
本社およびその他事業	117	411	2,965	-	-	-	-	-	161	3,654
リスク調整後資産合計	78,595	12,419	157,345	25,555	6,768	22,764	18,935	10,536	54,313	387,230

2012 年 12 月 31 日現在

英国 RBB	1,163	-	31,401	-	-	-	-	-	6,524	39,088
欧州 RBB	5,051	-	8,786	-	3	-	-	-	1,955	15,795
アフリカ RBB	3,801	5,778	10,602	-	7	-	-	-	4,344	24,532
パークレイカード	17,326	-	13,957	-	-	-	-	-	6,553	37,836
インベストメント・バンク	9,386	3,055	48,000	25,127	4,264	25,396	22,497	15,429	24,730	177,884
コーポレート・バンキング	28,295	3,430	31,897	500	-	-	-	-	6,736	70,858
ウェルス・アンド・インベスト メント・マネジメント	11,647	317	707	-	199	-	-	-	3,184	16,054
本社およびその他事業	205	-	4,961	-	-	-	-	-	160	5,326
リスク調整後資産合計	76,874	12,580	150,311	25,627	4,473	25,396	22,497	15,429	54,186	387,373

リスク調整後資産の変動

	(億ポンド)
2013 年 1 月 1 日現在	3,874
事業活動上のリスクの削減	(110)
リスク変数の変更	(5)
外国為替	71
方法とモデルの変更	42
2013 年 6 月 30 日現在	3,872

リスク調整後資産は以下の要因を反映してほぼ横ばいの 3,872 億ポンドでした。

- 事業活動上のリスクの削減：110 億ポンドの減少。トレーディング勘定および撤退対象事業のリスク調整後資産のソブリン・エクスポージャーの減少が主因
- リスク変数の変更：5 億ポンドの減少。リスク特性および市場環境の全般的な改善が主因
- 外国為替の変動による 71 億ポンドの増加。南アフリカ・ランドの下落により一部相殺されたが、主として英ポンドに対するユーロおよび米ドルの上昇
- 手法とモデルの変更：42 億ポンドの増加。デフォルト時損失率の再算定および商業用不動産に対するエクスポージャーに係る規制上の取扱の変更を反映

資金調達リスク－資本

貸借対照表上のレバレッジ

	2013 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)
資産合計 ¹	1,532,905	1,488,335	1,629,056
取引相手とのネットティング	(324,303)	(387,672)	(425,616)
デリバティブの担保	(41,044)	(46,855)	(51,421)
決済残高および現金担保－純額	(109,196)	(71,718)	(97,181)
のれんおよび無形資産	(7,849)	(7,915)	(7,861)
投資契約に基づき保有されている顧客の資産 ²	(1,838)	(1,542)	(1,710)
調整後有形資産合計	1,048,675	972,633	1,045,267
適格 Tier1 資本総額	52,265	51,235	51,341
調整後グロス・レバレッジ	20	19	20
調整後グロス・レバレッジ(余剰流動性を除く)	17	16	17
株主資本に対する資産合計の比率	25	25	27
株主資本に対する資産合計の比率(余剰流動性を除く)	23	22	24

- 適格 Tier1 資本が 2 %増加し 520 億ポンドとなり、また調整後有形資産合計が 8 %増加し 1 兆 490 億ポンドになった結果、調整後グロス・レバレッジは 20 倍(2012 年 12 月 31 日:19 倍)になりました。
- 主に、顧客の需要の増加に伴う担保付リバース・レポ貸付の変動、2013 年の各月末の調整後グロス・レバレッジは、20 倍から 21 倍(2012 年:19 倍から 23 倍)の間で推移しました。
- 調整後有形資産合計は、現金および中央銀行預け金 730 億ポンド(2012 年 12 月 31 日:860 億ポンド)を含んでいます。この残高を除いた場合の貸借対照表のレバレッジは 19 倍(2012 年 12 月 31 日:17 倍)となります。また、余剰流動性を除くと、レバレッジは 17 倍(2012 年 12 月 31 日:16 倍)となります。
- 株主資本合計に対する資産合計の比率は 25 倍(2012 年 12 月 31 日:25 倍)となっています。月末ベースでは担保付リバース・レポ貸付およびデリバティブ資産の変動によって、25 倍から 27 倍(2012 年:25 倍から 28 倍)の範囲で推移しました。

¹ 流動性プール 1,380 億ポンドを含みます。(2012 年 12 月 31 日:1,500 億ポンド)

² 公正価値での金融資産と関連する現金残高から構成されています。

資金調達リスク－流動性

資金調達と流動性

パークレイズは当グループの流動性リスクを管理するための包括的な流動性リスク管理フレームワーク(流動性フレームワーク)を備えています。流動性フレームワークはプルーデンス規制機構(PRA)の基準を満たしており、当グループの資金調達特性のために適切な質を備えた十分な資金を維持することができるようにすることを目的とするものです。これは方針策定、見直し、ガバナンス、分析、ストレス・テスト、限度額設定およびモニタリングの組み合わせで実現されます。全体として、これらは内部および規制上の要件を満たしています。

アブサ・グループの流動性リスクは、現地通貨および資金調達要件のために別個に管理されています。特段の記述がない限り、本セクションのすべての開示情報はアブサを除外しています。アブサにおける流動性リスク管理の詳細については原文 62 ページをご覧ください。

流動性ストレス・テスト

流動性フレームワークに基づき、当グループは各種ストレス・シナリオの下で予想されるストレス時の契約上および条件付の資金流出純額と比較した余剰流動性を参照して測定される流動性リスク選好度(LRA)を設定しています。これらのシナリオは PRA が規定するストレスに合致しているもので、市場全体のストレス・イベント、パークレイズ固有のストレス・イベントおよび両者の組み合わせを対象としています。通常の市場環境の下では、余剰流動性は市場全体のストレス時の 3 カ月間の予想資金流出額、およびパークレイズ固有のストレス時、複合ストレス時それぞれの 1 カ月間の予想資金流出額の分の少なくとも 100%になるように管理されます。このうち、1 カ月間のパークレイズ固有のシナリオが最も制約が多いものになっています。

2010 年 6 月以来、当グループは PRA が提示した個別流動性ガイダンス(ILG)に対する流動性ポジションを報告しています。また、当グループは流動性カバレッジ比率(LCR)および安定調達比率(NSFR)を含む予想されるバーゼル 3 指標に対するポジションもモニターしています。バーゼル銀行監督委員会が公表した基準に基づいて、パークレイズは 2013 年 6 月 30 日現在の推定 LCR の見積りが 111%(2012 年:126%)、NSFR の見積りが 105%(2012 年:104%)となり、両比率とも 100%を超えていると発表しています^{1,2}。

2013 年 6 月 30 日現在、当グループはパークレイズ固有の LRA シナリオおよびバーゼル 3 基準の LCR それぞれの 1 カ月間のストレス時資金流出純額の 100%を上回る適格流動資産を保有しています。

内部および規制に則ったストレス・テスト	パークレイズの流動性 リスク選好度 (1 カ月間のパークレイズ 固有のシナリオの必要額) ³	バーゼル 3 基準の 流動性カバレッジ比 率(LCR)の見積り ²
	(億ポンド)	(億ポンド)
適格流動性バッファー	1,380	1,450
ストレス時の資金流出純額	1,240	1,310
余剰流動性	140	140
想定される資金流出純額に対する余剰流動性の比率	111%	111%

パークレイズは内部および規制上の要件に対する余剰流動性を効率的水準で維持する予定です。パークレイズは引き続き金融市場、特に利用可能な資金調達の締め付けの初期兆候について、緊密にモニターしていく所存です。このような状況の中で、ストレス・シナリオの性質および深刻度は再評価され、余剰流動性に関して適切な措置が取られます。これにはストレス時の資金流出に対応するための余剰流動性の規模の一層の拡大ないし余剰流動性の貨幣化が含まれる可能性があります。

¹ LCR の見積方法は公表されたバーゼル基準の解釈指針に基づいており、LCR の導入に先立ち変更される可能性のある数多くの仮定を含むものです。新しい資本要求規制(CRD IV)は欧州における LCR の段階的導入を求めています。2015 年 1 月 1 日付で、金融機関は 60%の LCR を遵守するように義務付けられています。この水準は 2018 年 1 月 1 日までに徐々に 100%に引き上げられます。

² LCR および NSFR はアブサを含む連結ベースで算定されます。

³ LRA の一環としてモニターされている 3 つのストレス・シナリオのうち、1 カ月間のパークレイズ固有のシナリオが最低比率の 112%となります(2012 年:129%)。LRA は 3 カ月間の市場全体シナリオの下では 137%(2012 年:141%)、1 カ月間の複合シナリオの下では 123%(2012 年:145%)です。

資金調達リスク－流動性

余剰流動性

当グループの 2013 年 6 月 30 日現在の余剰流動性は 1,380 億ポンドでした(2012 年:1,500 億ポンド)。2013 年 上半期の各月末余剰流動性は 1,380 億ポンドから 1,570 億ポンドの間で推移し(2012 通年:1,500 億ポンドから 1,730 億ポンド)、月末平均残高は 1,480 億ポンドとなりました(2012 通年:1,620 億ポンド)。余剰流動性は担保に供されていない資産で構成され、支払いや清算の必要額に対する裏付けとして使用されるものではありません。そのような必要額は当グループの通常の事業向け資金調達の一環として取り扱われます。余剰流動性はストレス環境下で発生し得る現金流出との相殺を目的とし、以下の現金および担保に供されていない資産で構成されています。

グループ余剰流動性の構成

	余剰流動性 2013 年 6 月 30 日 現在	余剰流動性 のうち PRA 適格分	余剰流動性のうち バーゼル 3 基準の LCR 適格分 ¹		余剰流動性 2012 年 12 月 31 日 現在
	(億ポンド)	(億ポンド)	レベル 1 (億ポンド)	レベル 2A (億ポンド)	(億ポンド)
2013 年 6 月 30 日現在					
現金および中央銀行預け金 ²	710	690	690	-	850
国債³					
AAA 格	410	400	410	-	400
AA+格から AA- 格	40	30	40	-	50
その他の国債	20	-	-	10	10
国債合計	470	430	450	10	460
その他					
国際機関債および国際開発銀行	40	40	40	-	40
政府機関および政府機関不動産担保証券	70	-	50	30	70
カバード債(AA-格以上)	50	-	-	50	50
その他	40	-	-	-	30
その他合計	200	40	90	80	190
2013 年 6 月 30 日現在合計	1,380	1,160	1,230	90	
2012 年 12 月 31 日現在合計	1,500	1,290	1,360	80	1,500

バークレイズは余剰流動性を一元的に管理しています。2013 年 6 月 30 日現在、余剰流動性の 87%はバークレイズ・バンク・ピーエルシーに所在し(2012 年:90%)、バークレイズ・グループ全体の流動性ニーズを満たすために利用可能となっています。残余余剰流動性の大半はバークレイズ・キャピタル・インク(BCI)内部で保有されています。余剰流動性のうち、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの外部に所在する部分は各事業体固有のストレスによる資金流出および規制上の要件に対して保有されています。

¹ 本表に表示されている流動性カバレッジ比率(LCR)適格資産は当グループの余剰流動性に適格な資産のみを示しており、バーゼル銀行監督委員会によって定義されるレベル 2B 資産は含まれていません。

² 現金および中央銀行預け金の 95%超(2012 年:95%超)はイングランド銀行、米国連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、日本銀行、スイス国立銀行に預けられています。

³ 国債の 80%超(2012 年:80%超)は英国、米国、日本、フランス、ドイツ、デンマーク、スイスおよびオランダの債券です。

信用リスク

信用リスク

顧客および銀行に対する貸付金の分析

産業セクターおよび地域別貸付金（償却原価ベース、減損引当金控除後）

	英国	欧州	米州	アフリカ および中東	アジア	合計
2013 年 6 月 30 日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
銀行	7,413	15,403	11,039	2,668	6,761	43,284
その他金融機関	27,576	27,324	59,991	2,642	5,583	123,116
製造	5,491	2,751	1,525	1,649	613	12,029
建設	3,137	432	2	696	29	4,296
不動産	15,370	2,113	728	1,993	102	20,306
政府	977	2,383	1,457	1,548	2,461	8,826
エネルギーおよび水資源	1,791	3,576	1,912	854	392	8,525
ホールセールおよびリテール物流並びにレジャー	9,618	2,123	739	1,858	155	14,493
企業向けおよびその他サービス	18,296	2,658	3,079	2,445	611	27,089
住宅ローン	127,234	36,621	311	15,596	125	179,887
カード、無担保ローンおよびその他の個人向け貸付	28,444	7,295	12,273	7,467	1,456	56,935
その他	6,654	2,324	1,151	6,851	747	17,727
顧客および銀行に対する貸付金純額	252,001	105,003	94,207	46,267	19,035	516,513
減損引当金	(3,357)	(2,490)	(742)	(1,247)	(68)	(7,904)

2012 年 12 月 31 日現在						
銀行	7,134	14,447	12,050	1,806	3,405	38,842
その他金融機関	17,113	20,812	40,884	4,490	3,031	86,330
製造	6,041	2,533	1,225	1,232	487	11,518
建設	3,077	476	1	699	21	4,274
不動産	15,167	2,411	677	3,101	247	21,603
政府	558	2,985	1,012	1,600	253	6,408
エネルギーおよび水資源	2,286	2,365	1,757	821	393	7,622
ホールセールおよびリテール物流並びにレジャー	9,567	2,463	734	1,748	91	14,603
企業向けおよびその他サービス	15,754	2,754	2,360	2,654	630	24,152
住宅ローン	119,653	36,659	480	14,931	270	171,992
カード、無担保ローンおよびその他の個人向け貸付	29,716	5,887	11,725	7,170	1,147	55,645
その他	9,448	2,390	1,232	7,788	520	21,378
顧客および銀行に対する貸付金純額	235,514	96,182	74,137	48,040	10,495	464,368
減損引当金	(3,270)	(2,606)	(472)	(1,381)	(70)	(7,799)

減損引当金

	2013 年 6 月 30 日 に終了した 半期	2012 年 12 月 31 日 に終了した 半期	2012 年 6 月 30 日 に終了した 半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
期首残高	7,799	8,153	8,896
買収および売却	(5)	(7)	(73)
外国為替およびその他調整	72	(69)	(137)
ディスカウント解消	(95)	(102)	(109)
償却額	(1,605)	(1,917)	(2,202)
回収額	116	117	95
利益に対する引当額	1,622	1,624	1,683
期末残高	7,904	7,799	8,153

信用リスク

産業セクターおよび地域別貸付金（公正価値で保有）

	英国	欧州	米州	アフリカ および中東	アジア	合計
2013 年 6 月 30 日現在	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
銀行	2	336	156	516	-	1,010
その他金融機関	82	664	631	58	37	1,472
製造	142	42	352	19	4	559
建設	153	-	-	84	1	238
不動産	8,018	875	264	53	-	9,210
政府	5,441	28	-	22	1	5,492
エネルギーおよび水資源	10	99	63	79	3	254
ホールセールおよびリテール物流並びにレジャー	44	11	165	59	-	279
企業向けおよびその他サービス	3,125	96	454	11	-	3,686
その他	42	64	104	74	-	284
合計	17,059	2,215	2,189	975	46	22,484
2012 年 12 月 31 日現在						
銀行	-	493	120	422	-	1,035
その他金融機関	13	611	622	8	39	1,293
製造	6	38	601	16	15	676
建設	161	1	-	28	4	194
不動産	8,671	830	295	121	-	9,917
政府	5,762	6	314	17	5	6,104
エネルギーおよび水資源	10	73	41	46	3	173
ホールセールおよびリテール物流並びにレジャー	33	2	220	72	1	328
企業向けおよびその他サービス	3,404	20	685	14	-	4,123
その他	105	132	46	224	56	563
合計	18,165	2,206	2,944	968	123	24,406

1 その他金融機関(米州)には個人向けモーゲージ担保に裏付けられた貸付金 2 億 3,900 万ポンド(2012 年 12 月 31 日: 4 億 2,700 万ポンド)が含まれています。

信用リスク

ホールセール信用リスク

顧客および銀行に対するホールセール貸付金(償却原価ベース)

	貸付金総額 (百万ポンド)	減損引当金 (百万ポンド)	貸付金 (減損を除く) (百万ポンド)	クレジット・ リスク・ ローン (CRL) (百万ポンド)	貸付金総額 のうち、 CRL の比率 %	貸付金に係る 減損費用 ² (百万ポンド)	貸倒率 ベース・ ポイント
2013 年 6 月 30 日現在							
インベストメント・バンク ¹	187,256	640	186,616	835	0.4	179	19
コーポレート・バンキング	68,295	2,180	66,115	3,966	5.8	265	78
- 英国	52,007	450	51,557	1,377	2.6	83	32
- 欧州	7,636	1,543	6,093	2,416	31.6	180	475
- その他地域	8,652	187	8,465	173	2.0	2	5
ウェルス・アンド・ インベストメント・マネジメント	20,386	167	20,219	706	3.5	44	44
アフリカ RBB	6,767	198	6,569	719	10.6	35	104
本社およびその他事業	1,634	20	1,614	19	1.2	(1)	(12)
合計	284,338	3,205	281,133	6,246	2.2	522	37
2012 年 12 月 31 日現在							
インベストメント・バンク ¹	144,143	586	143,557	768	0.5	192	13
コーポレート・バンキング	67,337	2,171	65,166	4,232	6.3	838	124
- 英国	52,667	428	52,239	1,381	2.6	279	53
- 欧州	8,122	1,536	6,586	2,607	32.1	527	649
- その他地域	6,548	207	6,341	244	3.7	32	49
ウェルス・アンド・ インベストメント・マネジメント	19,236	141	19,095	603	3.1	38	20
アフリカ RBB	7,313	250	7,063	681	9.3	160	219
本社およびその他事業	1,466	16	1,450	19	1.3	-	-
合計	239,495	3,164	236,331	6,303	2.6	1,228	51

- 顧客および銀行に対する貸付金総額は 2013 年上半期に 19%増加しました。決済残高増加の結果として、インベストメント・バンクの貸付金が 30%増加したことが主因です。詳細については、43 ページのインベストメント・バンクのホールセール貸付金の分析をご覧ください。
- 貸付金に係る減損費用は 26%減少して 5 億 2,200 万ポンドとなりました(2012 年:7 億 600 万ポンド)。英国において大手法人顧客に対する減損が減ったこと、また、スペインの不動産・建設セクターに対するエクスポージャー削減策を反映して欧州における減損費用が減少したことを主因に、コーポレート・バンキング部門の減損費用が減少したことが主要因です。
- 減損費用減少と貸付金残高増加が相まって、年率換算した貸倒率は 37 ベーシス・ポイントとなりました(2012 年上半期:50 ベーシス・ポイント;2012 年度:51 ベーシス・ポイント)。

¹ インベストメント・バンク部門の貸付金総額には現金担保および決済残高が 2013 年 6 月 30 日現在で 1,296 億 6,700 万ポンド、2012 年 12 月 31 日現在で 851 億 1,600 万ポンド、含まれています。この残高を除くと、貸付金総額に占める CRL の比率はそれぞれ 1.5%、1.3%、貸倒率はそれぞれ 63 ベーシス・ポイント、33 ベーシス・ポイントでした。

² 2012 年 12 月現在の貸付金に係る減損費用は 12 カ月間の費用です。

信用リスク

潜在的クレジット・リスク・ローン(CRL)およびカバレッジ比率

	CRL		PPL		PCRL	
	2013 年 6 月 30 日	2012 年 12 月 31 日	2013 年 6 月 30 日	2012 年 12 月 31 日	2013 年 6 月 30 日	2012 年 12 月 31 日
	現在 (百万ポンド)	現在 (百万ポンド)	現在 (百万ポンド)	現在 (百万ポンド)	現在 (百万ポンド)	現在 (百万ポンド)
インベストメント・バンク	835	768	316	327	1,151	1,095
コーポレート・バンキング	3,966	4,232	606	624	4,572	4,856
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	706	603	103	74	809	677
アフリカ RBB	719	681	46	77	765	758
本社およびその他事業	20	19	1	-	21	19
ホールセール合計	6,246	6,303	1,072	1,102	7,318	7,405

	減損引当金		CRL カバレッジ比率		PCRL カバレッジ比率	
	2013 年 6 月 30 日	2012 年 12 月 31 日	2013 年 6 月 30 日	2012 年 12 月 31 日	2013 年 6 月 30 日	2012 年 12 月 31 日
	現在 (百万ポンド)	現在 (百万ポンド)	現在 %	現在 %	現在 %	現在 %
インベストメント・バンク	640	586	76.6	76.3	55.6	53.5
コーポレート・バンキング	2,180	2,171	55.0	51.3	47.7	44.7
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	167	141	23.7	23.4	20.6	20.8
アフリカ RBB	198	250	27.5	36.7	25.9	33.0
本社およびその他事業	20	16	100.0	84.2	95.2	84.2
ホールセール合計	3,205	3,164	51.3	50.2	43.8	42.7

- CRL 残高は 1%減少して 62 億 4,600 万ポンドとなりました。償却および債務売却を受けて、スペインを中心に欧州における減少を反映してコーポレート・バンキングの残高が減少したことが主因です。
- この減少は以下の残高増加で部分的に相殺されました。
 - ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント: ある個別企業に対するエクスポージャーを含めたことが主因
 - インベストメント・バンク: ある個別企業に対するエクスポージャーを含めたことを反映。売却および支払い、並びにある大口ポジションからの撤退により部分的に相殺

信用リスク

インベストメント・バンクのホールセール貸付金(償却原価ベース)の分析

2013 年 6 月 30 日現在	貸付金総額 (百万ポンド)	減損引当金 (百万ポンド)	貸付金 (減損を除く) (百万ポンド)	クレジット・ リスク・ ローン (CRL) (百万ポンド)	貸付金総額 のうち、 CRL の比率 %	貸付金に係る 減損費用 ² (百万ポンド)	貸倒率 ベース・ ポイント
銀行に対する貸付金							
銀行間貸付	13,946	35	13,911	54	0.4	-	-
現金担保および決済残高	26,217	-	26,217	-	-	-	-
顧客に対する貸付金							
法人に対する貸付	30,344	155	30,189	168	0.6	(13)	(9)
政府に対する貸付	1,322	-	1,322	-	-	-	-
その他ホールセール貸付	11,973	450	11,523	613	5.1	192	323
現金担保および決済残高	103,454	-	103,454	-	-	-	-
合計	187,256	640	186,616	835	0.4	179	19
2012 年 12 月 31 日現在							
銀行に対する貸付金							
銀行間貸付	13,763	41	13,722	51	0.4	41	30
現金担保および決済残高	23,350	-	23,350	-	-	-	-
顧客に対する貸付金							
法人に対する貸付	29,546	205	29,341	349	1.2	160	54
政府に対する貸付	1,369	-	1,369	-	-	-	-
その他ホールセール貸付	14,349	340	14,009	368	2.6	(9)	(6)
現金担保および決済残高	61,766	-	61,766	-	-	-	-
合計	144,143	586	143,557	768	0.5	192	13

- インベストメント・バンク部門のホールセール貸付金は 30%増加して 1,866 億 1,600 万ポンドとなりました。決済残高の増加が主因ですが、その他ホールセール貸付の減少により相殺されました。
- 貸付金総額から決済残高および現金担保残高を除外すると、インベストメント・バンク部門の年率換算した貸倒率は、その他ホールセール貸付における単一顧客に係る引当があったため、63 ベース・ポイントになりました。(2012 年:33 ベース・ポイント)。
- 法人に対する貸付およびその他ホールセール貸付ポートフォリオにはリテール・モーゲージ担保に裏付けられた貸付金 12 億 8,000 万ポンドが含まれています(2012 年:13 億 3,600 万ポンド)。

信用リスク

ユーロ圏諸国に対する当グループのエクスポージャー

- 当グループは、ユーロ圏の継続的なボラティリティに起因する信用リスクおよび市場リスクを認識しており、厳しい経済情勢に伴うリスクを軽減するための組織的な措置を講じるとともに、引き続き注意深く状況をモニタリングしています。
- 2013 年上半期のスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、キプロスおよびギリシャに対する当グループの貸借対照表上の正味エクスポージャーは 4%減少して、572 億ポンドとなりました(2012 年:593 億ポンド)。売却可能なものとして保有していたスペインおよびイタリア国債の減少によりソブリン・エクスポージャーが 50%減の 27 億ポンドとなったことが主因です。
- 2013 年 6 月 30 日現在、イタリアにおける現地通貨建て資金調達純額の不足額は 136 億ユーロ(2012 年:118 億ユーロ)、ポルトガルにおける不足額は 44 億ユーロ(2012 年:41 億ユーロ)でした。スペインにおける資金調達純額の余剰額は 18 億ユーロ(2012 年:23 億ユーロ)でした。バークレイズは引き続きユーロ圏のボラティリティが現地における貸借対照表上の資金調達に及ぼす潜在的な影響をモニターし、リスクを管理するために適切な措置を検討していきます。

グループ・エクスポージャーの概要

- 下表はリスクが高いために経営的視点から特に重点的に管理する対象として社内でモニターしているユーロ圏諸国に対するバークレイズのエクスポージャーを表示しています。これら諸国の詳細な分析については原文 86 ページから 93 ページをご参照ください。作成基準は 2012 年度の年次報告書で説明した基準と同じです。
- 正味エクスポージャーは当グループがさらされている信用リスクの最も適切な測定基準です。総エクスポージャーもオフ・バランスシートの偶発債務および契約債務とともに下表に表示しています。

2013 年 6 月 30 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	モーゲージ (百万ポンド)	その他 リテール貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エク スポージャー (百万ポンド)	貸借対照表上 の総エク スポージャー (百万ポンド)	偶発債務 および 契約債務 (百万ポンド)
スペイン	292	1,028	4,976	13,546	2,436	22,278	30,345	3,245
イタリア	1,967	390	1,489	16,034	2,072	21,952	30,260	3,464
ポルトガル	388	30	1,357	3,595	1,720	7,090	7,680	2,536
アイルランド	26	4,194	1,144	108	114	5,586	9,752	1,363
キプロス	-	-	133	45	29	207	301	48
ギリシャ	2	7	40	6	14	69	1,185	3

2012 年 12 月 13 日現在

スペイン	2,067	1,525	4,138	13,305	2,428	23,463	32,374	3,301
イタリア	2,669	567	1,962	15,591	1,936	22,725	33,029	3,082
ポルトガル	637	48	1,958	3,474	1,783	7,900	8,769	2,588
アイルランド	21	3,585	1,127	112	83	4,928	10,078	1,644
キプロス	8	-	106	44	26	184	300	131
ギリシャ	1	-	61	8	9	79	1,262	5

- 2013 年上半期のスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、キプロスおよびギリシャに対する当グループのソブリン・エクスポージャーは 50%減少して 27 億ポンドとなりました。
 - スペインのソブリン・エクスポージャーは売却可能国債を売却したことにより 86%減少し、2 億 9,200 万ポンドとなりました。
 - イタリアのソブリン・エクスポージャーは 26%減少し、20 億ポンドとなりました。これは売却可能資産として保有している国債の削減が主因です。
- スペイン、イタリアおよびポルトガルにおける新規貸付の減少により一部相殺されたものの、外国為替の変動を反映して、住宅モーゲージとその他リテールに対する向けエクスポージャーは 2%増加し、それぞれ 333 億ポンドと 64 億ポンドとなりました。
- スペインにおけるトレーディング資産の増加と外国為替の変動により一部相殺されたものの、主としてイタリアおよびポルトガルでの貸付を削減したことを反映して、法人に対するエクスポージャーは 2%減少し、91 億ポンドとなりました。
- 金融機関に対するエクスポージャーは 56 億ポンドで 1%の微減となりました。スペインおよびイタリアにおけるエクスポージャーが減少しましたが、これは主として投資適格カウンターパーティー 1 社に対する貸付金に関連するアイルランドにおけるエクスポージャーの増加により相殺されました。

バークレイズは以下に示すとおり、その他のユーロ圏諸国に対してもエクスポージャーを有しています。個々の国に対する貸借対照表上の正味エクスポージャー合計が 10 億ポンド未満のものは、その他にまとめて示しています。

信用リスク

2013 年 6 月 30 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	モーゲージ (百万ポンド)	その他 リテール貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エクス ポージャー (百万ポンド)	貸借対照表上 の総エクス ポージャー (百万ポンド)	偶発債務 および 契約債務 (百万ポンド)
フランス	3,448	5,422	5,328	2,584	182	16,964	56,365	8,647
ドイツ	1,985	4,760	6,621	26	2,013	15,405	58,055	7,160
オランダ	3,336	4,480	1,958	16	70	9,860	26,092	2,286
ベルギー	2,866	17	390	13	4	3,290	9,480	778
ルクセンブルグ	39	823	706	208	22	1,798	5,027	931
オーストリア	1,092	340	151	1	6	1,590	3,528	210
フィンランド	1,079	120	38	3	-	1,240	6,454	463
その他	130	4	11	5	64	214	466	-
2012 年								
12 月 31 日現在								
フランス	3,746	5,553	4,042	2,607	121	16,069	59,317	7,712
ドイツ	282	4,462	4,959	27	1,734	11,464	62,043	6,604
オランダ	3,503	4,456	2,002	16	92	10,069	28,565	2,205
ベルギー	2,548	333	239	9	6	3,135	10,602	1,525
ルクセンブルグ	13	1,127	704	151	49	2,044	6,009	812
オーストリア	1,047	228	187	5	-	1,467	3,930	127
フィンランド	1,044	209	140	3	-	1,396	9,120	461
その他	210	9	24	26	41	310	649	25

信用リスク

ユーロ圏のソブリン債を参照するクレジット・デリバティブ

- 当グループでは、国債が参照資産となっているクレジット緩和契約（主としてクレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップ）を締結しています。これらはイタリアおよびポルトガルについて、ソブリン債のデフォルトが発生した場合に当グループのエクスポージャーを純額ベースで減少させる効果があります。

2013 年 6 月 30 日現在	スペイン (百万ポンド)	イタリア (百万ポンド)	ポルトガル (百万ポンド)	アイルランド (百万ポンド)	キプロス (百万ポンド)	ギリシャ (百万ポンド)
公正価値						
- 買建	621	1,249	312	35	2	-
- 売建	(612)	(1,186)	(305)	(43)	(1)	-
デリバティブの公正価値(純額)	9	63	7	(8)	1	-
契約上の名目元本						
- 買建	(12,920)	(22,132)	(4,152)	(3,587)	(8)	-
- 売建	12,962	21,475	4,131	3,632	8	-
デリバティブの名目元本(純額)	42	(657)	(21)	45	-	-
ソブリン債のデフォルトが発生した場合におけるクレジット・デリバティブによるエクスポージャー(純額)／(プロテクション)(名目元本から公正価値を差し引いた金額)	51	(594)	(14)	37	1	-

2012 年 12 月 31 日現在

ソブリン債のデフォルトが発生した場合におけるクレジット・デリバティブによる(プロテクション)／エクスポージャー(純額)(名目元本から公正価値を差し引いた金額)	(122)	(307)	(88)	44	-	-
---	-------	-------	------	----	---	---

- クレジット・デリバティブは、資産(参照資産)のデフォルト・リスクがクレジット・デリバティブ契約の買い手から売り手に移転される契約です。
- ソブリン資産を参照するクレジット・デリバティブは、顧客取引をサポートし、リスクを管理する目的で売買されます。
- 契約上の名目元本は売買されたクレジット・デリバティブ契約の規模を示し、公正価値は参照資産の価値の変動を示します。
- ソブリン債のデフォルトが発生した場合におけるクレジット・デリバティブによるプロテクションあるいはエクスポージャーの純額は、当グループによる保険の純売買額を示しています。この保険は当グループの合計エクスポージャーを増減させるものであり、前掲の直接的エクスポージャーと合わせて検討されるべきものです。

ユーロ圏の貸借対照表上のデノミ・リスク

- デノミ・リスクとは、1 カ国又はそれ以上の国がユーロ圏を離脱し、その結果として当該国の貸借対照表上の資産と負債の価値が低下することに伴い、当グループに生じるであろう財務上の損失のリスクです。現地通貨建ての資産と負債の水準にミスマッチがある場合、当グループは直接的にデノミ・リスクにさらされることになります。
- パークレイズでは、ユーロ圏諸国におけるリテール・バンキング、コーポレート・バンキングおよびウェルス・マネジメント事業について、一般的に各国内で現地計上を行っております。現地計上されている顧客の資産および負債(主として顧客に対する貸付金と顧客預り金)は圧倒的にユーロ建てとなっています。残りの資金調達ニーズについては、顧客に対する貸付金を担保とする現地資金調達により対応し、更に資金調達が必要であればグループを通じて対応しています。
- 2013 年上半期には、資金調達の純額ベースでの不足額はイタリアでは 118 億ユーロから 136 億ユーロ、ポルトガルでは 41 億ユーロから 44 億ユーロに増加しました。スペインにおける余剰額は 23 億ユーロから 18 億ユーロに減少しました。不足額増加の主因は、ポルトガルおよびスペインにおける欧州中央銀行の期間 3 年の資金供給オペ(LTRO)の一部返済を含む、現地負債の減少です。
- パークレイズは、ユーロ圏のボラティリティが現地貸借対照表上の資金調達に及ぼし得る影響のモニタリングを継続し、リスク管理に適切な措置を検討していきます。
- ギリシャに対する直接的エクスポージャーは極めて少なく、当グループから求められる資金調達は純額ベースで無視できる水準にあります。アイルランドについては、同国における負債合計が資産合計を上回っているため、当グループによる現地貸借対照表上の資金調達の必要はありません。

市場リスク

インベストメント・バンクの市場リスクに対するエクスポージャー

- インベストメント・バンクの市場リスク・ポジションは独立したリスク管理部門によりモニター、報告および問題点の提起が行われています。測定方法は継続的にモニターされ、ストレス・テストに使用されるシナリオは定期的に見直され、その適切性を担保しています。
- 日次バリュー・アット・リスク(DVaR)は市場リスクを測定および管理するためにインベストメント・バンクで使用されているさまざまな市場リスク指標の一つです。この指標はストレス・テストおよびシナリオ分析、ポジションの限度額などの当社のトレーディング・エクスポージャーを管理する目的で使用される追加的指標により、さらに補完されます。
- インベストメント・バンクの管理 DVaR は、保有期間を 1 日と想定し、信頼水準を 95%として算出しています。この計算は、直近 2 年間のデータによる実績シミュレーションに基づいています。管理 DVaR は社内で日次で算出、報告されています。
- DVaR 合計は、外国為替リスク(33%減)、スプレッド・リスク(38%減)、信用リスク(19%減)がいずれも減少したことから、2012 年上半期に比べて 26%減少して 3,100 万ポンドとなりました。
- 事業は 2013 年上半期を通じて、パークレイズ取締役会金融リスク委員会が承認した DVaR 上限の範囲内に収まりました。

DVaR(95%)	2013 年 6 月 30 日に終了した半期			2012 年 12 月 31 日に終了した半期			2012 年 6 月 30 日に終了した半期		
	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)	日次平均 (百万ポンド)	最大 ¹ (百万ポンド)	最小 ¹ (百万ポンド)
金利リスク	14	24	6	15	23	8	13	22	7
クレジット・リスク	21	25	17	25	33	18	26	44	20
ペーシス・リスク	13	17	9	15	21	7	7	8	5
インフレ・リスク	4	8	2	3	7	2	4	6	2
スプレッド・リスク	15	21	7	22	27	17	24	31	20
コモディティ・リスク	5	8	4	5	7	4	6	9	4
株式リスク	10	21	5	9	19	4	10	17	6
為替リスク	4	7	2	5	9	2	6	10	3
分散効果	(55)	na	na	(66)	na	na	(53)	na	na
DVaR 合計	31	39	23	34	42	27	42	75	29

¹ 各カテゴリーで報告された最大 DVaR と最小 DVaR の数値は、全体として報告された最大 DVaR、最小 DVaR と必ずしも同一の日に生じたわけではありません。したがって、最大 DVaR と最小 DVaR に対する分散効果も意味がないと思われ、上掲の表からは省略しています

財務書類に関する注記(抜粋)

引当金(原文注記 15)

	2013 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)	2012 年 12 月 31 日 現在 (百万ポンド)	2012 年 6 月 30 日 現在 (百万ポンド)
余剰人員削減および事業再編	402	71	163
未実行のコミテッド・ファンリティおよび提供された保証	178	159	222
不利な契約	81	104	107
支払保障保険(PPI)に係る補償	1,650	986	406
金利ヘッジ商品に係る補償	1,349	814	450
訴訟	185	200	187
その他引当金	580	432	316
合計	4,425	2,766	1,851

支払保障保険(PPI)に係る補償

2011 年の司法審査手続の結論を受けて、英国金融サービス機構(FSA)のガイドラインおよび類似の申立ての解決に係る業界の過去の実績に基づき、2011 年 5 月に PPI に係る補償引当金 10 億ポンドが計上されました。その後、2012 年には合計 16 億ポンドの追加の引当金が計上されました。

2013 年 6 月 30 日までに、146 万件(2012 年 12 月 31 日:110 万件)の顧客からの請求¹が受理され、処理されています。1 ヶ月当たり受理された請求件数は 2012 年 5 月のピーク以来 46%減少しましたが、減少率は従来の予想を下回っています。結果として、減少率の鈍化を反映し、将来の請求水準の見通しは増えました。また、金融オンブズマン・サービス(FOS)へ付託される可能性の高い請求件数の予想を引き上げました。このため、2014 年 12 月までの業務費用に対する引当金を含め、これらの最新の仮定を反映するように、2013 年 6 月に 13 億 5,000 万ポンドの追加的な引当金が認識されました。2013 年 6 月 30 日現在、引当金のうち 23 億ポンドが取り崩され、引当金残額は 16 億 5,000 万ポンドとなっています。

規制基準に従い、パークレイズは 2012 年 8 月に約 75 万件の保険の契約者に対する積極的な通知郵送を開始しました。このうち約 51 万件(2012 年 12 月 31 日時点:10 万件)については 2013 年 6 月 30 日までに郵送が行われたか、あるいは独自にパークレイズに連絡が行われており、残りについても 2013 年 12 月 31 日までに連絡が完了する見込みです。

これまで、パークレイズは受理されたすべての請求のうち平均 41%(2012 年 12 月 31 日:39%)を承認しています。これには善意としての支払は含まれていません。また、この数字は PPI 保険証券が存在しない請求の割合が高いことを反映しています。これまでの正当な請求 1 件当たりの平均補償額は 2,830 ポンド(2012 年 12 月 31 日:2,750 ポンド)で、ケースによって異なりますが、内訳は保険料の払戻し、複利負担および 8%の金利となっています。

現在の引当金は、経営者の重大な判断およびモデル化を継続的に伴う、多数の重要な仮定に基づいて算出されています。

- 顧客が開始した請求件数: 6 月 30 日現在で受理されているが未処理の請求、および今後顧客が行う請求の見積もり。後者は時間の経過とともに減少する見込み。
- 積極的回答率: 積極的な通知郵送の結果発生した請求件数。
- 承認率: 審査の結果、有効であると承認された請求の比率。
- 平均補償額: 承認された請求に関して、保険契約のタイプおよび年限に基づき顧客に支払われる予想平均額。

引当金にはパークレイズの請求取扱費用、および後に FOS に付託される請求に係る費用の見積もりも含まれています。

これらの仮定は引き続き主観的なもので、これは特に将来の請求水準に係る不確実性に起因します。引当金は PPI に係る補償に関して今後予想される全費用についてのパークレイズの最善の見積もりを示しています。しかしながら、実際の結果は現在の見積もりと異なる可能性があり、その差異が大きい場合には追加的な引当金が計上されます。そうでない場合は、残りの費用は通常の営業活動の一環として処理されます。下記の表は、重要な仮定別に 2013 年 6 月 30 日までの実績データ、引当金の算定に使用した予測の仮定および感度分析を詳述したもので、予測される将来の仮定が高すぎたり低すぎたりと判明した場合の引当金への影響を説明しています。

¹ これまでに受理した請求件数には PPI 保険証券が存在しなかった請求が含まれていますが、積極的な通知郵送に対する回答は含まれていません。

財務書類に関する注記(抜粋)

想定	2013 年 6 月 30 日までの累計実績		将来予測	感度解析 引当金の増加／減少
顧客が開始した請求 ¹ の受理および処理件数	146 万件	63 万件		5 万件 = 5,400 万ポンド
積極的な通知郵送	51 万件	24 万件		
積極的な通知郵送に対する回答率 ²	24%	39%		1% = 900 万ポンド
請求 1 件当たりの平均承認率 ³	41%	46%		1% = 1,700 万ポンド
正当な請求 1 件当たりの平均補償額 ³	2,830 ポンド	2,560 ポンド		100 ポンド = 5,600 ポンド

¹ これまでに受理した請求件数合計には PPI 保険証券が存在しなかった請求が含まれていますが、積極的な通知郵送に対する回答は含まれていません。

² 積極的な通知郵送に対する回答率は、通知郵送と顧客回答の時間差を反映して時間の経過とともに落ち着くと予想されます。

³ 請求は顧客からの自発的なものと積極的な通知郵送に対する回答の双方を含みます。将来の予想率は時間の経過とともに積極的な通知郵送に対する回答の割合が増加することを反映しています。

金利ヘッジ商品に係る補償

2012 年 6 月 29 日、FSA はパークレイズを含む英国の複数の銀行との間で、中小企業に販売した金利ヘッジ商品についての調査および補償実施に関して合意に達したと発表しました。FSA は 2013 年 1 月 31 日、パークレイズおよび複数の銀行が行った試験的な見直し結果に関する報告書を公表しました。報告書には本格的な見直しおよび補償の実施に際して必要となるさまざまな変更および明確化された点が含まれ、パークレイズはこの報告書に定められたアプローチに従って補償を実施することに同意しました。

当該期間に金利ヘッジ商品が販売された個人またはリテールに分類される顧客は約 4,000 存在し、そのうち約 2,900 は合意文書の条件において高度の金融知識を有しない(ノンソフィスティケート)顧客と区分されます。ノンソフィスティケートに区分される顧客に対する将来の補償および関連費用に係る経営者の最善の見積もりを反映し、2012 年 12 月 31 日時点で 8 億 5,000 万ポンドの引当金が認識されていました。この見積りは影響を受けた顧客に対する対試験的な見直し結果からの推定に基づくものでした。2012 年 12 月 31 日時点で貸借対照表に認識された引当金は 8 億 1,400 万ポンドで、これは主に管理費用に関連した 2012 年の 3,600 万ポンドの取り崩しが反映されています。

2013 年には追加的な事例の調査が実施され、引当金の基礎となるより大規模で代表的なサンプルが提供されました。この結果、6 億 5,000 万ポンドの追加引当金が認識され、累積費用は 15 億ポンドとなりました。貸借対照表上の引当金は 13 億 4,900 万ポンドで、1 億 5,100 万ポンドの累積取崩額を反映しています。

この引当金は補償を完了する全費用を十分にカバーするものと予想されます。ただし、高度な金融知識を有する(ソフィスティケート)と区分される顧客からの請求(補償実施の対象ではない)、あるいは高度な金融知識を有していない(ノンソフィスティケート)していないと分類される顧客からの新たな最終的な損失請求については、引当金繰入れを行っていません。今後、これらの推移を注視し、引当金取り崩しにつながる債務の発生が特定できる場合には引当金を繰入れる方針です。

訴訟(原文注記 20)

リーマン・ブラザーズ

2009 年 9 月 15 日、米国のニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所(以下「破産裁判所」という。)にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク(以下「LBHI」という。)、リーマン・ブラザーズ・インクの SIPA 管財人(以下「管財人」という。)及びリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会(以下「委員会」という。)による申立てが提出されました。3 件の申立てはすべて、2008 年 9 月にパークレイズ・キャピタル・インク(以下「BCI」という。)及び当グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク(以下「LBI」という。)の資産の大部分を取得した取引の特定の部分並びにかかる売却(以下「当該売却」という。)を承認する裁判所命令に異議を唱えています。原告らは、BCI への一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過して BCI が受取ったとされる分を LBI の財産として返還するように BCI に要求すること、BCI が売却書類及び当該売却を承認する命令に従って主張している一部の資産に対する権利を有していないと宣言することについて、命令を求めています(以下「ルール 60 による請求」という。)。2009 年 11 月 16 日、LBHI、管財人及び委員会は、係属中の申立てと同じ主張に基づき BCI に対する請求を主張し、また、申立てで要求されているものと類似の救済を求めて、破産裁判所に別の申立てを提出しました。2010 年 1 月 29 日、BCI は申立てに対する答弁書を提出し、また、LBHI 及び LBI が売却書類及び当該売却を承認する裁判所命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求めて、申立てを提出しました(以下、これらの資産に対する管財人の競合する請求とあわせて「契約による請求」という。)。買収の一環として取得した資産のうち約 45 億米ドル(30 億ポンド)を 2013 年 6 月 30 日までに受取っていませんでしたが、そのうち約 34 億米ドル(23 億ポンド)の資産は、2013 年 6 月 30 日現在の貸借対照表に受取債権として認識されています。受取債権は、当期において損益に認識された 4 億米ドル(3 億ポンド)の増加を反映しています。これは主に LBI の規則 15c3-3 による積立口座資産に関する管財人からの 7 億 6,900 万米ドル(5 億ポンド)の回収可能性に関する確実性が高まった結果によるものです。2013 年 7 月 16 日、管財人はパークレイズにこの金額を支払いました。この結果、訴訟に固有の不確実性及び米国外の金融機関が保有する特定の資産の回収に関する問題に対して、2013 年 6 月 30 日現在で有効な引当金 11 億米ドル(7 億ポンド)が計上されています。

2011 年 2 月 22 日、破産裁判所はこれらの訴訟に関する意見を公表して、ルール 60 による請求を却下し、契約による請求のうち、一部については管財人を支持し、一部についてはパークレイズを支持する判決を下しました。2011 年 7 月 15 日、破産裁判所は、その意見を実行する最終命令を下しました。パークレイズと管財人はそれぞれ、契約による請求に関する破産裁判所の不利な判決に対して、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(以下「地方裁判所」という。)に上訴を申立てました。LBHI と委員会は、ルール 60 に関する破産裁判所の判決に対して上訴を行いませんでした。状況説明及び議論の後に、2012 年 6 月 5 日、地方裁判所は、契約による請求に関してパークレイズに不利であった破産裁判所の判決の 1 つを覆し、契約による請求に関する破産裁判所のそれ以外の判決を支持する意見を公表しました。2012 年 7 月 17 日、地方裁判所は、特定の誤りを訂正した以外には判決を支持する修正意見、及びこの意見における判決を実行する合意判決を公表しました(以下「本判決」という。)。パークレイズと管財人はそれぞれ、地方裁判所の不利な判決に対して、第 2 巡回区連邦控訴裁判所(以下「控訴裁判所」という。)に控訴しています。

本判決において、パークレイズは以下を受取る権利を有しています。(i)「清算勘定」資産(以下「清算勘定資産」という。)に関して管財人から 11 億米ドル(7 億ポンド)。(ii)当該売却において BCI に譲渡された上場デリバティブに基づく債務を担保するために様々な金融機関で保有されている資産(以下「ETD マージン」という。)。ただし、BCI が ETD マージン 5 億 700 万米ドル(3 億ポンド)を受取る権利を有することになるのは、管財人が LBI の顧客からの全請求に対応した後に利用可能な資産が管財人にある場合で、かつ、その利用可能な資産の範囲内に限られます。(iii)管財人が LBI の顧客からの全請求に対応した後に管財人に利用可能な資産があり、かつ、その利用可能な資産の範囲内に限り、LBI の規則 15c3-3 による積立口座資産に関する管財人からの 7 億 6,900 万米ドル(5 億ポンド)。

BCI 又は管財人がまだ回収していない ETD マージンの一部は、米国外の特定の金融機関(破産又は類似手続の対象となっている複数のリーマン関連会社を含む)が保有している又は債務を負っています。かかる金融機関が保有している又は債務を負っている ETD マージンのうちどれくらいをパークレイズが最終的に受取る可能性があるかについて、パークレイズは確実に見積もることができません。2013 年 6 月 7 日、管財人は、LBI の元証券顧客に対する追加分配を開始し、全顧客からの請求を全額支払うまで継続的に分配を行う予定であることを発表しました。2013 年 7 月 2 日、管財人はパークレイズに対して、かかる分配が「ほぼ完了した」ことを通知しました。2013 年 4 月 24 日付の約定及び命令に従い、管財人はすでに、ETD マージンに関する 5 億 700 万米ドル(3 億ポンド)及び LBI の規則 15c3-3 による積立口座資産に関する 7 億 6,900 万米ドル(5 億ポンド)を含め、パークレイズに対する最終的な債務の金額の支払に利用可能な 56 億米ドル(37 億ポンド)を留保していました。2013 年 7 月 16 日、管財人はパークレイズに 7 億 6,900 万米ドル(5 億ポンド)を支払いました。

2013 年 6 月 30 日現在のパークレイズの貸借対照表に認識された 34 億米ドル(23 億ポンド)は、地方裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されないが、米国外の金融機関が保有している又は債務を負っており、パークレイズ又は管財人がまだ回収していない ETD マージンのいずれもパークレイズが回収できない保守的に仮定したシナリオと一致しています。このような場合、米国外の金融機関が保有している又は債務を負っている ETD マージンをパークレイズが回収する範囲で、回収されたマージンの価値はパークレイズの利益となります。しかし、パークレイズが権利を有する又は回収する可能性のある ETD マージンの価値に関しては、依然として相当な不確実性が存在します。控訴裁判所が地方裁判所の判決を覆し、パークレイズは清算勘定資産又は ETD マージンのいずれにも権利を有さないという判決が下されるという最悪の事態を想定したシナリオでは、有効な引当金以外

財務書類に関する注記(抜粋)

に、合計で約 60 億米ドル(40 億ポンド)の損失が生じるとパークレイズは見積もっています。その損失のうち約 33 億米ドル(22 億ポンド)は、以前にパークレイズが受取った清算勘定資産及び ETD マージン、並びにこれらの清算勘定資産及び ETD マージンに係る判決前及び判決後の利息に関連しており、管財人への返還又は支払が必要になると考えられます。パークレイズは、貸借対照表に認識された資産の評価額に納得しており、その結果生じた有効な引当金の水準は十分であると考えています。

米国預託株式

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・ピーエルシー、並びにパークレイズ・ピーエルシーの取締役会の現メンバー及び元メンバー数名は、米国のニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(以下「裁判所」という。)において係属中の有価証券集団訴訟 5 件(併合されている)の被告とされています。2010 年 2 月 12 日付の併合修正訴状は、2006 年から 2008 年の間に複数回にわたりパークレイズが募集した優先株式シリーズ 2、3、4 及び 5 を表す米国預託株式(以下「ADS」という。)に関する登録届出書に、特にパークレイズのモーゲージ関連証券(米国のサブプライム関連を含む)のポートフォリオ、モーゲージ及び信用市場リスクに対するパークレイズのエクスポージャー並びにパークレイズの財政状態に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張しています。この併合修正訴状は、1933 年証券法第 11 条、第 12(a)(2)条及び第 15 条に基づく請求を主張しています。2011 年 1 月 5 日に裁判所命令が出され、2011 年 1 月 7 日に判決が言い渡されて、訴状の棄却を求めた被告らの申立てが全面的に認められ、本件は結審しました。2011 年 2 月 4 日、原告らは棄却命令の一部の再審議を裁判所に求める申立てを提出しました。2011 年 5 月 31 日、裁判所は、再審議を求める原告らの申立てを全面的に却下しました。原告らは、両方の判決(棄却を求めた被告らの申立てを認めたこと及び再審議を求めた原告らの申立ての却下)に対して、第 2 巡回区連邦控訴裁判所に控訴しています。2012 年 10 月 18 日、口頭弁論が行われました。

パークレイズは、パークレイズに対するこれらの ADS 関連の請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁しています。これらの請求に関してパークレイズに発生する可能性がある損失、又はこれらの請求が特定の会計期間における経営成績に与える可能性のある影響額を見積もることはできません。

米国連邦住宅金融局及びその他の住宅モーゲージ・バック証券訴訟

米国連邦住宅金融局(以下「FHFA」という。)は、2 つの米国政府系機関であるファニーメイとフレディマック(以下「GSE」と総称する。)の代理として、GSE による住宅モーゲージ・バック証券(以下「RMBS」という。)の購入に関連して、17 の金融機関を相手取り、訴訟を提起しました。当該訴訟では特に、RMBS の募集資料に重要な虚偽及び誤解を生じさせる記載が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張しています。BCI が主引受会社又は共同主引受会社であった 2005 年から 2007 年の間の RMBS の売出しに関連して、パークレイズ及び／又はその特定の関連会社もしくは元従業員がこれら 2 件の訴訟において被告とされています。

いずれの訴状においても、特に RMBS の無効及び支払った対価の回収、並びに GSE が被ったとされる、RMBS の所有から生じた金銭的損失の回復が要求されています。訴状は、RMBS の購入に関連して、シアトル連邦住宅貸付銀行、ボストン連邦住宅貸付銀行、シカゴ連邦住宅貸付銀行、ケンブリッジ・プレイス・インベストメント・マネジメント・インク、HSH ノルトバンク AG(及びその関連会社)、シーリンク・ファンディング・リミテッド、バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行(及びその関連会社)、DZ バンク AG(及びその関連会社)及び ABP 年金財団、ロイヤル・パーク・インベストメンツ SA/NV、バイエルン州立銀行、ジョン・ハンコック・ライフ・インシュランス・カンパニー(及びその関連会社)、ブルデンシャル・ライフ・インシュランス・カンパニー・オブ・アメリカ(及びその関連会社)、並びにナショナル・クレジット・ユニオン・アドミニストレーションを含むその他の原告らによるパークレイズ・バンク・ピーエルシー及び／又はその特定の関連会社に対する他の民事訴訟と同様のものです。パークレイズは、パークレイズに対する請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁する予定です。

FHFA 訴訟並びに当グループに対する他の民事訴訟におけるパークレイズに対する請求に関連する RMBS の当初の金額は合計約 87 億米ドルで、そのうち約 26 億米ドルが 2013 年 6 月 30 日現在の残高でした。これらの RMBS に関して計上された累積損失は、2013 年 6 月 30 日現在、約 5 億米ドルでした。パークレイズがこれらの訴訟で敗れた場合、(2013 年 6 月 30 日より後の元本の追加支払を考慮した)判決時点における RMBS の残高に、その時点での RMBS の累積損失並びに利息、手数料及び費用を加算し、その時点での RMBS の市場価額を控除した金額を上限とする損失が発生する可能性があります。パークレイズは、2013 年 6 月 30 日現在の RMBS の市場価額合計を約 16 億米ドルと見積もっています。パークレイズは、損失が発生した場合、その一部について補償を受ける権利を有している可能性があります。これらの金額には、カントリーワイドが発行し、BCI 及び他の引受会社が引受を行った RMBS の投資家の推定集団を代表して提起された 2 件の関連する集団訴訟は含まれていません。この引受において、パークレイズはカントリーワイドから補償を受けています。

デボンシャー・トラスト

2009 年 1 月 13 日、パークレイズは、アセット・バック・コマーシャル・ペーパーの媒介機関としての信託であるデボンシャー・トラスト(以下「デボンシャー」という。)との ISDA マスター契約に基づく 2 件のクレジット・デフォルト・スワップの終了日より早期の終了が有効であるという命令を求めて、オンタリオ上級裁判所(以下「裁判所」という。)で訴訟を開始しました。同日に、デボンシャーは、要求された時点でパークレイズがデボンシャーのコマーシャル・ペーパーに対する流動性の裏付けを提供しなかったことを理由に、スワップの終了を主張しました。2011 年 9 月 7 日、裁判所は、パークレイズの早期終了は無効で、デボンシャーの早期終了は有効であり、その結果、デボンシャーは、パークレイズから現金担保約 5 億 3,300 万カナダドルの払戻し及びそれに係る経

財務書類に関する注記(抜粋)

過利息を受取る権利があるという判決を下しました。パークレイズは裁判所の判決に対して、オンタリオ控訴裁判所(以下「控訴裁判所」という。)に控訴しました。2013年7月26日、控訴裁判所は、パークレイズの控訴を却下する判決を下しました。パークレイズは現在、この判決に関して取るべき選択肢を検討しています。控訴裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されない場合、パークレイズはその損失を、約5億カナダドルから現在までに認識した減損引当金を控除した金額になると見積っています。パークレイズは控訴裁判所の判決を十分に考慮して、引当金の金額を変更しました。

LIBOR 民事訴訟

パークレイズ及び他の銀行は、米ドル建 LIBOR への金利情報提供を行うパネル銀行としての役割に関連して米国連邦裁判所で係属中の集団訴訟及び集団訴訟ではない訴訟において被告とされています。そのうち最初の訴訟は2011年4月15日に提起されました。訴状はほぼ同様で、特に米ドル建 LIBOR の金利の抑制又はその他の操作を行うことにより、パークレイズ及び他の銀行は個別に、また共同で、シャーマン法、米国商品取引所法、威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法(以下「RICO 法」という。)並びに様々な州法の様々な規定に違反したと主張しています。当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償並びにシャーマン法及び RICO 法に基づき3倍の損害賠償を求めています。集団訴訟では、(i)米ドル建 LIBOR に連動した店頭取引を行った、(ii)米ドル建 LIBOR に連動した金融商品を取引所で購入した、(iii)米ドル建 LIBOR に連動した債券を購入した、(iv)米ドル建 LIBOR に連動した変動金利モーゲージを購入した、又は(v)米ドル建 LIBOR に連動したローンを発行した原告らを特に代表して提起したと主張しています。米ドル建 LIBOR 訴訟の大部分は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所の訴訟に併合されています。2013年3月29日、裁判所は、主要6件の訴訟において、パークレイズ及び他のパネル銀行である被告らに対する請求の大部分を棄却する判決を発表しました。この判決を受けて、これら6件の訴訟の様々な原告らは、修正訴状の提出又は判決のある側面に関する控訴のいずれかに関して裁判所からの許可を求めています。これらの請求は、依然として裁判所が検討しています。他の原告らは、同じ主張に基づき、州裁判所で新たな訴訟を提起しました。パークレイズを含む被告らは、この訴訟を連邦裁判所に移管させており、現在、併合訴訟を担当している同じ判事の元に戻そうと試みています。さらに、その他に多数の訴訟が、様々な係属中の請求に対する判決が下るまで、同じ判事によって引き続き延期されています。

今後の訴訟及び様々な係属中の請求に対する判決が下るまで、この判決の最終的な影響は不明ですが、この判決が他の裁判所によって解釈され、下記の訴訟を含む他の訴訟に影響を与える可能性があります。なお、その中には、別の基準金利に関係するものもあります。

2013年2月13日、パークレイズ及び他の銀行を相手取り、米ドル建 LIBOR に関する追加の個別訴訟がニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所で開始されました。原告らは、被告らが共謀して米ドル建 LIBOR を引き上げ、それによって借入金の担保として差し入れている債券の価値を下落させ、最終的にその債券を市場の底値で売却する結果になったと主張しています。この訴訟は、ニューヨーク州南部地区の別の判事に担当となり、併合訴訟とは異なるスケジュールで進行しており、2013年末までに却下を求める申立てが裁判所に完全に提出される予定です。

2012年4月30日、上場デリバティブに関わった原告らが、パークレイズ及び他の日本円建 LIBOR のパネル銀行を相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所で追加の集団訴訟を開始しました。訴状では、日本銀行協会のユーロ円東京銀行間取引金利(以下「TIBOR」という。)のパネルのメンバーの名前も挙げられていますが、パークレイズはそのメンバーではありません。訴状は特に、2006年から2010年の間にユーロ円 TIBOR 及び日本円建 LIBOR の金利操作並びに連邦反トラスト法違反があったと主張しています。

2012年7月6日、EURIBOR 関連の金融商品を売買した原告らが、パークレイズ及び他の EURIBOR のパネル銀行を相手取り、さらに追加の集団訴訟を地方裁判所で開始しました。訴状は特に、2005年1月1日から始まり2009年12月31日まで継続して、EURIBOR の金利操作並びにシャーマン法及び米国商品取引所法違反があったと主張しています。2012年8月23日、原告らは自主的に訴状を取り下げました。

2013年2月12日、NYSE LIFFE EURIBOR 先物取引を売買した原告らが、パークレイズ及び他の EURIBOR のパネル銀行を相手取り、集団訴訟を開始しました。訴状は、2005年6月1日から2010年6月30日まで継続的に、EURIBOR の金利操作及びシャーマン法違反があったと主張しています。この訴訟は現在、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において係属中です。

さらに、パークレイズは、EURIBOR を参照する金融商品に関する潜在的な連邦反トラスト法違反に関連して、米国司法省反トラスト局から条件付で制裁措置の減免を認められています。条件付の減免措置が認められた結果、パークレイズは、(i)条件付制裁措置の減免の対象となる行動に基づき、連邦反トラスト法に基づく反トラスト民事訴訟において損害賠償が認められた場合、その責任を3倍損害賠償ではなく実際の責任に限定すること、(ii)パークレイズが米国司法省及び協力義務を履行した民事訴訟を統括する裁判所を納得させることを条件として、かかる反トラスト民事訴訟に関連した潜在的な連帯責任から救済されることが認められています。

パークレイズはまた、LIBOR への金利情報提供を行うパネル銀行としてのパークレイズの役割に関連してニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所で係属中の有価証券集団訴訟において、パークレイズの現職及び元の役員及び取締役4名と共に被告とされています。訴状では、パークレイズの2006年度から2011年度の年次報告書に、特にパークレイズのオペレーショナル・リスク管理プロセス及び特定の法規制の準拠に関して虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張しています。

財務書類に関する注記(抜粋)

訴状はまた、パークレイズの日次米ドル建 LIBOR の提出が米国証券法に違反して、虚偽の記載を構成していると主張しています。訴状は、2007 年 7 月 10 日から 2012 年 6 月 27 日の間にアメリカの証券取引所でパークレイズがスポンサーとなっている米国預託証券を購入した全ての個人又は事業体で形成される集団を代表して提起されました。訴状は、米国 1934 年証券取引所法第 10(b)条及び第 20(a)条に基づく請求を主張しています。2013 年 5 月 13 日、裁判所は、訴状全体の却下を求めたパークレイズの申立てを認めました。却下について再検討を求める原告らの申立ては 2013 年 6 月 13 日に退けられました。原告らは、2013 年 7 月 12 日に、第 2 巡回区連邦控訴裁判所に控訴しました。

上記の訴訟のいずれかの潜在的なエクスポージャーが及ぼす財務上の影響、あるいは影響がある場合に特定の期間の経営成績、キャッシュフロー又はパークレイズの財政状態に与える影響額を見積ることはできません。

FERC の調査

注記 21 をご参照ください。

その他

パークレイズは、英国と、米国を含む多くの海外の管轄区の両方において、債権回収、消費者からの請求及び契約上の論争を含む、通常の事業で生じる請求に関連して、その他の様々な訴訟に原告又は被告として関わっています。パークレイズは、パークレイズが当事者となっているこれらの訴訟のいずれの最終的な判決も、当グループの経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に重大で不利な影響を与えるとは予想しておらず、また、パークレイズは、これらの請求に伴う偶発債務を確実に見積ることができる理由から、又はそのような偶発債務の開示が当該訴訟の進行に不利益をもたらす可能性があるとの理由から、当該偶発債務について開示していません。パークレイズが発生する可能性の高い損失を確実に見積ることができ、その損失が僅少でない場合、これらの訴訟に対して引当金が認識されています。

競争および規制関連事項(原文注記 21)

本注記ではパークレイズが直面している主な競争上および規制上の問題の一部を取り上げていますが、こうした問題の多くはパークレイズの統制が及ばないものです。これらの事項、およびパークレイズが関与しているあるいは将来関与する可能性のあるその他の競争上および規制上の事項が、パークレイズに与える影響の程度は必ずしも予測可能ではなく、当グループの事業および収益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

構造改革

銀行業界に対する行政および規制当局による精査が続いており、一部のケースにおいては当グループの構造および経営に大きな影響を及ぼし得る規制の強化あるいは変更につながっています。

英国政府は 2013 年 2 月 4 日、金融サービス(銀行改革)法案を下院に提出しました。同法案により、英国の規制当局は、特に以下の点に関して、英国独立銀行委員会(ICB)の主な勧告を実施する権限を有することとなります。すなわち、(i)英国の銀行による英国および欧州経済領域(EEA)でのリテール銀行業務について、法的に別個の、他の業務運営から切り離された、経済的に独立している事業体に分離すること(いわゆる「リングフェンス」)、(ii)リングフェンスされた銀行および英国に本社を置いているグローバル金融システム上重要な銀行に、バーゼル 3 のガイドラインを上回る水準まで損失負担能力を高めさせること、(iii)銀行が破綻した場合に、金融サービス補償スキームの下で預金保護を優先させるようにすること、です。また、同法案は、プルーデンス規制機構(PRA)に特定の状況において英国の銀行を完全に隔離する権限を留保するように規定しています。本法案は下院を通過し、現在上院に提出されています。

財務書類に関する注記(抜粋)

2013年3月8日、英国政府は第2次法案を公表しました。英国政府は、第1次、第2次法案の双方を2015年5月までに制定し、2019年1月1日までに英国の銀行にこれを遵守させる意向です。

英国議会の銀行規範委員会(PCBS)は2013年6月19日、英国銀行セクターについての最終報告書を公表しました。これにより第1次、第2次法案にさらなる変更が加えられることが予想されます。PCBSの報告書は特に以下の点について提言しています：(i)銀行セクターにおいて意思決定の完全な説明責任を確実にするための個人を対象とした新たな「シニアパーソン(上位役職者)」体制、(ii)リスクと報酬の関係を改善するための上級経営陣および影響力を有するその他の銀行従業員の報酬制度の改革、(iii)無謀な違法行為に対する新たな刑法上の罪を含めた制裁措置および執行。英国政府は2013年7月8日にPCBSの報告書への回答を公表し、この中で報告書の主要な調査結果の支持、および多数の提言の実施へのコミットメントを示しました。

米国のドッド＝フランク・ウォールストリート改革・消費者保護法(金融規制改革法)では、特に、米規制当局が定める包括的な健全性および監督要件が適用される米国中間持株会社の下に米国で事業を行う外国銀行の米国子会社を置くことが求められると予想されます。パークレイズの事業および市場への全体的な影響が明らかになるのは、政府当局が最終的な主要実施規則を導入してからとなります。このプロセスは現在進行中で、今後数年で実施されると予想されます。

2012年10月2日、エリッキ・リーカナン氏を議長とする高度な専門家グループがEUの銀行セクターの構造改革についての報告書(リーカナン報告書)を欧州委員会に提出しました。同報告書は、自己勘定取引およびその他の高リスクのトレーディング活動を(水準によって)預金を扱う銀行から強制的に分離するなどの5つの主要提言を盛り込んでいます。欧州委員会は、特に現在提案されている立法上の改革に照らして、同報告書の提言が経済成長、EUの金融サービスの安全性および完全性に与える影響を検証しており、2013年第3四半期に銀行の構造上の分離についての法案を公表する見通しです。法案は最も早い場合でも2015年までは最終決定されないと見込まれます。パークレイズの事業および市場への全体的な影響が明らかになるのは、欧州委員会およびその他の欧州の立法機関が最終的な主要施行規則を採用してからとなります。

カード手数料

英国の公正取引局および欧州の他の競争監督当局は、引き続きビザおよびマスター・カードのクレジットカードおよびデビットカードの手数料率に関する調査を行っています。この調査によって生じる主要リスクは、訴訟、新規制の提案および競争監督当局による課徴金が課される可能性です。これらのリスクが生じる可能性やパークレイズに与える財務上の影響を現時点で予測することはできません。

ロンドン銀行間取引金利

英国金融行動監視機構(FCA)、米国商品先物取引委員会(CFTC)、米国証券取引委員会(SEC)、米国司法省詐欺対策課(DOJ-FS)および反トラスト局(DOJ-AD)、欧州委員会、英国重大不正捜査局、シンガポール通貨監督庁、日本国金融庁、イタリア・トラニ市検察当局、米国の多数の州司法長官などの様々な当局が、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)、欧州銀行間取引金利(EURIBOR)など各種の金融基準金利を設定あるいは取りまとめる機関に対してパークレイズおよび他の金融機関が行った金利の申告に関する調査を行っています。

2012年6月27日、パークレイズは英国金融サービス機構(FSA:FCAの前身)、CFTCおよびDOJ-FSと本件に関して和解に達し、2012年に合計2億9,000万ポンドの課徴金を支払うことに同意したと発表しました。この和解に伴い、パークレイズはFSAとの和解協定、DOJ-FSとの非訴追協定(NPA)、CFTCとの和解命令協定(CFTC命令書)を締結しました。また、パークレイズはEURIBORを参照する金融商品について、米国反トラスト法違反の可能性に関連してDOJ-ADから条件付で制裁措置の減免を認められています。

FSAとの和解協定の内容は部外秘ですが、5,950万ポンドの課徴金を課したFSAの最後通達はFCAのウェブサイトで閲覧可能です。FSAはこの文書において課徴金を課す理由を述べ、和解原則について言及し、和解の条件の根拠となった事実と論拠を説明しています。NPAおよびCFTC命令書の要旨は以下のとおりです。NPAおよびCFTC命令書の全文はそれぞれDOJとCFTCのウェブサイトで閲覧できます。

CFTC命令書は、2億ドルの民事制裁金の支払いに加え、米国商品取引法の特定条項に対する違反の再発防止、LIBORおよびEURIBORを含めた基準金利の申告の完全性と信頼性を確保するための具体的な措置の実施、および関連する内部統制の改善をパークレイズに求めています。CFTC命令書がパークレイズに求めている主な項目は以下のとおりです。

- パークレイズの取引に最大の比重を置き、特定の調整および考慮に従い、特定の要因に基づいて申告を行うこと。
- トレーダーと申告者の間のやり取りを含む不適切なやり取りを防止するためのファイア・ウォールを導入すること。
- 申告に関する特定の文書を作成および保管し、関連するやり取りを記録すること。
- 申告および関連プロセスに関する監査、監視、研修のための措置を導入すること。
- CFTC命令書の条件の遵守についてCFTCに定期的に報告を行うこと。

財務書類に関する注記(抜粋)

- 基準金利に関する基準の厳格化を促進するために最大限の努力を行うこと。
- 継続中の CFTC の基準金利に関する調査に引き続き協力すること。

パークレイズは NPA の一環として、1 億 6,000 万ドルの課徴金を支払うことに同意しました。さらに、DOJ はパークレイズが NPA に明記された義務を履行することを条件に、LIBOR および EURIBOR を含めた基準金利の申告に関連する犯罪に関して(DOJ が合意を交わす権限を持たず、DOJ が合意を交わすことのない税犯罪を除く)パークレイズを起訴しないことに合意しました。特に、NPA の下でパークレイズが 2012 年 6 月 26 日からの 2 年間を対象として合意した主な項目は以下のとおりです。

- いかなる米国の犯罪行為も行わないこと。
- DOJ がパークレイズに照会する全ての件に関するパークレイズ、その役員、従業員の活動、その他に関連する免責特権のない情報を誠実かつ全面的に開示すること。かかる情報は NPA で制限されているものを除き、あらゆる目的に使用できるとすること。
- パークレイズまたはその従業員による詐欺あるいは証券および商品市場関連法の違反に関わる全ての潜在的な犯罪行為を DOJ に報告すること。
- 米国行政当局がパークレイズまたはその従業員に対して、詐欺または証券および商品市場関連法の違法行為を理由に行う全ての犯罪または規制に関する調査、行政手続き、または民事訴訟を DOJ に報告すること。

また、パークレイズは NPA に記されている行為により発生する調査または訴訟に関連し、DOJ およびその他の米国行政当局に協力することに合意しました。この協力は、かかる調査および訴訟が全て終了するまで続けられます。パークレイズは進行中の他の調査にも引き続き協力いたします。

2012 年 6 月 27 日の和解の発表に続いて、米国の 38 の州司法長官が LIBOR、EURIBOR および東京銀行間取引金利(TIBOR)の独自調査を開始しました。州司法長官の連合体を代表してニューヨーク州司法長官は 2012 年 7 月 17 日付でパークレイズ(およびその他の多数の銀行)に召喚状を送付して広範な情報を提供するように求め、その後、パークレイズに対し、文書および取引データの追加的な情報提供を要請しました。パークレイズはこれらの要請に順次対応しています。また、パークレイズは州司法長官の連合体と秘密保持協定、および 2014 年 4 月 1 日を期限とするトーリング協定を締結しています。

これらの件が特定の期間におけるパークレイズの業績、キャッシュフロー、財政状態に及ぼしうる財務上の影響の程度や影響の内容を見積もることは実際的ではありません。

これらの調査に関連して発生する訴訟については原文の注記 20 をご参照ください。

FERC による調査

米国連邦エネルギー規制委員会(FERC)施行局は、2006 年後半から 2008 年の期間にパークレイズが実施した米国西部における電力取引について調査を行っています。2012 年 10 月 31 日、FERC は本件に関してパークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し公式の理由開示命令書および罰金案通知書を発行しました。FERC はこの命令書および通知書において、パークレイズ・バンク・ピーエルシーが 2006 年 11 月から 2008 年 12 月までカリフォルニア州およびその周辺の電力市場を操作し、FERC の反不正操作規制に違反したと主張し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに民事制裁金の支払いと利益の返還を提案しました。2013 年 7 月 16 日、FERC は民事制裁金を課す命令書を発行し、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対する民事制裁金を 4 億 3,500 万ドルと決定するとともに、利益に金利を加算した合計 3,490 万ドルの返還を命じました(これらは理由開示命令書および罰金案通知書で提案された金額と同じです)。制裁金と利益返還額を徴収するためには、FERC は連邦裁判所に民事訴訟を提起する必要があります。パークレイズは本件に関して徹底的に抗弁する意向です。

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の反トラストに関する調査

欧州委員会および DOJ-AD は、(それぞれ 2011 年と 2009 年に)CDS 市場の調査を開始しました。2013 年 7 月 1 日、欧州委員会はパークレイズおよびその他の 12 の銀行、マークイット、国際スワップデリバティブ協会(ISDA)に対して異議告知書を発行しました。本件は、特定の銀行が結束して取引所を介して取引されるクレジット・デリバティブ商品の進出を妨げた問題に関するものです。欧州委員会は、本件の判断を下す場合に制裁を課す意向を示唆しています。欧州委員会の制裁には課徴金が含まれる可能性があります。DOJ-AD の調査は民事事件調査で、類似の問題に関するものです。また、米国では類似の問題について申し立てる推定的集団訴訟が提起されています。これらの判断の時期は不透明で、これらがパークレイズに及ぼしうる財務上の影響の見積もりを示すことはできません。

その他規制関連調査

FCA と重大不正監視局はパークレイズとカタルの利害関係者の間で合意された特定の商業契約に関する調査を行っており、これらが 2008 年 6 月と 11 月にパークレイズが実施した資本調達に関係していた可能性について調べています。FCA の調査は、

財務書類に関する注記(抜粋)

パークレイズおよびパークレイズ・グループの財務担当取締役であるクリス・ルーカスを含む現・元幹部 4 名に関わるものです。FCA の強制調査は 2012 年 7 月に、重大不正監視局による調査は 2012 年 8 月に開始されています。

FCA は 2013 年 6 月 27 日にパークレイズに対して、これらの商業契約についての暫定的な調査結果を提示しました。パークレイズは 2013 年 7 月 25 日に FCA の暫定的調査結果に異議を唱えました。パークレイズは近々更なる状況の進展があること期待しています。

2012 年 10 月、パークレイズは DOJ と SEC から、パークレイズのビジネスの獲得および維持を支援する第三者と当グループとの関係が米国の海外腐敗行為防止法を遵守しているか否かについての調査を開始したとの通知を受け取りました。また、DOJ と SEC は商業契約についての調査も進めており、米国連邦準備制度理事会も状況の進展に関して報告するよう要求しています。

パークレイズは全ての当局に全面的に協力しています。不利な結論が下された場合にパークレイズにどの程度の財務上の影響が及ぶかを見積もることはできません。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。
なお、以下の情報は、2013年3月8日に公表されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2012年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である*。

1. 事業内容の概要

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング（「UKRBB」）は、当座預金、貯蓄預金及びウールウィッチブランドのモーゲージを提供する英国における有数の大手銀行である。UKRBBはまた、無担保ローン、一般保険、バンキング及び送金サービスを中小企業に提供している。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングは、スペイン、イタリア、ポルトガル及びフランスにおいてクレジットカードを含むリテール・サービスを提供し、様々な販売網を通じて中小企業に事業者向け貸付を提供している。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング（「アフリカRBB」）は、アフリカ及びインド洋の各地でリテール、コーポレート及びクレジットカードのサービスを提供している。アフリカRBBは、かつてパークレイズ・アフリカ及びアブサとして報告されていた事業を統合したものである。

パークレイカード

パークレイカードは、消費者及び法人顧客に対し、クレジットカード及び消費者向貸付を含む国際的な決済サービスを提供している。

* 但し、2008年度、2009年度、2010年度及び2011年度の主要な経営指標に関する情報は、2012年6月27日に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書及び各年度の年次報告書（アニュアル・レポート）を出典としている。

インベストメント・バンク

パークレイズのインベストメント・バンク部門は、大企業、各国政府及び機関投資家に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

コーポレート・バンキング

コーポレート・バンキングは、英国及び世界各地で、大企業、金融機関及び多国籍企業を対象に総合的なバンキング・ソリューションを提供している。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントは、世界各国のプライベート顧客及び仲介代理店顧客に焦点を合わせ、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、投資運用、信託業務、並びに委託売買業務を提供している。

本社及びその他の事業

本社及びその他の事業は、本社及び本部サポート機能、移行事業及び連結調整から構成されている。

2. 主要な経営指標等の推移

別紙に記載。

(別紙)

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2008年度、2009年度、2010年度、2011年度及び2012年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

当グループ					
	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書からの 抜粋データ（注1）					
保険金控除後の収益合計	24,539	32,382	31,450	29,094	23,069
税引前利益（注2）	99	5,974	6,079	4,559	6,035
税引後（損失）／利益（注2）	(384)	4,046	4,563	10,289	5,249
貸借対照表からの 抜粋データ					
非支配持分を除く 株主資本	60,038	62,078	59,174	55,925	41,202
資産合計	1,490,747	1,563,402	1,490,038	1,379,148	2,053,029
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	(15,014)	28,868	17,722	41,421	32,870
投資活動からの キャッシュ純額	(6,720)	(1,912)	(5,627)	12,260	(8,755)
財務活動からの キャッシュ純額	(1,923)	(5,750)	1,123	(610)	13,117
現金及び現金同等物 一期末現在	121,907	149,673	131,400	114,340	64,509
その他					
当期包括利益合計	(505)	4,840	4,500	10,836	7,190
平均従業員数（注3）	143,700	149,700	151,300	153,800	151,500

(続き)

当行					
	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
損益計算書からの 抜粋データ (注1)					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益 (注2)					
税引後利益 (注2)					
貸借対照表からの 抜粋データ					
非支配持分を除く 株主資本	47,705	50,759	50,045	47,831	33,879
資産合計	1,515,163	1,602,603	1,536,290	1,399,428	1,987,542
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	(4,256)	26,250	13,075	26,953	41,436
投資活動からの キャッシュ純額	(9,286)	(475)	(5,422)	24,287	(20,840)
財務活動からの キャッシュ純額	(4,264)	(4,215)	1,942	(533)	9,194
現金及び現金同等物 一期末現在	107,664	128,572	109,009	96,357	48,044
その他					
平均従業員数 (注3)					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2008年度、2009年度、2010年度、2011年度及び2012年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2009年度に売却された事業による税引後利益(売却益を含む)は、2009年度の税引後利益に含まれている。2009年度より前の当該事業による税引前利益は、税引前利益に含まれている。

(注3) 従業員数には臨時社員及び派遣職員を含まない。当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。